平成27年第1回定例会

東吾妻町議会会議録

平成27年 3月 4日 開会

平成27年 3月17日 閉会

東吾妻町議会

平成27年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

第 1 号 (3月4日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名3
○職務のため出席した者4
○議長挨拶
○表彰状及び感謝状伝達
○町長挨拶
○開会及び開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名7
○会期の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
○諸般の報告8
○議員派遣の件について8
○諮問第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決9
○議案第16号の上程、説明、議案調査10
○議案第17号~議案第20号の一括上程、説明、議案調査11
○議案第21号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・13
○議案第22号~議案第24号の一括上程、説明、議案調査・・・・・・・・・14
○議案第25号~議案第27号の一括上程、説明、議案調査・・・・・・・・・18
○議案第28号の上程、説明、議案調査21
○議案第29号の上程、説明、議案調査22
○議案第30号の上程、説明、議案調査25
○議案第31号の上程、説明、議案調査26
○議案第32号の上程、説明、議案調査27
○議案第33号の上程、説明、議案調査28

○議案第34号の上程、説明、議案調査30
○議案第35号の上程、説明、議案調査31
○議案第36号の上程、説明、議案調査32
○議案第37号の上程、説明、議案調査33
○議案第38号及び議案第39号の一括上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・35
○議案第1号の上程、説明、議案調査36
○議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託72
○議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託・・・・・・・・・78
○議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託80
○延会について83
○延会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2 号 (3月5日)
○議事日程85
○本日の会議に付した事件······85
○出席議員85
○欠席議員86
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名86
○職務のため出席した者86
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議事日程の報告87
○議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託・・・・・・・・87
○議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託89
○議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託92
○議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託94
○議案第9号の上程、説明、議案調査97
○議案第10号の上程、説明、議案調査
○議案第11号の上程、説明、議案調査
○議案第12号の上程、説明、議案調査
○議案第13号の上程、説明、議案調査

○議案第14号の上程、説明、議案調査	114
○議案第15号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	116
○議案第40号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	117
○議案第41号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	122
○議案第42号及び議案第43号の一括上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	127
○議案第44号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	129
○議案第45号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	130
○議案第46号の上程、説明、議案調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	131
○請願書・陳情書の処理について	133
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	133
第 3 号 (3月16日)	
○議事日程······	135
○本日の会議に付した事件	137
○出席議員	137
○欠席議員	137
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	137
○職務のため出席した者	137
○開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
○議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	138
○議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決	138
○議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の質疑、自由討議、	
討論、採決	139
○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決	140
○議案第22号、議案第23号、議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決	141
○議案第25号、議案第26号、議案第27号の質疑、自由討議、討論、採決	147
○議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決	148
○議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決	149
○議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決	150
○議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決	150

○議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決	151
○議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決	
○議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決	
○議案第35号の質疑、自由討議、討論、採決	
○議案第36号の質疑、自由討議、討論、採決	154
○議案第37号の質疑、自由討議、討論、採決	154
○議案第38号、議案第39号の質疑、自由討議、討論、採決	
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	
○議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	186
○議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	188
○議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	189
○議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	191
○議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	192
○議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	193
○議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決	194
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	196
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	197
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	197
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	198
○議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決	199
○議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決	199
○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決	200
○議案第45号の質疑、自由討議、討論、採決	201
○議案第46号の質疑、自由討議、討論、採決	201
○請願書・陳情書の委員会審査報告	210
○発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	218
○発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	219
○発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	220
○閉会中の継続審査(調査)事件について	221
○延会について	221

○延:	会の	宣告	÷·····	• • • • •		222
Ĵ	第	4	号	(3	3月17日)	
○議	事日	程…				225
○本	日の	会諱	をにた	けした	と事件	225
〇出)		員…				225
〇欠		員…				225
〇地	方自	治法	:第1	2 1	L条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	225
○職	務の	ため	出席	ました	と者	226
○開	議の	宣告	.			227
○議	事日	程の	報告	-		227
	攻一	般質	〔問…			227
7	拫	津	光	儀	君	227
3	須	崎	幸	_	君	237
-	_	場	明	夫	君	247
3	青	柳	はる	らみ	君	261
2	金	澤		敏	君	268
	長挨	拶…				275
○議	長挨	拶…				276
○閉:	会の	宣告	.			277
○署	名議	員				279

平成27年3月4日(水曜日)

(第 1 号)

平成27年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程(第1号)

平成27年3月4日(水)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第16号 東吾妻町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につい て
- 第 9 議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第10 議案第20号 東吾妻町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 第11 議案第21号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例について
- 第13 議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例について
- 第14 議案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について
- 第15 議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例について
- 第16 議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
- 第17 議案第27号 東吾妻町地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例について
- 第18 議案第28号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並

びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について

- 第19 議案第29号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第30号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第31号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第32号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第33号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第34号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
- 第25 議案第35号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第26 議案第36号 東吾妻町小学校入学祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 第27 議案第37号 東吾妻町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第 1号 平成27年度東吾妻町一般会計予算
- 第31 議案第 2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第32 議案第 3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第33 議案第 4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第34 議案第 5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第35 議案第 6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第36 議案第 7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第37 議案第 8号 平成27年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第38 議案第 9号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)
- 第39 議案第10号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第40 議案第11号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第41 議案第12号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第42 議案第13号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 第43 議案第14号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第44 議案第15号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

- 第45 議案第40号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第46 議案第41号 東吾妻町営土地改良事業(松谷)計画の変更について
- 第47 議案第42号 町道路線の廃止について
- 第48 議案第43号 町道路線の認定について
- 第49 議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第50 議案第45号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 第51 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

	1番	橋	爪	英	夫	君		2番	重	野	能	之	君
	3番	佐	藤	聡	_	君		4番	根	津	光	儀	君
	5番	樹	下	啓	示	君		6番	Щ	田	信	行	君
	7番	水	出	英	治	君		8番	茂	木	恒	$\vec{\underline{}}$	君
	9番	金	澤		敏	君	1	0番	青	柳	はる	5み	君
1	1番	須	崎	幸	_	君	1	2番	浦	野	政	衛	君
1	3番	_	場	明	夫	君	1	4番	菅	谷	光	重	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	中	澤	恒	喜	君	副町	長	渡	辺	三	司	君
教 育	長	小	林	靖	能	君	総務調	課 長	角	田	輝	明	君
企 画 課	長	佐	藤	喜知	口雄	君	保健福祉	上課長	加	辺	光	_	君
町民課	長	本	多	利	信	君	税務会計 兼会計管	十課長 5理者	松	井	秀	之	君
産業課	長	荒	木	博	之	君	建設	課 長	加	辺		茂	君
上下水道調	長	土	屋	利	夫	君	事業	課 長	轟			馨	君
教 育 課	長	丸	Щ	和	政	君							

職務のため出席した者

◎議長挨拶

○議長(橋爪英夫君) おはようございます。

開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

3月に入りましたが、まだまだ寒い日が続いております。

東日本大震災から間もなく4年を迎えます。被災者の生活再建、被災地の復興の道筋はいまだ途上であり、原発事故の処理問題など、多くの問題を抱えたままとなっております。これからも継続的な対策、支援が必要とされております。

さて、本日ここに平成27年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には年度末の極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

本定例会には、平成27年度予算案を初め、各種条例の制定・改正、平成26年度補正予算など、多くの重要案件が提出されます。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって、審議に臨まれることをお願いしたいと思います。長い会期が予定されます。町長初め、執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたします

また、本日は、傍聴の申し入れがあり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に 傍聴されますよう、よろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用 資料は、お帰りの際にはお返しくださいますよう、あわせてお願いを申し上げます。

◎表彰状及び感謝状の伝達

〇議長(橋爪英夫君) なお、全国町村議会議長会より、多年にわたり議員活動を通じ地方自 治の進展に多大な貢献があった方へ、表彰がございました。当議会においても、議員在職15 年以上で、菅谷光重議員が受賞されました。表彰状をお預かりしております。

また、同じく菅谷光重議員へは、群馬県知事より感謝状をお預かりしておりますので、それぞれ伝達を行いたいと思います。

菅谷光重議員、前へお進みください。

(14番 菅谷光重君 登壇)

〇議長(橋爪英夫君) 表彰状、群馬県東吾妻町、菅谷光重殿。

あなたは町村議会議員として、多年にわたり地域を振興・発展に寄与されたその功績はま ことに顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日、全国町村議会議長会会長、蓬清二。代読。

おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

〇議長(橋爪英夫君) 感謝状、菅谷光重殿。

吾妻町議会議員及び東吾妻町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し、地方 自治の振興に寄与されました。ここに深く感謝の意をあらわします。

平成27年2月18日、群馬県知事、大澤正明。代読。

おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(橋爪英夫君) 以上で表彰状及び感謝状の伝達を終わります。

◎町長挨拶

○議長(橋爪英夫君) 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) おはようございます。

平成27年第1回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

弥生3月を迎え、ようやく春の息吹を感じるようになってまいりました。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、 心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは、菅谷光重議員が長年の議員活動の功績により、全国町村議会議長会議員 15年表彰及び県知事感謝状の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、今後のご 活躍をお祈り申し上げます。まことにおめでとうございました。

さて、国においては、2015年度予算が暫定予算となる見通しでございますが、町といた しましては、総合計画の基本理念を着実に推進することを踏まえ、平成27年度一般会計当初 予算を編成してまいりました。総額では85億1,600万円の予算規模となり、対前年度比では 0.5%の減、金額にして4,200万円の減額となりました。

本定例会では、人権擁護委員候補者の推薦1件、条例関係といたしまして、東吾妻町行政 手続条例の一部を改正する条例についてなど24件、予算関係では平成27年度一般会計予算 など15件、その他6件、合わせて46件を予定させていただきました。慎重かつ熱心なご審 議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いをいたしまして、開会 の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長(橋爪英夫君) ただいまより平成27年第1回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時12分)

◎議事日程の報告

○議長(橋爪英夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(橋爪英夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、5番、樹下啓示議員、6番、 山田信行議員、7番、水出英治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(橋爪英夫君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月17日までの14日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認め、会期は14日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は3月5日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。限られた質問時間の中で十分な効果を上げていただくため、議員各位には従前より理論的、具体的な通告書作成にご協力をいただいております。今後もより一層皆さんにご協力をいただき、建設的な政策議論に臨んでいただきたいと存じます。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確にわからない場合、または町の事務の 範囲以外の場合は、通告書が受理できないことがありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な運 営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長(橋爪英夫君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は、印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどごらんをいただきまして、議会活動及び議員活動に資していただければと思います。

なお、教育委員会より東吾妻町教育委員会事務の点検・評価報告書が本日提出され、配付 をしてありますので申し添えます。

◎議員派遣の件について

○議長(橋爪英夫君) 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る2月26日に開催されました平成26年度群馬県吾妻振興局県政説明会について、10番、 青柳はるみ議員より報告願います。

(10番 青柳はるみ君 登壇)

○10番(青柳はるみ君) それでは、議員派遣についてを報告いたします。

吾妻振興局県政説明会が、去る2月26日、中之条町ツインプラザにおいて、郡内関係者出席のもと開催されました。

初めに、ご挨拶いただいた吾妻振興局中山局長、次に南波県議のお話の中では、上信道の 事業促進、八ッ場ダム早期完成を目指して吾妻の振興策についての説明がありました。

この後、吾妻県税事務所では、平成27年度県当初の予算案、組織改正についての説明から始まり、順次、吾妻保健福祉事務所、吾妻環境森林事務所、吾妻農業事務所、中之条土木事務所、吾妻教育事務所、八ッ場ダム水源地対策事務所の7事務所からの説明がありました。

この後、県企画部向田課長より、高崎競馬場跡に計画されているコンベンションホールに ついての説明もありました。

質疑応答の後、終了いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長(橋爪英夫君) 青柳はるみ議員の報告を終わります。

以上で、議員派遣の件についてを終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を 申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員5名のうち、佐藤弘様が本年6月30日をもって任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がありました。

人権擁護委員は地域住民の中から、人格、見識のすぐれた、広く社会の実情に通じ、社会 的信望を得るなど、人権擁護に理解のある方を推薦することとされております。

慎重に考慮する中で、今回任期満了となられる佐藤弘様に引き続きお願い申し上げたところ、快く内諾を得られましたので、再度推薦したい考えでおります。

佐藤様は、五町田214番地在住で年齢は70歳、平成18年7月1日から3期9年にわたり、 人権擁護委員としてご活躍をされ、上部機関の役員も歴任しており、年齢も再任可能な75 歳未満であります。

町といたしましては、佐藤様が人権擁護委員の推薦基準を満たし、本人の希望も考慮し、 再任推薦ということで本会議に提案を申し上げた次第でございます。

推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件については、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを適任と認めることに賛成の方は 起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本案は、原案のとおり適任と認められました。

◎議案第16号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第6、議案第16号 東吾妻町行政手続条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第16号 東吾妻町行政手続条例の一部を改正する条例について、 提案理由の説明を申し上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、行政手続法の一部を改正する法律が平成27 年4月1日に施行されることに伴い、処分等の求め及び行政指導の中止等の求め等の手続を 導入するための改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) お世話になります。

それで、今回の改正につきまして、ご説明を申し上げます。

国の行政手続法の改正が平成27年4月1日に施行になりますので、それに合わせまして改 正するものでございます。

今回の改正は、手続の拡充、拡大を図るための改正でございまして、改正の内容は、行政 指導を行う際、現行の趣旨、内容、責任者に加え、根拠法令の条項、法令規定される要件、 要件に適合する理由を明示すること。法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合 には、指導を受けた相手方は、町に中止等を求めることができること。何人も法令違反の事 実を発見したときは、是正のための処分等を町に求めることができることでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第33条2項に行政指導の方式、第34条の2、行政指導の中止等の求め、第34条の3に処分等の求めの条文を加えるものであります。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第17号~議案第20号の一括上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第7、議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、日程第9、議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第10、議案第20号 東吾妻町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第20号 東吾妻町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に 施行することに伴い、従来の委員と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることにな り、教育長が常勤の特別職に位置づけられ、所要の条例改正及び制定でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- O議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 - 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 先ほど、町長より説明がありましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日に施行されます。この改正の概要は、教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定、国の地方公共団体の関与の見直しでございます。この改正により、新たな教育長は常勤の特別職に位置づけられます。

議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんください。

第2条に教育長を加える改正でございます。

議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例の新旧対照表 をごらんください。

条例名を東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に改め、第1条

で教育長を加えるとともに、町長等を特別職の職員に改め、教育長の給料月額を加える改正でございます。第2条につきましても、町長等を特別職の職員に改めるものでございます。

議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の 新旧対照表をお願いいたします。

議案第18号で条例名を改正しましたので、第2条の条例名を東吾妻町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に改めるものでございます。

議案第20号は、改正前の教育長は一般職として位置づけられていたため、地方公務員法第35条により、職務専念義務が課せられていましたが、特別職となったことで同条の適用から外れることとなり、新たな教育長の職務専念義務が改正法の第11条第5項として追加され、条例により職務専念義務の特例を定める条例でございます。

なお、各条例とも現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する経 過措置を附則で規定しております。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本4件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第21号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第11、議案第21号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び 各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と いたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第21号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の 委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し 上げます。

今回、改正をお願いする内容につきましては、選挙管理委員会補充員の報酬を削り、学校

給食運営委員の報酬を年額から日額に変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) それでは、新旧対照表をごらんください。

先ほど、町長より説明がありましたとおり、選挙管理委員会補充員の報酬を削り、学校給 食運営委員の報酬を実情に合わせまして、年額から日額に変更する改正でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第22号~議案第24号の一括上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第12、議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例について、日程第13、議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等 に関する条例について及び日程第14、議案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例について、 議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例について、議 案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について、本3件は関連 がございますので、一括提案とさせていただき、提案理由の説明を申し上げます。

子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度が4月から本格スタートいたします。市町村では新制度の施行に伴う関係例規の整備が必要となります。町でも現行の保育所条例の全面見直しを行うとともに、新制度における保育料を条例化いたします。

また、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられた放課後児童クラブの設置及び管理に 関する条例もあわせて制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(加辺光一君) お世話になります。

それでは、説明申し上げます。

4月からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、現行の条例等関連例規を整備した結果、制定、改正では条例3本、規則4本、要綱1本、また制定に伴い廃止も6本となりました。制定条例3本は関連がございますので、一括提案させていただきます。

それでは最初に、議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例の制定です。 これは現行の保育所条例を見直した結果、改正ではなく、廃止制定のほうがわかりやすいと 判断し、今回の上程となりました。

それでは、条文をごらんください。

第1条は趣旨です。

第2条の設置ですが、裏面の別表をごらんください。

変更となったのは、大戸保育所の定員が30人から20人となります。

さらに、新制度では定員内訳を定めることになりますので、規則で定めます。

また、あづま保育園を他の保育所に合わせて保育所といたします。

第3条は保育所の目的です。新制度では、保育所の定義、目的が改正され、保育所の定義 が、日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育することを目的とする施設 から、保育を必要とする乳幼児を日々保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的と する施設となりました。

第4条は管理で、町の運営基準条例を遵守しなければなりません。

第5条は職員規定。

第6条の第1項は入所要件、2項では入所制限を規定しています。

第7条は一時預かり保育の規定で、詳細は規則で定めます。

第8条の保育料は、この後説明いたします保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例で定めております。

第9条は保育の解除規定です。

最後の附則になりますが、現行の保育所条例は廃止となります。

続きまして、議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例を説明いたします。

本条例は、先ほどの保育所の設置及び管理に関する条例、第8条の規定に基づく保育料条例です。現行では、保育費用の徴収根拠が児童福祉法に規定されておりますが、新制度においては改正され、通常の保育費用の徴収根拠規定ではなくなります。したがって、今回、公立保育所における保育料を、公の施設の使用料として徴収するための条例制定でございます。条文の第3条が保育料です。新制度における保育料は、国が定める上限額の範囲内でそれぞれの市町村が定めることになっております。

別表をごらんください。

変更点を説明いたします。

新制度では階層区分の決定が、所得税から市町村民税所得割額となります。

また、保育時間により保育料に若干の差がつきます。保育が必要な時間により、11時間までの保育標準時間と8時間までの保育短時間の2つの区分に分けられます。

それでは、詳細な保育料につきましては、資料により説明いたします。

資料1をごらんください。

新旧対照表で、現行の11時間保育の保育料との比較です。現行保育料は国基準の6割に設定しております。さらに、3歳未満児については、県費補助がありますので、括弧内の保育料が適用されています。その結果、3歳以上児と同じになります。

しかし、その補助が平成26年度限りで終了となることから、新制度において、現行どおりの6割に設定いたしますと、3歳未満児については、実質値上げとなってしまいます。そこで、子育てを支援していく上で、保育料の値上げだけは絶対に避けなければならないと判断し、国基準の5割に設定したものでございます。

ただし、第2段階の3歳未満児については、5割でも4,500円で、現在額をオーバーして しまいますので、さらに引き下げ、現状維持の3,600円、国基準の4割に設定しました。国 が示した上限額は、資料2の左下にございますので、参考としてください。

今回の改定案と現行の保育料を比較いたしますと、資料1の右下にあるように、全体で13.7%の引き下げとなります。また、新制度になっても、第3子以降の無料化やひとり親世帯に対する軽減は当然に継続となります。

戻りまして、別表をごらんください。

表下の備考欄に、先ほどの多子軽減等の規定がございます。今回新たに、保育時間8時間までの短時間保育料が設定されましたが、標準保育との差はわずか1.7%でございます。この保育料は、今後整備が見込まれる小規模保育や家庭的保育事業にも適用されます。

ここで、訂正をお願いしたいと思います。備考の7です。備考の第7項1行目の一番最後の、同一世帯から2人以上の就学前の児童児ということで、最後の児をとっていただきたいと思います。就学前児童がとなります。

それから、7項の1番最後の行、・兄弟数はとなっておりますが、兄弟姉妹に直していただきたいと思います。兄弟姉妹数は。すみません。

次に、第5条では一時預かり保育料の規定です。原町を除く保育所で実施しておりますので、よろしくお願いいたします。

附則では、現行の保育料徴収規則を廃止といたします。

続きまして、議案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例を説明 いたします。

新制度では、地域の子育て支援も充実されます。町でも坂上地区に児童クラブ、通称学童 保育を開設いたしますので、本条例を制定するものです。

条文をごらんください。

第1条は趣旨。

第2条が設置。

そして、第3条に施設の名称と位置があります。あづま児童クラブはあづま保育園に併設されております。さかうえ児童クラブは小学校のそばにあり、平成20年限りで廃止となった旧坂上診療所を改修して利用するものです。定員はいずれも20人となります。

第4条では、管理運営を指定管理者に行わせることができるといたします。

第6条の職員ですが、一定の研修を修了した放課後児童支援員を複数配置します。

第7条は保育料ですが、規則で定めております。現行保育料と同じで、小学生7,000円、 幼稚園児は1万2,000円となっております。

第9条の開設時間ですが、土曜日と長期休業日は1日保育となります。

第10条の休所日は、保育所と同じになります。

第11条では、短期入所ということで、短時間、または短期間の利用も可能としています。 以上が、一括提案3本の条例内容です。施行時期はいずれも4月1日ですので、よろしく お願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第25号~議案第27号の一括上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第15、議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例について、日程第16、議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員 等に関する基準を定める条例について及び日程第17、議案第27号 東吾妻町地域包括支援 センターの設置及び管理に関する条例についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について、議案第27号 東吾妻町地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例について、本3件は関連がございますので、一括提案とさせていただき、提案理由の説明を申し上げます。

地方分権に係る地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、介護予防支援事業者の基準及び地域包括支援センターの職員等の基準を条例で定めなければならないことになりました。また、地域包括支援センターの基準条例の制定を受け、東吾妻町地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例をあわせて制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、説明申し上げます。

制定理由につきましては、ただいま、町長からの提案理由のとおりでございます。

先ほどの第3次一括法において介護保険法が改正され、厚生労働省令等で定めている介護 予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、市町村が条例で定めることとさ れました。施行期日はいずれも4月1日です。

それでは、議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について説明いたします。

最初に、介護予防支援とは何かでございますが、要支援の認定を受けた高齢者の介護予防サービス計画、通称ケアプランの作成を行い、サービス事業者との連絡や調整を行うことです。この介護予防ケアプランは、基本的には地域包括支援センターで作成しますが、数が多いため、事業者にも委託しております。その委託先が、県の指定を受けた指定介護予防支援事業者となります。本条例では、その指定介護予防支援等に関する基準等について定めております。この条例を制定するに当たりましては、ほとんど国の基準を準則としておりますが、一部で参酌しております。

条文、目次をごらんください。

長い条文ですので、5章立てになっております。

第1章が総則。

第2章が人員に関する基準。

第3章が運営に関する基準。

第4章が介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準。

第5章が基準該当介護予防支援の事業に関する基準となっております。

それでは、国の基準を参酌して制定した条文が2つありますので、説明いたします。

1つ目が第3条第2項です。本条は指定事業者の資格の規定で、事業者になり得るのは法人のみですが、第2項において、その法人の役員から町の暴力団排除条例に規定する暴力団関係者を排除するというものでございます。

2つ目は、第30条の第2項の記録の保存年限です。国基準では2年ですが、過誤や不正請求に対応できるよう5年間の保存といたします。

この2つ以外は、国の基準どおりでございますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める 条例でございます。この地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれた地域で、安心し て生活が続けられるように支援を行う総合機関です。設置者は市町村、または地域支援事業 の実施の委託を受けた法人となります。

第4条は職員の規定です。65歳以上の第1号被保険者がおおむね3,000人から6,000人ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、ケアマネの専門職を、またはこれに準ずる者を配置しなければなりません。東吾妻町の第1号被保険者は5,200人ですので、ここに該当いたします。

第2項では、小規模な町村の場合や新たに地域包括支援センターを設置する場合の基準となります。

続きまして、議案第27号 東吾妻町地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例で ございます。これは、先ほどの条例により、職員に関する基準が町条例となりますので、保 健センター内にある地域包括支援センターの設置及び管理を定めるものでございます。

第5条に職員の規定があります。本町の65歳以上の第1号被保険者は5,200人です。これに対し、地域包括支援センターの職員数は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3人の専任体制となっており、先ほどの基準は当然に満たしております。今後もこの体制を堅持していきたいと思います。

第7条の運営協議会の規定でございますが、ここでまた訂正を1つお願いしたいと思います。

第7条、支援センターの公正性及び中立性の確保とその他センターとなっておりますが、 その他支援センター、支援を入れていただきたいと思います。その他支援センターの円滑。 大変申しわけございませんでした。

最後になりますが、附則第2項では、現行の規定は廃止といたします。

以上が一括提案3本の条例の説明です。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本3件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第28号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第18、議案第28号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第28号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法による介護サービス名の変更に伴う改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、説明いたします。

新旧対照表をごらんください。

改正理由は、先ほどの町長提案理由のとおりでございます。

介護保険法の改正により、複合型サービスの名称が看護小規模多機能型居宅介護となりま すので、そのための改正です。よろしくお願いいたします。

施行期日は4月1日からです。よろしくお願いします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

ここで、休憩をとります。

11時10分まで休憩いたします。

(午前10時57分)

◎議案第29号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第19、議案第29号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第29号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について提 案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、3年に一度の介護保険料の見直し及び制度改正に伴う改正でございます。 介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の増加を上回るサービス給付費の増加が見込まれること。

そしてさらに、保険料の引き上げ要素となる介護保険支払準備基金の減少などが重なり、31.3%の大幅な引き上げとならざるを得ない状況であります。この状況につきましては、 先日開催されました町の介護保険運営協議会において説明申し上げ、ご理解をいただいたと ころでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(加辺光一君) それでは、説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま町長からの提案理由にありましたように、平成27年度から3年間の介護保険の財源を確保するために、保険料の値上げをお願いするものでございます。

なお、今回の改正案につきましては、先週の24日に開催された介護保険運営協議会において承認されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、新旧対照表をごらんください。

主な改正は、第2条の保険料率と改正附則に、第8条の経過措置を加えるものです。保険料は政令で定める基準に従い、条例で定めることになっており、その政令が第2条にあります政令第38条第1項です。今回の見直しで第1号被保険者の保険料率に関する基準が標準6段階から標準9段階に細分化されましたので、本町もこの9段階といたします。

そして、この対象者等、内容をわかりやすく一覧にしたものが別紙資料1の65歳以上の方の介護保険料案です。

それでは、その資料1と新旧対照表を一緒にごらんください。

改正条例第2条第1項第1号の政令第38条第1項第1号に掲げるものとは、資料1の第1 段階の方です。以下、改正条例第2号は、資料1の第2段階の方となりまして、条例第2条 の各号と資料1の各段階が一致しておりますので、わかりやすいかと思います。保険料の基 準となるのが、条例第2条第1項第5号で資料1の第5段階、網かけ部分でありまして、年 額5万8,700円でございます。この基準額をもとに、所得段階に応じた標準割合0.5から1.7 を掛けて、各段階の年額保険料を算出いたします。

ただし、第1段階の方につきましては、保険料負担の軽減強化ということで、基準額の0.45、2万6,400円とするものでございます。それが第2条第2項の規定です。この軽減強化に要する費用の4分の3は、低所得者保険料軽減負担金として国・県から補塡されます。今回の改定では、低所得者に配慮するとともに、一定以上の所得者には高負担を求める形で9段階となっております。

資料1には前期、5期との比較及び各団体における見込み数なども掲げてありますので参 考にしてください。

それでは、なぜ今回31.3%もの大幅な引き上げをお願いしなければならないかご説明申 し上げます。

まずは、カラーチラシ「社会全体で介護保険を支えています」をごらんください。

円グラフは介護保険の財源内訳です。介護保険の財源は法令で定められており、65歳以上の第1号被保険者は全体の原則22%を負担しなければなりません。今回、この負担割合が改定され、1%アップとなりました。その下に、65歳以上の方の保険料の基準額の決まり方がございます。これを基本に、保険料基準額を算出しておりますので、その方法を説明いたします。

それでは、資料1の裏面、資料2をごらんください。

保険料算出のもととなる保険給付費と地域支援事業費を合わせた介護サービス費の総費用

③は、47億2,082万円余りで5期に比べて17.7%増を見込んでおります。この要因は人口が減少する中、65歳以上の第1号被保険者は団塊の世代が加わり、平成32年度まではふえる見込みです。その結果、高齢化がますます加速し、要介護者もふえ、給付費もかさむという見込みです。

サービスの供給状況ですが、第6期計画中に新たに始まるサービスは特にございませんが、サービスの充実が図られ、利用者はふえると見込まれます。と同時に利用者や家族の意識も変わり、積極的にサービスを利用する傾向が強いです。その③の22%が、④の第1号被保険者負担分相当額10億3,858万円余りとなります。そして、そこから保険料の引き下げ要素となる調整交付金の割り増し分と⑧の支払準備基金からの2,000万円を差し引きますと、⑩の保険料収納必要額が8億9,169万3,000円となります。そして、予定収納率と被保険者見込み数で割りますと、⑬1人当たりの年額保険料が5万8,700円、月額では⑭の4,892円となります。この結果、5期と比べると31.3%の引き上げとなります。

このような大幅な引き上げの要因は幾つかあります。

先ほども申し上げましたが、高齢化により被保険者はふえますが、それを上回る給付費の 伸び、今回17%の見込みです。

2つ目として、第1号被保険者負担割合の上昇。21から22に上がりました。

調整交付金支給率の減少。8.16%から7.7%に減少です。

4つ目として、介護保険支払準備基金の減額。第4期に比べますと、5,359万9,000円減額となっておりますなどが挙げられます。

最終結果としては、下にありますように、65歳以上の第1号被保険者は、保険給付費と総額の19.0%を保険料として負担していただくことになります。もろもろの要素が加わりまして、原則の22から19%まで下がったことになります。もし、万が一に保険料の徴収不足に陥った場合には、県の財政安定化基金より借り入れて急場をしのぎ、次期の第7期において保険料に転嫁、徴収し返済していくことになります。このようなツケ、負債の先送りは絶対に避けなければなりませんので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

参考に、県内の改定状況ですが、本町は基準額順位では月額4,892円で35分の28位、最高6,770円、最低3,900円、県平均は5,809円です。改定率順では、31.3%で35分の6位、最高は67.3%アップ、最低は現状維持の0%、県平均では18.7%アップとなります。

以上が、第2条の改正案でございます。

次の第4条と第9条は引用先条文の改正による項ずれ等が生じたことによる改正でござい

ます。

続いて、改正附則第8条の追加でございます。これは、今回の法改正で地域支援事業に、 次の各項に定める4つの事業が追加されましたが、その事業の実施時期を延伸するものでご ざいます。

第1項は、介護予防日常生活支援総合事業。

第2項は、医療と介護の連携を推進する事業。

第3項は、高齢者の生活支援、介護予防の充実を促進する事業。

第4項が認知症を抱える被保険者に対する総合的な支援を行う事業となります。

これらはいずれも原則では平成27年4月からの施行ですが、第1項事業については、平成29年度まで、それ以外は30年度まで延伸することが可能とされておりますので、その措置をとらせていただくものでございます。

以上、長々となりましたが、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第30号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第20、議案第30号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第30号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について、 提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、赤ちゃんの健全育成と子育て支援を目的に、出産祝金の拡充を図るものでございます。概要につきましては、現行の第3子以降の10万円支給を第1子から支給するとともに、祝い金額も大幅に増額し、赤ちゃんの誕生を祝福したいと思います。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください

ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** それでは、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、町長提案理由のとおりでありまして、出産祝金の拡充です。

第5条の祝金の額ですが、全ての出産に対して支給することとし、第1子5万円、第2子 10万円、第3子以降20万円とするものでございます。4月1日からの出産に適用されます ので、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第31号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第21、議案第31号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第31号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

第9条保健事業は、町の特定健康診査等の事業についての記載がされ、国民健康保険法第72条の4を指定しております。国は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するために、国民健康保険法の一部を改正する法律を平成27年4月1日から施行いたします。この中で、保険者を支援するための制度に関する事項、国民健康保険法第72条の4として、平成27年度から恒久化とするものでございます。これに伴い、条ずれが生じたため、同条文を指定している東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますよう、よろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 町民課長。
- 〇町民課長(本多利信君) それでは、ご説明申し上げます。

東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございますが、最終ページ、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

保健事業第9条第1項中法第72条の4を法72条の5に改めるものでございます。法第72条の4は現在、国及び都道府県の市町村に対する特定健康診査及び特定保健指導の費用負担割合について記載されております。これを、法第72条の5とするものでございます。

町長の説明にもありましたように、国民健康保険の一部を改正する法律が平成24年に施行され、国庫負担、都道府県負担割合の改正と国民健康保険の財政基盤強化策について、保険者を支援するための制度等が平成26年度まで継続となりました。

今回、継続期間が切れるのに当たり、新たに法第72条の4で、所得の少ない者の数に応じて、国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成27年度から恒久化するというものでございます。この法律は平成27年4月1日から施行となります。この条ずれに伴い、当条文を指定している東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたしま す。

◎議案第32号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第22、議案第32号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第32号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について 提案理由の説明を申し上げます。 現在、土地台帳及び家屋台帳の閲覧を実施しておりますが、土地台帳及び家屋台帳には所有者の住所及び氏名が掲載してあります。個人情報保護の観点から閲覧制度は廃止することにいたしました。

また、土地及び家屋の課税台帳の閲覧につきましては、地方税法に規定されておりますが、町の手数料徴収条例に規定されていなかったため、新たに加えることにいたしました。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 税務会計課長。

○税務会計課長(松井秀之君) お世話になります。

東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

このことにつきましては、平成26年12月議会中の議員全員協議会でご説明いたしましたが、土地台帳及び家屋台帳には所有者の住所、氏名が掲載してございます。先ほど町長の説明にありましたように、個人情報保護の観点から、地方税法に規定されていない土地台帳及び家屋台帳の閲覧制度につきましては、これを廃止し、地方税法で規定されている土地課税台帳及び家屋課税台帳の閲覧は町の手数料徴収条例に規定されていなかったため、新たに加えることにいたしました。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第2条第17号の土地台帳及び家屋台帳等の閲覧手数料、1冊につき300円を、土地課税台帳及び家屋課税台帳等の閲覧手数料、1件につき300円に改めるものでございます。施行期日は4月1日からでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第33号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第23、議案第33号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第33号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

群馬県において、小口資金に係る返済負担の軽減策として融資期間の延長の特別措置、借換制度、借換条例の緩和について、平成27年度も引き続き実施すること、また中小企業者の定義として、群馬県暴力団排除条例に基づく暴力団の排除措置など群馬県小口資金融資促進制度要綱の一部改正が行われました。

町でも中小企業者等を取り巻く状況を踏まえて、群馬県小口資金融資促進制度要綱同様、 平成27年度についても借換制度の延長及び平成26年度以前に融資したものについて、平成 27年度までに融資期間の延長申請があった場合は、融資期間を3年を限度として融資期間を 延長できるものとし、また中小企業者の定義に東吾妻町暴力団排除条例に基づく排除措置な どを加え、改正するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長(荒木博之君) それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、群馬県では風俗営業などの特定事業を除く規定といたしまして、県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱の制定が行われたことに伴いまして、町条例におきましても、風俗営業などの特定事業を除く規定、そして暴力団排除措置を講じるため、中小企業者の定義、または融資対象者等に暴力団を除く旨を追加するものでございます。

また、経済情勢が依然として厳しいことを勘案しまして、群馬県小口資金融資促進制度要綱に合わせまして、借換制度の1年間の期間延長と融資期間を最長3年間延長できる特例措置を設けるものでございます。

新旧対照表をごらんください。

第2条1項1号では、風俗営業などの特定事業を除くとともに、暴力団の排除規制を追加 するものでございます。 第8条の2の既往債務の借換でございますが、平成15年7月1日から平成28年3月31日 までの間に融資申し込みがあった場合、借換を可能とし、昨年度に引き続き、平成27年度に おきましても、借換措置を1年間延長するものでございます。

続きまして、附則第3項の融資期間の延長でございますが、平成26年度以前の融資について申請期間を平成27年度中として取扱金融機関に融資期間延長の申請を行い、手続が可能な場合は融資期間を最大3年間延長できるようにするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますよう、お願いいたします。

◎議案第34号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第24、議案第34号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第34号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

あづま森林公園キャンプ場は、施設の規模や宿泊施設を初めとした附帯設備、機能が充実 していることから、施設の管理、補修等に係る経費も増加傾向にあります。平成27年度より 施設に見合った使用料を利用者から負担いただき、施設の維持管理に必要な財源を確保した いことから使用料の引き上げ改定を提出するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

産業課長。

○産業課長(荒木博之君) それでは、詳細説明を申し上げます。

この改正につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、あづま森林公園キャンプ場は施設規模が大きく、宿泊施設を初めとした附帯設備などが充実していることから、通常の施設の維持管理を初め、近年は大規模な修繕を必要とすることもございまして、今後も各年度ごとに計画的に補修、修繕をしなければならない状況でございます。

このようなことから、利用者から施設の規模などに見合った使用料を負担いただき、施設 の維持管理に必要な財源を確保したいことから、使用料の引き上げの改定をお認めいただく ものでございます。

改定額につきましては、新旧対照表をごらんください。

簡易宿泊施設 6 人用は 1 棟 1 泊「1万2,000円」を「2万円」に、町民が利用する場合は「6,000円」を「1万円」に、1棟日帰りは「4,000円」を「6,000円」に、町民が利用する場合は「2,000円」を「3,000円」に。

次に、簡易宿泊施設8人用は1棟1泊「1万5,000円」を「2万7,000円」に、町民が利用する場合は「7,500円」を「1万3,500円」に、1棟日帰りは「5,000円」を「9,000円」、町民が利用する場合は「2,500円」を「4,500円」に。

次に、簡易宿泊施設50人用は1棟宿泊「5万円」を「8万円」に、町民が利用する場合は「2万5,000円」を「4万円」に、1棟日帰りは「1万5,000円」を「2万6,000円」に、町民が利用する場合は「7,500円」を「1万3,000円」に。

次に、オートキャンプサイトは、1区画宿泊の場合は「3,000円」を「4,000円」に、町民が利用する場合は「1,500円」を「2,000円」に、1区画日帰りの場合も宿泊の場合と同額に改定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第35号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第25、議案第35号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。 提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第35号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例について、 提案理由の説明を申し上げます。

下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、標準下水道条例の一部が改正されたため、東吾妻町公共下水道条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

- 〇上下水道課長(土屋利夫君) お世話になります。
 - 一部改正の説明をさせていただきます。

提案理由にございました上位法の改正に伴う一部改正でございます。

新旧対照表をごらんください。

第9条第1項第1号のカドミウム及びその化合物の基準を「0.1ミリグラム」から「0.03 ミリグラム」に改正をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第36号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第26、議案第36号 東吾妻町小学校入学祝金支給条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第36号 東吾妻町小学校入学祝金支給条例の一部を改正する条例 について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、小学校への入学者の保護者に対し3万円の入学祝金を支給しておりますが、中学校 入学者の保護者へも3万円の入学祝金を支給し入学者をお祝いするとともに、より一層の子 育て支援を図るための一部改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 教育課長。
- ○教育課長(丸山和政君) お世話になります。

ただいま町長から提案説明がありましたが、詳細について説明をさせていただきます。 新旧対照表をごらんください。

小学校への入学者の保護者に加えまして、中学校入学者の保護者へ入学祝金を支給することから、題名の「小学校」を「小学校及び中学校」に改め、第1条の目的でも「公立または私立の小学校及び中学校、特別支援学校の小学部及び中学部」にと改め、略称規定を「小中学校等」に改めるものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたしま す。

◎議案第37号の上程、説明、議案調査

〇議長(橋爪英夫君) 日程第27、議案第37号 東吾妻町教育研究所設置条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第37号 東吾妻町教育研究所設置条例の一部を改正する条例につ

いて、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町教育研究所は、教育に関する研究調査及び教育関係職員の研修を行っており、毎年3月には教育研究所発表会を行っておりますが、幼稚園及び小学校も小規模であり、また中学校統合による学校数の減少により教職員数が減る中で、県の組織の中の教育研究所から東吾妻町独自の小回りのきく教育研究会に変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 教育課長。

○教育課長(丸山和政君) お世話になります。

ただいま町長から提案説明がありましたが、詳細について説明をさせていただきます。 東吾妻町教育研究所から東吾妻町教育研究会に変更するものでございます。

新旧対照表をごらんください。

題名を「東吾妻町教育研究会設置条例」に改め、第1条中「教育研究所」を「教育研究 会」、略称規定の「研究所」を「研究会」といたします。

第2条から第4条までは、名称の変更に伴う改正でございます。

第5条及び第6条は、名称変更と職の名称の変更でございます。

第5条第2項ただし書きにつきましては、第7条の「運営委員会」を「委員会」に改める ための改正でございます。

第7条では、研究調査及び検証を行う際に、それぞれのテーマに合わせた委員会を設置で きるように改めるものでございます。

第8条では、職員は教育委員会事務職員及び学校その他教育関係の職員との規定がございますので、削除するものでございます。第8条の削除によりまして、第9条を第8条へと繰り下げするものでございます。

なお、新旧対照表の2ページ、第6条で「研究所」が一部修正漏れがございました。申し わけありませんでした。修正をさせていただいて改めて配付をさせていただきます。よろし くお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第38号及び議案第39号の一括上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第28、議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第29、議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成27年の中学校統合に伴いまして空き施設となります体育館及び運動場を地域の皆さんに活用していただくよう社会体育施設として設置及び管理に関するために2つの体育館と3つの運動場を社会体育施設として追加するものでございます。

議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、議案第38号の東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で体育施設の追加をお願いいたしましたが、これらの施設の利用に関し利用料金を加えるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 教育課長。
- **〇教育課長(丸山和政君)** ただいま町長から提案説明がございましたが、詳細について説明 をさせていただきます。

議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきま しては、新旧対照表をごらんください。

平成27年の中学校統合に伴い空き施設となります太田中学校体育館を太田社会体育館とし、 坂上中学校体育館は坂上小学校体育館として利用するまでの間、旧坂上中学校体育館とし、 岡崎社会体育館の下に加えるものでございます。岩島中学校体育館につきましては、耐震診断の判定結果、耐震性能が低いため社会体育施設としての利用を行えません。

また、校庭につきましては、「太田中学校学校開放照明施設」を「太田スポーツ広場」に、「岩島中学校学校開放照明施設」を「岩島スポーツ広場」に改め、「坂上中学校学校開放照明施設」は坂上小学校校庭として利用するまでの間、「旧坂上中学校校庭」と改めるものでございます。

続きまして、議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例につきましては、東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例で追加をお願いいたしました太田社会体育館及び旧坂上中学校体育館につきましては、他の社会体育施設と同額の使用料を加え、太田スポーツ広場、岩島スポーツ広場及び旧坂上中学校校庭につきましては、他の夜間照明を有するスポーツ広場と同額の利用料を加えるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第30、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計予算案について、提案理由の説明を申し上げます。

国の平成27年度予算は、合理化、効率化に最大限取り組み、義務的経費につきましては、 定員管理の徹底を含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的見直し を行い、可能な限り歳出の抑制を図るとされております。

町におきましても、既存事業、新規事業を問わず、事業の目的を達成するために最少の経

費投入で最大の効果を生む最善の方法を十分に吟味した要求を各課に求め、新町建設計画の 基本理念「人と自然の息吹が未来を奏でる笑顔あふれるまち」を着実に推進することを踏ま え予算を編成いたしました。

今回お願いする平成27年度東吾妻町一般会計予算につきましては、総額85億1,600万円を 計上させていただきました。前年度比では0.5%、金額にいたしましては4,200万円の減と なっております。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明を申し上げます。

町税につきましては、1,862万2,000円増の18億5,562万円を計上いたしました。個人町民税及び固定資産税は減少の見込みとなりますが、法人税は企業業績の回復等により対前年度比49.1%増の1億6,793万1,000円を計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通地方交付税が27億6,800万円、特別地方交付税が2億3,000万円となり、総額で3,242万5,000円の減額となっております。

国庫支出金は、市町村合併推進体制整備補助金の皆減及び臨時福祉給付金事業補助金の減少などにより、総額で5,441万5,000円の減額となります。

県支出金は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度関連補助金と、土地改良 事業や地籍調査事業補助金等の増加により、総額で6,875万9,000円の増額となっておりま す。

繰入金につきましては、地域の元気臨時交付金基金からの繰入金が2億1,120万1,000円の皆減となっておりますが、財政調整基金繰入金は前年度と同額の3億円を計上しております。

諸収入が1億1,007万1,000円増加となっておりますが、その主な要因は、平成26年度3 月補正で計上いたしました地域消費喚起生活支援型事業で実施するプレミアム商品券の販売 費を計上したことによるものでございます。

最後に、町債でございますが、新起債では公共施設の除却事業債、坂上小学校施設設備事業債を計上いたしましたが、土木債及び臨時財政対策債の減少により、総額で1,700万円の減額となっております。

続いて、歳出をご説明申し上げます。

総務費につきましては、ダム対策総務費が大きく減少しておりますが、天狗の湯を指定管理者へ全面移行したこと及びふれあい公園、渓谷自然公園事業の減少が主な要因でございます。

農林水産業費につきましては、歳入側でもご説明したとおり、土地改良事業及び地籍調査事業の増により、6,298万1,000円の増加となります。

土木費につきましては、道路ストック総点検事業に関連して橋梁維持費が増となるほか、 下水道事業特別会計への繰出金も増加となっております。

消防費は、消防ポンプ自動車の購入が1台減となった影響等により、総額で2,761万6,000円の減額となりました。

教育費は、統合中学校関連の施設整備費が減額となりますが、坂上小学校施設整備事業及 び通学バス運営管理費が増となるため、総額では2,693万8,000円の増加となっております。 最後に、公債費でございますが、平成6年度に借り入れた国民宿舎榛名吾妻荘の借入債が

平成26年度末で完済となりますが、平成23年度借入の臨時財政対策債等の元金償還が開始 されることに伴い、公債元金は9億914万2,000円、対前年度比5.8%、金額で5,557万1,000 円の減額となりました。

以上が主な内容でございますが、詳細につきましては、それぞれの課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) ここで休憩をとります。

午後1時まで休憩いたします。

(午後 零時02分)

○議長(橋爪英夫君) 会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

〇企画課長(佐藤喜知雄君) お世話になります。

説明に入る前に、お配りをしました予算の資料につきまして簡単に説明させていただきた いと思います。 3枚の両面刷りの資料でございます。下にページが振られておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最初に、1ページでございますが、一般会計当初予算の款別総括表でございまして、対前年との差し引き及び伸び率並びに構成比の一覧ということでございますので、よろしくお願いいたします。

2ページでございますが、会計別予算額の一覧でございます。

一番下に公営企業会計がありますが、全会計の一覧ということでございますので、よろしくお願いいたします。

3ページにつきましては、一般会計における細節別性質集計でございます。

人件費、物件費という集計をしております。表の見方につきましては、下のほうに記載されておりますので、お読みいただきたいと思います。

次に、4ページでございますが、3ページと同様に、全会計の細節別性質集計になっております。

5ページでございますけれども、一般会計からの繰出金、補助金の一覧ということでございます。

最後、6ページでございますが、地方債の全会計における残高の一覧でございます。表中 の一番下の残高で比較をしていただければ、残高の推移がおわかりいただけると思います。

なお、申し上げましたけれども、これ以外に追加の資料を今作成中でございます。これには、伸び率の内訳の説明ですとか、そういったものを予定しております。また、主だった事業、そういった一覧も提供する予定でございますので、なるべく早急に用意したいと思いますで、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案書をお願いしたいと思います。

最初に、1ページなんですけれども、第1条でございますが、今回お願いする額は、歳入 歳出それぞれ85億1,600万円とするお願いでございます。これは、前年度と比べまして 0.5%、額にして4,200万円の減額でございます。

第2条は、債務負担行為でございます。内容は第2表のところで説明をさせていただきます。

第3条は、地方債ですが、こちらにつきましても第3表のところで説明をさせていただきます。

第4条は、一時借入金ですが、前年同様、最高額8億円と定めるお願いでございます。

第5条につきましては、歳出予算の流用についての説明でございます。

以上、第1条から第5条までが今回議決をお願いする案件でございます。

続きまして、2ページからの第1表でございますが、4ページまでが歳入の款項の集計で ございます。

5ページ、6ページが歳出の款項の集計でございます。説明につきましては、後ほどさせていただきます。

7ページ、第2表の債務負担行為でございますが、東吾妻地域活動支援センター指定管理料の限度額を、平成27年度から3年間3,750万円に、その下のスクールバス運行業務委託料の限度額を、平成27年度から5年間7億1,576万5,000円とするお願いでございます。

第3表の地方債でございますが、13件で合計8億8,300万円でございまして、前年度に比べ1,700万円の減額でございます。詳細につきましては、26ページからの町債のところで説明をさせていただきます。

続きまして8ページからが事項別明細になりますが、8ページ、9ページにつきましては、 款ごとの合計でございます。

10ページからが、歳入歳出の説明になりますけれども、これからにつきましては、各課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 税務会計課長。

○税務会計課長(松井秀之君) お世話になります。

最初に、8ページをごらんいただきたいのですが、自主財源の柱であります町税につきましては、直近の調定額をもとに、徴収率や経済動向などを勘案して計上させていただきました。総額では前年度より1,862万2,000円増の18億5,562万円となりました。

続きまして、10ページをお願いいたします。

これからは税目ごとに説明をさせていただきます。

1款1項の町税でございますが、町民税は税収全体のおよそ38%を占めております。

1目の個人の町民税でございますが、昨年、一昨年の調定の動向を勘案し、個人所得は若 干の減少と予測し、現年度課税分につきましては5億3,531万2,000円、滞納繰越分につき ましては475万1,000円、合計で5億4,006万3,000円となりました。

2目の法人町民税でございますが、296法人で1億6,783万1,000円、滞納繰越分につきましては10万円、合計で1億6,793万1,000円となりました。結果、1項町民税につきましては、7億799万4,000円となりました。

続きまして、2項固定資産税でございますが、固定資産税は税収のおよそ54%と一番大きな財源でございます。

1目の固定資産税でございますが、土地、家屋につきましては横ばい状態でございます。 償却資産の減価が大きいため、現年課税分につきましては9億6,926万5,000円、滞納繰越 分につきましては658万1,000円、合計で9億7,584万6,000円となりました。

2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、交付団体は4団体で、いずれも法で定められた前年の11月30日までに通知された価格等に基づいて税額を算出し、2,492万8,000円を計上いたしました。

所在市町村交付金を含めた2項固定資産税は、10億77万4,000円となりました。

次に、3項の軽自動車税でございますが、現年度課税分につきましては直近の登録台数をもとに4,686万8,000円、滞納繰越分につきましては36万6,000円、合計では4,723万4,000円となりました。この4月から軽自動車税の税率改正がありますが、今回の予算につきましては、まだ正式に条例改正をしておりませんけれども、バイクにつきましては、税率改正の予定でございましたが、それが延びることになり、1年間据え置きになることになりまして、前年度と同じ税率になります。

4項たばこ税につきましては、直近の数字をもとに嫌煙志向なども加味し、9,433万 2,000円を見込みました。

最後に、5項入湯税でございますが、3万5,000人を推測して、1人当たり150円で、528 万6,000円を見込みました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

○企画課長(佐藤喜知雄君) 続きまして、2款地方譲与税からですが、13ページの11款交 通安全対策特別交付金までは、昨年と同様に決算の見込み額、国からの地方財政計画の概要 等を考慮して計上させていただいております。

最初に、2款の地方譲与税でございますが、これは国税として徴収をし、一定の基準により譲与されるものでございまして、1項の地方揮発油譲与税が4,100万円、2項の自動車重量譲与税は自動車重量税収入を道路に関する費用に充てるため譲与されるものでございますけれども、9,880万円を見込んでおります。

3款の利子割交付金ですが、ここからは交付金になります。利子割交付金は預金利子等の 所得に対して分離課税される税を一定のルールに基づきまして交付されるものでございまし て、400万円を見込んでおります。

4 款配当割交付金ですが、これも利子割交付金と同じように一定のルールによって交付されるもので、昨年度と同様500万円を見込んでおります。

12ページの5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、株式等譲渡所得に対して課税される税をこれも一定のルールに基づいて交付されるもので、これを100万円見込んでおります。

6款の地方消費税交付金ですが、県税である地方消費税の2分の1相当額を市町村に対し、 人口及び従業員数で案分されて交付されるもので、対前年度8,400万円増額の2億5,900万 円を見込みました。説明欄別欄に8,400万円が表記されておりますけれども、これは、引き 上げ分の地方消費税交付金は社会保障施策に要する経費に充てるとすることが地方税法で明 記されていることを踏まえ、説明欄において明示しているものでございます。

7款のゴルフ場利用税交付金でございますが、伊香保ゴルフ倶楽部清瀧城コースの閉鎖に伴い、対前年度1,000万円減額の1,200万円を見込んでおります。

8款の自動車取得税交付金でございますが、平成26年4月から消費税8%の導入に伴い、 税率の引き下げが行われたことから、対前年度91万円減額の2,000万円を見込んでおります。

9款の地方特例交付金でございますが、対前年20万円減額の380万円を見込でおります。 これは、個人住民税における住宅借入金特別控除の実施に伴い、自治体の減収を補塡するものとして交付されるものでございます。

10款の地方交付税でございますが、国の地方財政計画を踏まえ、対前年度3,242万5,000 円の減額の29億9,800万円を見込んでおります。普通交付税と特別交付税の内訳は説明欄記 載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

11款の交通安全対策特別交付金でございますが、対前年度20万円増額の310万円の見込みでございます。

12款の分担金及び負担金、1項負担金ですが、1目民生費負担金915万円、2目衛生費負担金5万円、3目農林水産業費負担金1億2,202万8,000円の計上でございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいと思います。

2項の分担金ですが、存目として1,000円の計上でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料でございますが、決算見込みにより計上させていただいております。1目の総務使用料から14ページの8目岩櫃ふれあいの郷使用料まで、合計1億1,468万9,000円でございます。一番下の天狗の湯使用料は廃目でございます。

2項の手数料でございますが、1目総務手数料から5目の土木手数料まで、合計1,075万 2,000円でございます。内容につきましては説明欄をごらんいただきたいと思います。

14款の国庫支出金、1項国庫負担金ですが、1目民生費国庫負担金、2目の衛生費国庫負担金となっておりまして、合計で対前年度517万8,000円増額の2億8,826万円でございます。 国庫負担金につきましては、国が共同責任を持つ事業に対して一定の割合を給付するというものでございます。

2項国庫補助金ですが、1目総務費国庫補助金から17ページ、5目教育費国庫補助金まで、合計で対前年度5,878万2,000円減額の6,137万円でございます。国庫補助金につきましては、地方の事業の奨励や財政援助のために給付されるものでございます。一番下の総務費国庫補助金は廃目でございます。

3項の委託金ですが、1目総務費委託金から3目教育費委託金まで、合計で対前年度81万 1,000円減額の566万4,000円でございます。委託金につきましては、国が本来行う事業を地 方が行ったほうが効率的ということから、国から委託されて行う事業ということでございま す。国庫支出金につきましても、内容は説明欄をごらんいただきたいと思います。

15款県支出金、1項県負担金でございますが、1目の民生費県負担金と2目衛生費県負担金となっておりまして、対前年度8,476万円増額の1億9,499万4,000円でございます。内容につきましては、これも説明欄をごらんいただきたいと思います。

2項県補助金ですが、1目の総務費県補助金から20ページの7目農林水産業施設災害復旧費県補助金まで、多くの事業が掲載されております。事業につきましては、歳出と関連がございますので、特徴的な事業については、これから各課から歳出のときに説明があるかと思いますけれども、合計で対前年度5,767万8,000円増額の2億9,930万5,000円でございます。

3項の委託金でございますが、1目総務費委託金から2目農林水産業費委託金まで、合計で前年度260万5,000円増額の5,265万2,000円でございます。内容につきましては、説明欄をごらんいただきたいというふうに思います。

16款財産収入、1項財産運用収入でございますが、土地建物に対する収入及び基金の利息でございます。合計では、前年度64万6,000円増額の1,963万5,000円の計上でございます。

22ページの2項財産売払収入でございますが、前年同額の5万3,000円の計上でございます。

17款寄附金でございますが、前年同額30万2,000円の計上でございます。

18款の繰入金ですが、基金からの繰入金でございます。1目が公共施設等整備基金繰入金

で、対前年度793万6,000円増額の7,120万円の計上でございます。2目の財政調整基金繰入金は、前年度同額の3億円の計上でございます。3目の合併市町村振興基金繰入金ですが、800万円の皆増でございます。一番下の地域元気交付金基金繰入金でございますが、廃目でございますので、よろしくお願いいたします。

19款繰越金ですが、前年度繰越金で2億円、繰越明許費繰越金で1,000万円を見込んでの計上でございます。

20款諸収入ですが、1項延滞金、加算金及び過料は前年度20万円減額の270万円でございます。

- 2項の町預金利子につきましては、存目で1,000円の計上でございます。
- 3項の受託事業収入でございますが、前年同額555万1,000円の計上でございます。

4項の雑入ですが、1目衛生費徴収金から26ページの9目弁償金まで、合計で対前年度1億1,027万1,000円増額の5億5,532万3,000円でございます。この増額の要因でございますが、7目のダム関連事業雑入の吾妻渓谷自然公園整備事業6,607万6,000円の増額、25ページの説明欄上から3行目になりますけれども、プレミアム商品券発行費7,000万円が要因としてございます。

21款の町債でございますが、詳しくは歳出予算のほうであるかと思いますので、簡単に説明をさせていただきます。

1目の総務債でございますが、対前年度3,630万円増額の2億7,640万円でございます。 内容については説明欄をお願いしたいと思います。

- 2目民生費につきましては、2,030万円増額の6,320万円でございます。
- 3目農林水産業債は、970万円増額の1,370万円でございます。
- 4目の土木債でございますが、辺地債、過疎債合わせて、前年度2,000万円減額の1億 4,550万円でございます。
- 5目教育債は、坂上小学校施設整備事業債として、対前年度250万円増額の1億420万円 でございます。
 - 6目の臨時財政対策債は、対前年度6,580万円減額の2億8,000万円でございます。

歳入については大まかなところ以上でございますので、よろしくお願いいたします。

歳出につきましては、各担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいた します。

〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。

○総務課長(角田輝明君) それでは、27ページからお願いいたします。

1款1項1目議会費についてでございますが、9,960万2,000円のお願いでございます。 これにつきましては、議員14名分の報酬及び事務局職員の人件費、議会運営に要する経常的 な経費等、会議録調製印刷製本委託料198万4,000円、会議録反訳委託料227万9,000円が主 なものでございます。

28ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費でございますが、6億1,215万2,000円のお願いでございます。 説明欄をごらんください。

職員人件費は、特別職2名分及び総務課等の職員55名分の給料、その他、職員共済負担金、 退職手当組合負担金、社会保険料が主なものでございます。

一般管理事務費は、庁舎内の一般的な管理経費と特別職報酬等審議会委員等24名分の報酬 が主なものでございます。

30ページお願いします。

庁舎建設検討調査事業といたしまして、役場庁舎の調査設計委託料を計上させていただきました。

次の2目行政振興費につきましては、1,662万6,000円のお願いでございます。この目では、区長会長、区長等の報酬、住民センター増改築事業補助金、集会所用地費補助金及び地域振興事業補助金が主なものでございます。

なお、地域振興補助金につきましては、今までの振興事業のほかに、ボランティア団体等 による地域美化活動に対する補助金を新規事業として計画しております。

よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** 3目の財産管理費の291万1,000円でございますが、これにつきましては、支払いを行うシステムのレンタル料が主でございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(松井秀之君) 4目の会計管理費でございますが、適正な会計事務を行うための経費で、665万6,000円のお願いでございます。財源内訳の特定財源のその他の20万円につきましては、収入印紙等購買基金の運用収益でございます。

説明欄の会計管理事業につきましては、会計係4名の時間外勤務手当及び会計管理の経常

的な経費でございます。中ほどの口座振替手数料につきましては、口座振替手数料は1件10円、郵便局窓口利用取扱手数料は1件30円、コンビニ取扱手数料は1件60円プラス消費税で計上しております。事務用品の管理事業につきましては、役場全体の常用消耗品及び各種封筒の印刷代でございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 続きまして、5目財産管理費でございます。7,342万8,000円の お願いでございます。

この目では、庁舎、庁用車、町有バス等の管理費でございまして、バス運転委託料、庁舎 用地及び駐車場借上料及び委託料につきましては公有財産総合管理計画委託料、工事請負費 につきましては、町民プール撤去工事費等が主なものでございます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** 6目の公平委員会費でございますが、委員3名の報酬が主になっております。よろしくお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 7目の固定資産評価審査委員会費ですが、12万9,000円のお願いでございます。この目では、委員3名分の報酬が主なものでございます。よろしくお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 8目の財政調整基金費でございますが、前年度比7,050万円増額の7,190万円の計上でございます。

続きまして、9目の企画費でございますが、前年度260万4,000円減額の2億4,042万5,000円でございます。

説明欄をお願いしたいと思います。

最初の企画調整事業ですが、2億1,766万7,000円でございます。吾妻広域圏一般経費負担金1,487万1,000円、合併市町村振興基金積立金2億85万円が主でございます。

次の光ケーブル管理事業2,149万3,000円でございますが、光ケーブルの保守点検等の管理費が主になっております。

34ページお願いします。

定住促進事業73万9,000円でございますが、ふるさと応援寄附金寄附者へのお礼品として 30万円、ふるさと応援寄附金積立金として30万1,000円の計上でございます。

次の地域審議会運営事業52万6,000円ですが、合併特例事業債を活用できる期間が5年間延長されまして、平成32年度までになりましたが、現在の新町建設計画は、平成27年度までの計画となっております。このため、平成27年度以降の合併特例事業を起こそうという場合には、新町建設計画の5年間の延長という変更が必要になります。この計画変更には、地域審議会の答申というものが必要になってきますので、今回計上させていただいたものでございます。

続きまして、10目の運輸対策費でございますが、前年度比948万7,000円増額の4,919万7,000円の計上でございます。

この路線バス運行対策及び鉄道対策事業でございますが、乗合バス等事業運行補助金の 4,754万8,000円がその多くを占めております。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。

○総務課長(角田輝明君) 続きまして、11目支所費でございます。8,160万1,000円のお願いでございます。この目では、東支所管理事業、改善センター管理事業に伴う経費と地域開発事業特別会計への繰出金でございます。なお、工事請負費は駐車場区画線設置工事が主なものでございます。

36ページをお願いいたします。

12目簡易郵便局費でございます。598万3,000円のお願いでございます。2名分の臨時職員の賃金及び植栗、厚田、本宿の3簡易局の経常経費でございます。

続きまして、13目の交通対策費でございます。1,444万5,000円のお願いでございます。 この目では、交通指導員23名分の報酬と出張旅費及び工事請負費として、カーブミラーの設置、外側線工事が主なものでございます。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

〇企画課長(佐藤喜知雄君) 14目の電算業務費でございます。前年度3,093万5,000円減額の5,978万5,000円の計上でございます。電算業務につきましては、業務保守点検委託料とリース料がほとんどを占めております。

38ページ、一番上のマイナンバー制度システム開発業務委託料1,376万円でございますが、 平成28年1月からのマイナンバー制度の利用開始に合わせ計上させていただくものでござい ます。 説明欄中、中ほどのシステム等リース料の1,376万3,000円でございますが、情報系及び 基幹系ネットワークの機器及び機器のリース料等でございます。

15目の開発費でございますが、企画課の公用車の経費が主になっております。

16目の広報広聴活動費でございますが、376万7,000円増額の920万8,000円でございます。 広報お知らせカレンダーの発行に関する経費が主でございますが、広報の表紙、裏表紙の毎 号のカラー化を予定しております。また、次の町勢要覧作成事業として300万円の計上でご ざいますが、これは、平成20年に作成以降経過しておりますので、新たに作成を予定するも のでございます。

17目の地域活性化対策費でございますが、対前年度1,170万6,000円減額の3,430万7,000円でございます。最初の地域活性化事業150万4,000円でございますが、町のマスコット運用に係る経費及び東洋大学との連携に係る経費が主となっております。

なお、東洋大学につきましては、大学本体との包括協定を3月27日に締結する運びとなっております。これにつきましては、後日の全員協議会においておつなぎをしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の地域おこし協力隊事業でございますが、292万7,000円でございます。これは、現在 の地域おこし協力隊事業を継続するものでございます。

次の萩生活性化事業756万5,000円でございますが、ビジタートイレに係る経費及び休憩 所の建築工事に係る測量・設計・監理委託料100万円、それと次のページになりますけれど も、工事請負費600万円の計上でございます。

次のJR廃線敷利活用事業228万円でございますが、平成26年度に実施しているJR廃線 敷地ほか活用検討業務委託の成果を受けまして、事業の詳細を計画するものでございます。

次の真田丸プロモーション活動事業2,003万1,000円でございますが、NHKの大河ドラマ「真田丸」の放送決定に合わせた地域振興策が主でございます。中ほどの真田丸プロモーション活動広告料130万円でございますが、これは、6月7日に上毛新聞社とタイアップした岩櫃ウオークを予定しておりますので、上毛新聞1面を利用した広告料等の経費でございます。

その下になりますが、測量・設計・監理委託料の100万円でございます。これは、平沢一本松駐車場トイレ改修の測量・設計・監理料の計上でございます。

さらに下に行きまして、工事請負費1,300万円でございますが、ただいま説明をした平沢 一本松駐車場のトイレ改修工事費でございます。 一番下の地域活性化イベント事業補助金200万円でございますが、ことしは原町が町割りをして400年ということでございますので、プロジェクションマッピング事業ともタイアップする中で、個々での実施ではなく、関連したボリューム感を持たせる企画をしたいということから計画を考えているところでございます。

18目の交流事業推進費ですが、前年度74万6,000円増額の172万7,000円でございます。昨年度から南相馬市の交流自治体フェアが開催され、これに参加をしてきております。また、新たな広域連携をテーマに杉並交流フォーラムがこの間開催をされてきております。今後、地域と行政がどのように連携を図っていくべきか、担当者レベルでの意見交換が進められています。このようなことからも、予算も増額されて計上させていただきました。

19目の山村振興対策費14万3,000円ですが、上部団体等への負担金が主なものですので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 続きまして、20目諸費でございますが、1,112万7,000円のお願いでございます。この目では、弁護士報償、法律顧問委託料として60万円を計上させていただきました。

42ページをお願いいたします。

防犯事業では、防犯灯のリース料及び電気料等が主なものでございます。その下の自衛隊 事業は、経常経費でございますのでよろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 税務会計課長。
- ○税務会計課長(松井秀之君) 続きまして、2項1目税務総務費5,189万8,000円のお願いでございますが、これにつきましては、税務部門職員の人件費でございます。

2目の賦課徴収費5,097万7,000円のお願いでございますが、これは税の賦課徴収のための経費でございます。説明欄の事業別ごとに説明させていただきます。

賦課徴収費1,903万9,000円につきましては、賦課徴収に係る全般的な経費でございます。 全て経常的な経費で、電算関係の経費や還付金、庶務的経費等が主なものでございます。

一番下の還付金600万円につきましては、主に法人町民税の還付金でございます。法人町 民税には中間申告の制度がありまして、確定申告により精算いたしますので、年度をまたい だ還付が発生する場合があるための計上をさせていただいております。

次の住民税の433万5,000円につきましては、全て経常的な経費でございます。 資産税の2,452万6,000円につきましても、全て経常的な経費でございます。 収税の307万7,000円につきましては、現在2人の体制で滞納整理や滞納処分などを執行し、徴収率の向上に努めておりますが、それらに要する経費でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 同じく3項1目戸籍住民基本台帳費5,374万2,000円のお願いで ございます。

説明欄をごらんください。

職員人件費は3,379万円、職員4名分の給料、手当、職員共済組合負担金でございます。

戸籍は509万9,000円、主なものは戸籍機器3台の保守及びリース料でございます。

住民基本台帳費は518万4,000円。

45ページをお願いいたします。

電算処理業務委託料及びレンタル料でございます。

住基ネット・公的個人認証は913万2,000円で、システム関係の保守及びリース料で、マイナンバー導入によります個人番号カード発行に伴う委託料538万円が含まれます。

備品購入費58万8,000円、タッチパネルの購入費でございます。

人権擁護委員は45万9,000円、本年度も教育課と共催で人権啓発活動として人権講座を開催いたします。

旅券発行事務事業は7万8,000円、消耗品及び委託料でございます。よろしくお願いいた します。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 続きまして、4項1目選挙管理委員会費でございます。96万 1,000円のお願いでございます。主なものは、選挙管理委員の報酬など、経常的な運営費で ございます。

46ページお願いいたします。

2目選挙啓発費でございますが、19万1,000円のお願いでございます。この目では、選挙 啓発のための費用でございまして、啓発ポスターコンクール等の表彰記念品等が主なもので ございます。

3目東吾妻町議会議員選挙費でございますが、1,294万円のお願いでございます。東吾妻 町議会議員選挙事務に係る通常経費でございます。

4目の群馬県知事選挙費でございますが、1,050万円のお願いでございます。群馬県知事

選挙事務に係る経常経費でございます。

5目群馬県議会議員選挙費でございますが、818万4,000円のお願いでございます。群馬 県議会議員選挙費経費の27年度分でございます。

次のページお願いいたします。

6 目農業委員会委員選挙費でございますが、372万8,000円のお願いでございます。農業 委員会委員選挙事務に係る経常経費でございます。

次の東吾妻町長選挙費は廃目とさせていただきました。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** 5項の統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、これ は例年同様、経常的な経費でございます。

2目の統計調査費でございますが、説明欄に記載された各調査に係る経費でございます。 大きな調査といたしまして、説明欄中ほどに国勢調査790万8,000円がございます。ご承知のように、5年に1回、10月1日現在で実施する調査でございます。よろしくお願いいたします。

次に、監査委員費でございますが、監査委員2名の報酬と経常経費でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- 〇建設課長(加辺 茂君) お世話になります。

続きまして、7項1目ダム対策総務費3億7,192万7,000円のお願いでございます。 説明欄をお願いします。

ダム対策総務費3,989万7,000円は職員3名分の人件費及び経常経費でございます。

51ページになりますが、公共施設等整備基金積立金は、松谷・六合村線整備事業の下流都 県負担分と基金利息2,020万5,000円でございます。

次に、天狗の湯管理運営事業236万円は指定管理へ移行したことにより火災保険料など19万円、これは指定管理者からの歳入を見込んでいます。最下段の回数券精算負担金217万円は、指定管理者へ支払う販売済み回数券の精算見込み額でございます。

次に、ふれあい公園事業2,632万7,000円、指定管理へ移行したことによりEV用急速充電器の電気料44万4,000円、保守点検委託料43万1,000円はメーカー4社から昨年度分を、 火災保険料など4万2,000円は指定管理者からそれぞれ歳入を見込んでおります。

委託料100万円はトイレと駐車場増設に係る検討費用、指定管理委託料1,903万円は27年

度分指定管理料、工事請負費530万円は公園最下段にある園路のコンクリート舗装と公園全体及び個別施設の案内板追加と設置がえを計画しています。

次に、渓谷自然公園 3 億334万3,000円は猿橋建設が主な事業で、渓谷・十二沢パーキングの管理費も計上しています。渓谷の名勝地現状変更許可の取得に期間を要し、今年度は繰り越しにより猿橋も左岸橋台工事を予定しておりますが、27年度は右岸橋台桁製作、桁の仮設を計画しています。

渓谷自然公園事業委託料2億8,888万円は、県ダム対策事務所へ委託し、猿橋の右岸橋台 桁製作及び仮設を予定しています。

工事請負費1,210万円は歩道の新設と、渓谷パーキング、十二沢パーキングの案内看板設置を計画しています。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 事業課長。
- ○事業課長(轟 馨君) お世話になります。

続いて、52ページ、2款8項事業費でございます。

1目岩櫃ふれあいの郷総務費は6,056万5,000円のお願いでございます。一般職員4名、 臨時職員5名分の人件費が計上してございます。

15節の工事請負費でございますけれども、コンベンションホールのピアノ倉庫エアコン設置工事代でございます。

続きまして、53ページに移ります。

2目の福祉センター管理費でございますけれども、これは例年どおり10万円ということで お願いします。

それと、3目のコンベンションホール管理費でございますけれども、295万6,000円でございます。

4目健康増進センター管理費につきましては、経常経費312万2,000円でございます。備品購入費でございますけれども、ルームランナーなどのトレーニング器具の購入でございます。

続きまして、54ページに移ります。

5目の国民宿舎管理費でございますけれども、475万2,000円でございます。内容としましては、12節の火災保険料40万6,000円、14節として国有林借上料107万8,000円、施設巡回 点検費用30万8,000円など、維持する必要最小限の費用を見込んでおります。

続きまして、2款9項温泉事業費でございますけれども、1目の桔梗館管理費1,099万

6,000円でございます。12節の役務費5万1,000円と14節土地建物等借上料は、町を経由して支払う費用でございますけれども、合計15万1,000円は雑入として指定管理者が納めていただくようになってございます。

次に、13節の委託料でございますけれども、指定管理料の761万2,000円と町回数券の入館者分の精算金4万8,000円などが主なものでございます。

15節の工事請負費につきましては、高圧引込設備工事等315万円を予定しております。

続きまして、2目の温泉センター管理費でございますけれども、8,775万9,000円でございます。人件費は、一般職員2名と臨時職員4名の人件費が計上してございます。電気代を初め、光熱水費が主なものでございますけれども、15節の工事請負費につきましては、ろ過器のろ材交換工事等でございます。

3目の温泉センター食堂費でございますけれども、4,540万5,000円でございます。人件費は、一般職員1名と臨時職員10名分が計上してございます。工事請負費は、厨房の床の塗装工事費54万円が主なものでございます。

以上です。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、3款の民生費でございます。

1項1目の社会福祉総務費1億3,505万1,000円のお願いですが、対前年度比11%減となります。

それでは、説明欄をごらんください。

前年度との違いを中心に説明させていただきます。最初に、社会福祉事業として1億 1,040万8,000円でございます。前年度とほぼ同じで、一般職員9名分の人件費から民生・ 児童委員52名、保護司10名の報償費など、経常的な経費でございます。

補助金も例年どおりで、社会福祉協議会補助金は若干減額の3,743万8,000円となります。 次の、臨時福祉給付金事業2,464万3,000円ですが、本年度は給付金額を減額して実施い たします。支給対象者は変わらず町民税非課税者、給付額は加算措置なしの6,000円で 3,600人を見込んでおります。この財源は、前年度同様、事務費を含め全額国庫補助となり ます。

続きまして、58ページ、2目の障害福祉費ですが、ここでは、障害児者の自立を支援する ための経費でございます。

最初に、障害児者総合支援事業3億4,762万8,000円です。市町村は、障害者総合支援法

に基づき障害の種別にかかわらず障害者が必要とするサービスを利用できるよう一元的にサ ービスを提供しなければならず、そのための事業費でございます。

その中心となるのが、59ページ最上段にあります障害福祉サービス給付費3億1,236万円 でございます。若干増額となっております。その他は例年どおりでございますので、よろし くお願いいたします。

次は、障害福祉事業1,074万9,000円です。ここでは、先ほどの障害者総合支援法に基づかない町・県独自の事業であります。一番下の特定疾患等患者見舞金612万円につきましては、難病法が改正され、対象疾患が大幅にふえ、見舞金対象者も2倍になると見込まれることから、現行の年6万円を3万6,000円といたします。県内の状況等をもとに、事務事業評価委員会での協議を経て改正するものでございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 同じく3目国民年金費18万3,000円のお願いでございます。消耗 品等、経常的な経費でございます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 4目の老人福祉費2億8,746万5,000円のお願いですが、ここでは、介護保険特別会計への繰出金が大きな比重を占めております。

それでは、老人福祉事業 2 億6, 195万5, 000円をごらんください。ほぼ例年どおりでございます。敬老祝金対象者は551人、うち100歳到達者は11人です。

60ページ最初の養護老人ホームへの老人保護措置委託料は、2施設11人分を計上してございます。

最後にございます介護保険特別会計への繰出金は、2億1,258万3,000円となります。

次に、地域包括支援センター事業2,575万円のお願いです。一般職員2名の人件費は、保健師と主任ケアマネです。社会福祉士につきましては、町の社会福祉協議会から派遣していただいておりますので、その人件費相当が最後にあります実務指導派遣受入負担金423万7,000円でございます。

続きまして、61ページ5目の福祉医療費1億4,676万円です。

福祉医療費は、前年度同額の1億4,400万円の見込みです。この福祉医療費の財源ですが、 2分の1は県費補助、残りのうち6,320万円は過疎債を充当いたします。

以上です。

〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。

〇町民課長(本多利信君) 同じく6目国民健康保険費1億2,314万6,000円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。国民健康保険費は2,727万1,000円、職員4名分の給料、手 当、共済組合負担金でございます。

次に、国保特別会計事業勘定繰出金は9,587万5,000円、保険基盤安定操出金から事務費 操出金で詳細につきましては国民健康保険特別会計でご説明いたしますので、よろしくお願 いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 7目の社会福祉施設管理費31万1,000円のお願いですが、保 健福祉課で管理している車両や施設の保険料、光熱水費ですので、よろしくお願いいたしま す。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 8目後期高齢者医療費2億7,605万円のお願いでございます。広域連合から示された療養給付費負担金2億879万6,000円と後期高齢者医療特別会計への繰出金、合計で6,725万4,000円、詳細につきましては後期高齢者医療特別会計でご説明いたします。

次に、62ページをお願いいたします。

9目老人医療費114万9,000円のお願いでございます。老人保健法が平成20年3月末で終了いたしました。過年度分の医療給付金と還付金及び還付加算金が主なものでございます。 よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 続きまして、2項の児童福祉費です。

最初に、1目の児童措置費1億8,380万8,000円のお願いでございます。まず、子育て支援費1億7,700万4,000円ですが、子ども・子育て会議の委員報酬と児童手当関連経費です。 次の子育て広場105万円は、福祉センター内にあります子育てにこにこ広場の運営経費でございます。

次の子育て世帯臨時特例給付金事業は、臨時福祉給付金同様に、給付金額を減額して実施いたします。支給対象者は児童手当受給者、給付額は児童1人3,000円で1,515人を見込んでおります。これも事務費を含め全額国庫補助となります。

続きまして、63ページ、2目の保育所費1億8,809万2,000円のお願いです。4月当初見

込みの園児数は、原町98人、岩島20人、大戸8人、東21人の合計147人で、その後の途中入所も7人ぐらい予定しております。新規のものは1つもなく、これら4つの保育所の経常的な運営経費でございますが、臨時職員30名の賃金を含む人件費の割合は84%余りとなります。

なお、運営費の財源である保育料につきましては、前年度からの第3子保育料無料化に続き、本年度からは子ども・子育て支援新制度による保育料の見直しにより減収が見込まれますので、電源立地地域対策交付金2,240万円と指定管理者によるいわびつ荘施設使用納付金250万円を前年度同様充当いたします。

次に、64ページ、3目の学童保育費の学童保育事業1,683万9,000円ですが、4月からは 町内4つ目となる坂上児童クラブが旧坂上診療所を改修してオープンとなります。東と坂上 は直営、原町と太田は運営費補助となりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 3項1目災害救助費でございます。4万7,000円のお願いでございます。災害弔慰金支給事業負担金及び罹災救助資金積立金が主なものでございます。よろしくお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君)ここで休憩をいたします。2時10分まで。

(午後 1時59分)

○議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

(午後 2時10分)

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** それでは、続きまして、4款の衛生費に移ります。1項1目の保健衛生総務費1億4,232万5,000円のお願いでございます。

最初の保健総務費1億2,732万9,000円は、保健センター職員の人件費を含む経常経費並

びに負担金、補助金などでございます。

66ページの原町日赤病院への補助金は、総額で3,842万8,000円となります。なお、運営 費助成につきましては特別交付税措置されますので、よろしくお願いいたします。

次に、国保特別会計施設勘定繰出金1,499万6,000円は、特別会計で説明がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目の予防費3,989万7,000円のお願いでございます。最初の定期予防接種事業2,307万1,000円は、予防接種法に基づく定期予防接種で前年度比13.8%増となります。これは、前年の10月から65歳以上の節目の方を対象とした高齢者肺炎球菌予防接種が定期接種になったことによるものです。

次の定期外予防接種事業103万円ですが、これは、ごらんの3つの予防接種に対する補助金で、いずれも接種費用の2分の1相当の補助となります。

次に、67ページ、インフルエンザ予防事業1,485万円は、65歳以上の7割に当たる3,600 人分の高齢者インフルエンザ委託料と18歳以下の子供及び妊婦に対するインフルエンザ予防 接種補助金等で、いずれも1人当たり2,800円の助成となります。

最後に、狂犬病等予防事業の94万6,000円につきましては、狂犬病予防等に係る経費でございます。犬・猫避妊手術等補助金は1頭につき3,000円となります。

続きまして、3目の母子保健費1,663万7,000円のお願いでございます。最初の次世代育成支援事業として21万5,000円ですが、こんにちは赤ちゃん訪問に係る経費でございます。

教育相談事業175万8,000円は、乳幼児を対象とした各種教室や講習会などの経費でございます。

68ページの妊婦支援事業884万1,000円では、新しい事業、安心出産宿泊支援事業費補助を始めます。現在、残念ながら町内の病院では出産できません。そのため、町外の病院での出産に対して、宿泊費及び交通費を補助するものです。対象者は、1年以上町内に居住する妊婦とその付添者1人、補助基準額は1泊5,000円限度で7泊までとなります。交通費は、宿泊先から病院までの交通費で、上限5,000円の1回限りとなります。また、不妊治療に対する助成では、現行の特定不妊治療に加え、一般不妊治療も対象としていきます。助成額は費用の2分の1、年5万円までで、2カ年度を限度とします。現行の特定不妊治療に対する補助は年10万円で実施しております。この2つの事業につきましても、事務事業評価委員会での協議を経ておりますので、よろしくお願いいたします。

次の健康診査事業300万9,000円は、乳幼児の定期健康診査等に係る経費でございます。

次の歯科健康診査事業93万5,000円は、乳幼児の定期歯科健診に係る経費でございます。

最後の母子医療給付事業187万9,000円は、2,000グラム以下の未熟児で生まれた場合には、母子保健法の規定により医療費を公費で負担するとともに、退院後の家庭訪問等を行いますので、その経費と、18歳未満の障害児に対する育成医療費の計上です。

続きまして、4目の健康増進事業費3,658万6,000円のお願いです。最初は、健康診査事業1,235万9,000円です。ここでは、75歳以上の後期高齢者を対象とした健康診査や国保特定健診、腎機能や骨密度などの検査委託料が主なものとなります。

次は、がん検診事業2,251万8,000円でございますが、現行の胃がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんと、前年度から始めた肺がんの検診委託料で2,108万7,000円となります。

がん検診推進事業委託料30万3,000円は、大腸がんの節目検診で、無料で受けられる検診です。

最後は、生活習慣病予防対策事業170万9,000円です。本年度は、例年の事業に加え、昨年実施した新名物料理コンテスト入賞作品の普及を図ります。このほど料理コンテストの入賞作品を紹介したレシピ集が完成し、毎戸配布となります。本年度はコンテストの目的を実践するため、その作品の普及を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、5目の健康推進費42万5,000円は、食育の推進に係る経費でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- 〇町民課長(本多利信君) 同じく6目環境衛生費2,596万8,000円のお願いでございます。 吾妻広域圏火葬場運営費負担金1,736万9,000円、太陽光発電システム設置費補助金800万円、 50基を予定しております。

続きまして、7目公害対策事業費155万6,000円のお願いでございます。説明欄をお願い いたします。

公害対策事業費は58万9,000円、大気汚染測定局、光化学オキシダント及びPM2.5測定機の電気料24万円、泉沢地区産業廃棄物の不法投棄跡地の水質検査委託料等20万円でございます。

除染対策事業は96万7,000円、放射性物質汚染対処特措法と町単独事業によるもので、一 昨年古谷地区で実施予定の仮置き場設置でございますが、環境省の処理方法の調査研究によ り処理方法が変更となるための延期でございます。工事請負費等が主なものでございますの で、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 続きまして、71ページ、8目の保健センター管理費378万 3,000円のお願いでございます。保健センターを管理する上で必要な経費となります。本年 度は事務室のエアコン2台の更新工事を予定しております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- **〇町民課長(本多利信君)** 同じく 9 目霊園管理費410万6,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

霊園管理費は376万1,000円、両霊園の樹木の剪定と清掃を含めた委託料48万4,000円、工事請負費280万円、あがつま共同霊園の区画増設費と立木伐採費等でございます。

集会所管理費34万5,000円は経常的な経費でございます。

72ページをお願いいたします。

2項1目清掃総務費2億3,781万5,000円のお願いでございます。19節吾妻東部衛生施設組合運営費負担金2億3,654万8,000円で、し尿、可燃物、粗大ごみの処理及び最終処分場施設建設等の負担金でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(土屋利夫君) 続きまして、3項1目の簡易水道費でございますが、総額で 1,433万5,000円のお願いでございます。整備事業補助金225万円ですが、これは町営以外の 簡易水道等の施設改修費に対する補助金です。事業費の2分の1、上限150万円までを補助 する制度でございます。

次の水質検査補助金14万3,000円は、水道法に基づく全項目検査を実施した場合に検査手数料の3分の1を補助するものです。簡易水道特別会計への繰出金1,194万2,000円につきましては、簡易水道特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- **○産業課長(荒木博之君)** 5 款 1 項 1 目労働諸費100万2,000円のお願いでございます。これにつきましては、勤労者住宅建設資金利子補給金100万円でございます。

続きまして、6款1項1目農業委員会費2,606万2,000円のお願いでございます。主なものでございますが、農業委員24名の報酬と農家組合長、班長報酬、それと職員2名分の給料、

それから臨時職員の賃金の人件費など、農業委員会運営に係る経常経費、そして国有農地管理事業、農業者年金業務に要するものでございます。

続きまして、2目農業総務費8,059万1,000円のお願いでございます。2節給料から4節 共済費までは職員11名の人件費となります。そのほかに農業後継者褒賞事業で5万2,000円、 農政対策事業では99万2,000円で、主なものは農業振興協議会への活動補助金でございます。 続きまして、3目農業振興費4,682万3,000円のお願いでございます。説明欄をごらんく

ださい。 主な事業といたしましては、経営所得安定対策事業では、地域農業再生協議会への直接支

緑のふるさと協力隊事業では、昨年に引き続きまして都会の若者を1年間、1名受け入れるための費用でございます。

青年就農給付金事業では、青年就農支援2名分の補助金でございます。

払推進事業費補助金でございます。

農業振興地域整備促進事業では、農業振興地域整備計画変更業務、農振整備計画作成に係ります基礎調査業務委託料でございます。

農業近代化資金等利子補給事業では、農業近代化資金、総合農政推進資金、スーパーL資金に対する利子助成でございます。

農業振興対策事業では、蒟蒻病害虫試験圃委託料、営農施設等整備事業、花卉振興対策、 果樹振興対策への建設事業補助金と農業研究会連絡協議会への事業運営費補助金でございま す。

野生動物による農作物災害対策事業では電気柵等の補助金150万円と、27年度から新規補助となります有害鳥獣駆逐装置、バリアトーンと申しておりますけれども、そちらの駆逐装置の購入補助金100万円でございます。

農業災害対策事業では、農作物の樹勢回復に要する補助金30万円でございます。

はばたけ!ぐんまの担い手支援事業は、集落営農組合への水稲乾燥調整機の導入補助金でございます。

世界で戦えるこんにゃく総合対策事業は、新技術導入の建設事業補助金でブームスプレイヤー導入の補助でございます。

中山間地域等直接支払事業では、町内24集落協定への交付金でございます。

野菜王国・ぐんま総合対策事業は、パイプハウス建設等の補助金でございます。

続きまして、4目農業経営基盤強化対策事業費10万円のお願いでございます。認定農業者

への農用地利用集積促進の奨励金が主なものでございます。

続きまして、5目畜産振興費1億6,838万9,000円のお願いでございます。主なものといたしましては、畜産振興費の事業運営費補助金といたしまして、畜産協議会の運営補助などでございます。

78ページの公団営畜産基地負担金事業では、建設事業償還金に係る負担金といたしまして、 5経営体と町の道路負担金分、合わせまして1億6,734万3,000円でございます。

続きまして、6目農地費1億8,119万7,000円のお願いでございます。主なものといたしましては、説明欄の地域自主戦略交付金事業では、八ッ場ダム関連の松谷土地改良事業の換地計画業務委託料405万3,000円でございます。

基盤整備事業(萩生川西地区)では、換地計画業務委託420万7,000円、県営事業負担金 2,275万円などとなっております。

群馬県中山間地域農業農村整備事業では、本宿・上野原地区の県営土地改良事業の事業化 へ向けた調査や地元調整に要する費用でございます。

農業基盤整備促進事業では、小泉用水改修工事、在下5工区のポンプオーバーホールを予 定しております。

県単小規模土地改良事業では、工事請負費としまして、三島西部・原町上野・小泉泉沢の 農作業道整備工事、五町田・大戸上宿・川戸内出の用排水路整備工事を計画しております。 重機等借上料及び工事材料費は、県民参加型事業の郷原辻地区の農道整備でございます。鳥 獣害防止対策補助金としまして、電気柵の設置等を5地区予定しております。

町単小規模土地改良事業では、農道台帳作成業務委託料、農道・用水の維持補修の工事請 負費、重機等借上料及び工事材料費、80ページになりますが、町単小規模土地改良のための 建設事業補助金などでございます。

多面的機能支払交付金事業は、農地・水保全管理が制度改正になったもので、農地維持活動、資源向上活動を取り組む17組織への補助金などでございます。

続きまして、7目地籍調査費5,360万3,000円のお願いでございます。26年度に実施しました矢倉地区0.43平方キロメートルの地積測定業務委託と、27年度は矢倉地区0.38平方キロと新たに27年度より着手をいたします坂上の須賀尾地区1.10平方キロの一筆地調査測量業務委託料が主なものでございます。

続きまして、6款2項1目林業振興費2,504万8,000円のお願いでございます。説明欄を ごらんください。 主なものですが、林業振興費では緑の県民税事業委託料、森林整備支援交付金、美しい森 林づくり交付金事業、森林整備担い手対策補助金などの補助金が主なものでございます。

有害鳥獣捕獲事業でございますが、東吾妻町鳥獣被害対策実施隊に係ります報酬と活動に 伴います、わな、轟音玉などの購入費及び鳥類、イノシシ、鹿などの有害獣捕獲事業補助金 でございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。

〇建設課長(加辺 茂君) 82ページをお願いします。

2目林業基盤整備費5,181万7,000円のお願いでございます。説明欄をお願いします。

広域林道開設事業1,858万1,000円は、吾嬬山線の用地対応で、用地測量等委託料1,600万円と土地購入費100万円、県営林道事業負担金150万円は県単応急復旧工事に係る5割の町負担分でございます。

次に、治山事業1,006万円、工事請負費100万円は県事業対象外となる流末の整備、治山 事業負担金900万円は県単事業に係る1割の町負担分でございます。

次に、県単林道改良事業1,055万2,000円、工事請負費1,050万円は林道坂倉線の舗装工事でございます。

次に、町単林道整備事業1,262万4,000円、林道の管理経費で、機械借上料、工事材料費と、工事請負費762万円は林道高橋・千沢線舗装工事ほか2路線、事業運営補助金は作業道開設に伴う森林組合への補助金300万円でございます。よろしくお願いします。

〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。

○産業課長(荒木博之君) 83ページをお願いいたします。

3目町有林管理費446万4,000円のお願いでございます。主なものは町有林森林国営保険料、町有林管理委託料としまして、萩生、岡崎の町有林の下刈りを予定しております。

続きまして、3項1目水産振興費15万2,000円のお願いでございます。事業運営費補助金としまして、吾妻漁業協同組合及び吾妻漁協東吾妻支部への補助金でございます。

続きまして、7款1項1目商工総務費1,956万6,000円のお願いでございます。職員3名 分の人件費等経常経費でございます。

84ページをお願いいたします。

2目商工振興費6,294万4,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

主なものといたしましては、町商工会補助金、商工会街路灯電気料補助金、住宅新築改修等補助金、商工会買い物弱者対策補助金、空き店舗対策事業補助金、小口資金保証料補助金、

経営振興資金利子補給金、企業立地奨励金・補助金でございます。

次に、3目観光費でございます。4,257万5,000円のお願いでございます。主なものは、 観光管理費では、施設修繕料、施設整備管理委託料、町観光協会運営費補助金、そして観光 振興事業補助金は、それぞれの実行委員会が開催いたしますふるさと祭り、すいせん祭り、 盆踊り、マウンテンバイク、岩櫃山紅葉祭に係る観光関連事業の補助金でございます。

観光宣伝事業は、観光キャンペーンやパンフレット、ガイドブック作成など、各種観光宣 伝のための費用でございます。

温川キャンプ場管理事業は、管理人の賃金など運営費のほかに、86ページをお願いいたします。キャンプ場内の支障木伐採、バンガローの屋根の塗装工事などを予定しております。

森林公園管理事業では、管理人賃金などの運営費と各種施設の修繕と案内看板の修繕、そ して寝具借上料などが主なものでございます。

公共施設等管理事業としまして、昨年に引き続き、天神山公園の支障木伐採を予定しております。

日本ロマンチック街道事業では、日本ロマンチック街道協会の計画するスタンプラリーの 負担金などでございます。

4 目消費者行政推進費は65万1,000円のお願いでございます。消費者庁よりお借りしております放射性物質検査機器の保守点検委託及び消費生活センター運営に係る一部事務組合負担金などが主なものでございます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。

○建設課長(加辺 茂君) 88ページをお願いします。

8款土木費、1項1目道路橋梁総務費1億520万3,000円のお願いでございます。職員12 名分の人件費と道路橋梁台帳整備補正業務委託500万1,000円、工事請負費700万円は道路大型標識の交換及び撤去、町道番号標識の交換工事でございます。

89ページをお願いします。

2目道路維持費1億2,407万9,000円のお願いでございます。直営作業班として非常勤職員1名分の保険料、賃金、備品購入費、燃料費、修繕費、手数料、保険料につきましては、グレーダー、4トン、2トンダンプの経費でございます。測量・設計・委託料900万円は道路ストック、のり面点検と町道5107号、須郷沢になりますが、のり面調査などでございます。除雪・砂まき委託料800万円、各地区の原材料支給として機械借上料480万円、工事材料費2,300万円、工事請負費5,700万円は道路修繕工事及び町内一円道路管理、町道70号線

など3路線の除草工事、町道平・長藤線など5路線1カ所の舗装、排水溝、のり面工事、備品購入費250万円は庁用車1台の買いかえ、県営事業負担金1,250万円は道路ストック県営事業に係る25%の町負担分でございます。

次に、3目道路改良費 2億564万9,000円のお願いでございます。説明欄をお願いします。 道路改良費 1億3,353万4,000円、90ページをお願いします。

測量・設計・委託料3,500万円は町道程岩・堂が沢線など5路線と、上信自動車道関連町道及び住宅密集地の部分改良調査などでございます。工事請負費6,000万円は町道2185線、相原など2路線の県単小規模土地改良事業での舗装と改良、用地調査に期間を要し今年度着工できませんでした鳩の湯線など2路線の改良、そのほか田谷・貫井線など3路線の改良を予定しております。土地購入費1,435万円と補償金2,325万円は用地調査に期間を要し今年度対応できなかった馬場・手子丸線など3路線と田谷・貫井線など3路線の対応でございます。

次に、ダム関連道路費7,211万5,000円は松谷・六合村線整備事業で県ダム対策事務所への工事委託料7,000万円、土地購入費と補償金にそれぞれ100万円と10万円でございます。

次に、橋梁維持費2,709万9,000円のお願いでございます。測量・設計・委託料2,700万円は、幹線町道の橋長15メートル未満と初回点検から5年経過した橋梁の点検58橋と、補修の詳細設計3橋を計画しています。

次に、2項1目都市計画総務費371万3,000円のお願いでございます。説明欄をお願いします。

都市計画総務費175万5,000円、委員報酬は都市計画道路変更の更新決定に期間を要しているため、今年度開催できなかった都市計画審議会2回分15万4,000円、時間外勤務手当65万7,000円は、各地区別の都市計画道路変更及び上信自動車道関連説明会を見込んでいます。91ページになりますが、広場管理費195万8,000円はふれあいロード及びコミュニティ広場の管理経費で、工事請負費100万円は駅南口からふくし・ふれあいロードに設置された張りつけ型の点字ブロックが剥がれ、歩行者に危険と思われるため埋め込み式に敷設がえを計画しています。工事材料費14万8,000円は、ふれあいロード駅北のコミュニティ広場、北口駅前ロータリーの花植え材料費でございます。

次に、2目都市公園費77万6,000円のお願いでございます。都市公園費は駅北地区の公園 3カ所の管理費で、工事材料費は芝用目土及び砂利舗装分の補足材などでございます。よろ しくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(土屋利夫君) 続きまして、2項3目の下水道費でございますが、総額で2億83万1,000円のお願いでございます。榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金335万円は、高崎市との協定書に基づく負担金でございます。下水道事業特別会計への繰出金1億9,748万1,000円につきましては、下水道事業特別会計のほうで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(加辺 茂君)** 土地区画整理費につきましては、今年度事業完了のため廃目でございます。

次に、3項1目公営住宅管理費2,144万7,000円のお願いでございます。説明欄をお願い します。

町営住宅管理費が主なもので、電算処理業務委託料380万円は、マイナンバー制移行に伴 う町営住宅管理システム切りかえ経費でございます。弁護士委託料60万円は長期滞納者対策、 工事請負費320万円は団地にある遊具の老朽化により、内出団地は更新を、上河原団地は改 修を計画しております。

次に、2目定住促進住宅管理費55万6,000円のお願いでございます。箱島町営住宅の管理 費が主なものでございます。

次に、3目住宅管理費30万円のお願いでございます。委託料として、一般住宅耐震診断者派遣事業10件でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、3億6,263万 8,000円のお願いでございます。この目では、消防団員320名分の報酬及び出動旅費並びに 消防施設整備に伴う経費が主なものでございます。なお、備品購入費には、小型ポンプ積載 車の購入費、防火水槽3基の工事費等を計上させていただきました。

続きまして、2目水防費でございます。消耗品1万円を計上させていただきました。

次に、3目防災費でございますが、897万9,000円のお願いでございます。この目では、 防災会議委員10名分の報酬と防災行政無線の維持管理費が主なものでございます。よろしく お願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育課長。
- ○教育課長(丸山和政君) お世話になります。

10款1項1目教育委員会費でございますが、233万7,000円のお願いでございます。教育 委員4名の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

96ページをお願いします。

2 目事務局費でございますが、2 億962万7,000円のお願いでございます。説明欄をお願いたします。

事務局費の2億746万5,000円につきましては、非常勤職員2名、特別職、一般職員20名の人件費等経常経費と、97ページ中ほどの祝金は、小学生及び中学生の入学祝金630万円でございます。

98ページの育英資金事業 4 万9,000円では、育英審議会開催に伴います経費でございます。 緊急カウンセラー等派遣事業211万3,000円は、緊急カウンセラー賃金、旅費及び消耗品 でございまして、全額国からの支出金でございます。

続きまして、3目教育研究会費でございますが、71万6,000円のお願いでございます。27年度から研究所を研究会へ改正いたします。主に幼稚園、小学校及び中学校の先生方の教育に関する調査研究に要する経費及び例年3月に研究発表会を行っておりますが、その研究発表会に要する経費でございます。

続きまして、4目通学バス運営管理費では1億5,266万2,000円のお願いでございます。 統合中学校の9路線11台のスクールバス運行、岩島小学校2台、坂上小学校2台、東小学校 1台のスクールバス運行に係る経費と、小学校陸上記録会、中体連出場などの送迎等に要す る借上料でございます。

99ページをお願いします。

5目給食センター運営管理費では、2億2,243万1,000円のお願いでございます。給食運営委員会の委員報酬及び会議開催の経費と、職員12名及び臨時給食調理員の人件費、賄い材料費や給食センター運営に係る経常経費でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

6目外国青年招致事業では、923万6,000円のお願いでございます。外国語指導助手2名の報酬等経常経費でございます。27年度につきましては、現在配置している2名が担当をいたします。

続きまして、101ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費では9,600万5,000円のお願いでございます。説明欄の学校管理費事務局8,124万8,000円では、一般職員2名及び臨時職員の人件費及び町内5小学

校の学校運営に係る経常経費でございます。主なものは、7節賃金の1,682万1,000円では、 公仕3名、マイタウンティーチャー、特別支援員及び特別非常勤講師の賃金でございます。

13節委託料では、原町小学校校庭整備のための測量及び設計費540万円、隔年で実施されています特殊建物定期調査業務69万4,000円などを計上させていただきました。

15節工事請負費では、太田小学校の旧給食調理場内備品撤去工事、原町小学校玄関アプローチ改修工事、FF暖房交換工事でございます。備品購入では、3校でポスタープリンター、東小学校でテレビ、DVDプレーヤー、原町小学校の鼓笛用楽器の購入費などでございます。

各小学校の経費につきましては、102ページから106ページにかけまして説明欄に記載させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、106ページをお願いします。

2目教育振興費では、2,509万4,000円のお願いでございます。比較で962万2,000円の増額でございますが、27年度は教科書の改訂年でございまして、説明欄、教育振興費(事務局)1,295万6,000円では、消耗品に教科書改訂に伴う教師用教科書分を計上させていただきました。各小学校では、備品購入費で教科書改訂準教材を計上させていただきました。そのほかにつきましては、通常の教材・筆記用具及び就学援助関連の経費でございます。説明欄に小学校ごとに記載してございますので、後ほどごらんをいただきたいと思います。

続きまして、3目小学校施設整備費1億2,987万3,000円のお願いでございます。この目では、中学校統合により空き校舎となります坂上中学校を改修し、老朽化した坂上小学校が移転するための経費でございます。校舎改修工事、体育館改修工事及び遊具移設、新設工事と、工事に伴います手数料及び委託料と備品購入でございます。

続きまして、3項1目学校管理費でございます。5,913万4,000円のお願いでございます。 説明欄をごらんください。

学校管理費(事務局費)4,971万6,000円では、一般職員1名及び臨時職員の人件費及び中学校の学校運営に係る経常経費でございます。主なものは、7節賃金の1,080万1,000円では、統合に伴います子供たちをサポートするためのマイタウンティーチャー、特別支援員、特別非常勤講師及び公仕1名の賃金でございます。

13節委託料では、隔年で実施されています特殊建物定期調査業務62万円を計上させていただきました。

15節工事請負費では、駐輪場及び玄関周りの舗装工事及び調理台、保健室収納ベッドの移設工事でございます。18節備品購入費では、昨年に引き続き、折り畳み椅子収納台車の購入

を計画しております。

東吾妻中学校の運営に係る経費は109ページ備考欄に記載してありますので、後ほどごらんください。

尾瀬学校に係る経費77万1,000円は、全額県からの支出金でございます。

続きまして、110ページをお願いします。

教育振興費では、905万6,000円のお願いでございます。中学校の教材・教具及び就学援助関係の経費でございます。

続きまして、4項1目幼稚園管理費では、1億7,561万8,000円のお願いでございます。 説明欄の幼稚園管理費事務局の1億6,866万4,000円では、非常勤職員2名、一般職員18名、 及び臨時職員の人件費及び幼稚園の運営に係る経費でございます。主なものは7節賃金 2,278万1,000円では、幼稚園教諭、特別支援員及び預かり保育臨時職員の賃金でございま す。

15節工事請負費では、東幼稚園の駐車場確保のためのスクールバス車庫解体工事及び太田 幼稚園駐車場舗装工事でございます。

111ページから114ページにかけまして、各幼稚園ごとの経費を説明欄に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

続きまして、114ページをお願いします。

2目教育振興費では、166万3,000円のお願いでございます。 5 園の幼稚園の教材・教具 等の経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、115ページをお願いいたします。

5項1目社会教育総務費では、805万4,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

社会教育総務費619万3,000円は、社会教育委員9名の報酬を初め、社会教育を進めるための諸経費、広域町村圏等への各種負担金と、文化協会等関係団体への補助金など経常経費でございます。

116ページの成人式事業85万5,000円では、毎年1月に開催しております成人式に係る経費でございます。放課後子供教室推進事業100万6,000円につきましては、太田地区・坂上地区で実施しております事業の経費でございます。

○議長(橋爪英夫君) ここで休憩をとります。

3時10分まで休憩いたします。

〇議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

(午後 3時10分)

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育課長。
- ○教育課長(丸山和政君) 116ページをお願いいたします。

2目公民館費では、1,939万3,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

中央公民館運営費943万7,000円につきましては、公民館運営審議委員会委員10名の報酬、 中央公民館の運営及び施設の維持管理費などの経常経費でございます。

高齢者教室事業、土曜教室事業、教養講座事業及び118ページの公民館読書推進事業は、 中央公民館が中心となって行っております事業に係る経費でございます。

118ページから120ページにかけまして、各公民館の維持管理、運営費及び事業費が記載されておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

次に、120ページをお願いいたします。

3目文化財保護費では、1,560万4,000円のお願いでございます。説明欄の文化財保護費209万6,000円では、文化財調査委員9名の報酬を初め、文化財保護に係る町指定文化財保存管理、伝統芸能団体保存団体に対する補助金等経常経費でございます。岩櫃城跡保存整備事業1,287万4,000円では、岩櫃城跡を国の史跡指定に向け準備を行っておりますが、5年計画の3年目の事業で、発掘調査等の費用でございます。

122ページの国・県指定文化財保護事業23万7,000円では、国及び県指定の文化財保護に要する経費でございます。吾妻峡保存管理事業29万3,000円は、吾妻峡保存管理計画策定委員8名の報酬及び吾妻峡保存管理に要する経費でございます。カモシカ保護事業10万4,000円は、天然記念物のカモシカの保護並びに埋葬に要する経費でございます。

続きまして、4目青少年対策費では、143万3,000円のお願いでございます。説明欄をお願いします。

青少年対策費65万4,000円は、青少年推進委員9名の報酬を初め、青少年対策に要する経費でございます。

杉並・東吾妻わんぱく交流事業77万9,000円につきましては、隔年で開催地を変えて実施 をしておりますが、27年度は2泊を杉並区で、1泊を東吾妻町で開催する予定でございます。 このわんぱく交流に要する経費でございます。

続きまして、5目発掘調査費でございまして、554万9,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

発掘調査費63万4,000円は、旧岩島第2幼稚園の文化財整理室の運営管理費などでございます。試掘調査費58万4,000円は、開発等により試掘が必要となった場合の重機借上料などとなっております。町内遺跡分布調査事業433万1,000円につきましては、町内全域の遺跡分布調査でございまして、27年度は5カ年計画の3年目で、原町地区を予定しております。

続きまして、124ページをお願いいたします。

6項1目保健体育総務費では、1,739万3,000円のお願いでございます。説明欄をごらんください。

保健体育総務費958万6,000円では、スポーツ振興審議会委員及びスポーツ推進委員22名の報酬及びスポーツ団体及びスポーツ大会の補助金など保健体育の経常経費でございます。

125ページの健康管理対策事業437万9,000円では、各学校の健康診断に対する学校医への医療報酬等でございます。

郡民体育祭事業の342万8,000円につきましては、27年度は高山村が主会場で開催されま す第54回吾妻郡民体育祭に係る経費でございます。

続きまして、126ページをお願いいたします。

2目学校開放事業費でございまして、268万9,000円のお願いでございます。小学校及び中学校の体育館及び校庭を一般町民に開放するための電気料などの経費でございます。中学校統合によりまして、学校開放数が減ったことなどから194万5,000円ほどの減額となっております。

続きまして、3目施設管理費でございます。2,663万9,000円のお願いでございます。 説明欄をごらんください。

社会体育施設管理事業の2,160万6,000円では、各スポーツ広場や運動場、町民体育館、 社会体育館の維持管理に要する賃金、光熱水費、管理委託料、工事請負費などの経費でございます。中学校統合に伴いまして、社会体育施設の管理施設がふえております。工事請負費 につきましては、東橋スポーツ広場の使用不能なトイレの撤去工事と町民体育館のトイレ改 修工事を予定しております。

127ページの公園等管理事業の503万3,000円につきましては、あづま親水公園や岩井親水公園と各種公園等の維持管理に要する経費でございます。工事請負費につきましては、東橋スポーツ広場の危険遊具の更新の費用を計上させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- O産業課長(荒木博之君) 続きまして、11款1項1目農業用施設災害復旧費をお願いいたします。16万円のお願いでございます。農業用施設の災害が発生した場合、初期対応をするための委託料を計上いたしました。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(加辺 茂君)** 続きまして、2目林道施設災害復旧費2万2,000円でございますが、科目設定として計上させていただいております。

128ページをお願いします。

2項1目河川復旧費3万1,000円も科目設定として計上しています。

次に、2目道路復旧費114万2,000円は、応急復旧分として機械借上料などを計上しております。

次に、3目橋りょう復旧費1万円についても科目設定として計上しております。

よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 12款公債費でございます。1目の元金でございますが、対前年度5,557万1,000円減額の9億914万2,000円でございます。
 - 2目の利子ですが、前年度1,790万4,000円減額の1億3,700万円の償還利子でございます。
 - 3目の公債諸費は例年どおりでございますので、よろしくお願いいたします。
 - 13款諸支出金は、水道事業会計への補助金2,000万円でございます。

14款の予備費ですが、昨年同様1,000万円の計上でございます。

130ページから139ページまでが給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

最後、140ページは地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。各区分ごとの現

在高見込みが掲載されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で平成27年度一般会計予算書の説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。 3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第31、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計 予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について 提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定ですが、平成27年度の総額は歳入歳出それぞれ23億2,526万5,000円で、 前年度と比較いたしますと1億2,838万1,000円の増額となります。

続きまして、施設勘定ですが、平成27年度の総額は歳入歳出それぞれ9,170万3,000円で、 前年と比較いたしますと89万8,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。 町民課長。
- 〇町民課長(本多利信君) それでは、ご説明をいたします。

まず、2ページから7ページにおきましては、第1表歳入歳出予算、事業勘定と施設勘定の歳入歳出で、款につきましての記載がされておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

では、8ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございます。

事業勘定、1、総括、歳入です。

1 款国民健康保険税 4 億1,690万9,000円、歳入全体の17.9%で、前年度に比べ1,980万円減額となりました。率で4.5%の減少でございます。これは課税所得額が 2 億1,000万円ほど減額となったためでございます。

3 款国庫支出金 4 億9,802万2,000円は、全体の21.4%、6 款前期高齢者交付金 5 億3,575万9,000円は23%、8 款共同事業交付金 4 億6,122万7,000円は19.8%、前年に比べ2 億1,000万円ほど増額、率で85.7%増加したものでございます。これはレセプトの対象が30万円以上から1円以上全てに拡大されたためでございます。

9 款繰入金1億1,312万5,000円、うち基金繰入金が1,725万2,000円で、これらが歳入の 主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

歳出ですが、2款保険給付費14億2,665万6,000円は全体の61.4%、昨年に比べ4,850万円ほど減少、3款後期高齢者支援金等2億3,021万円は全体の9.9%、7款共同事業拠出金4億6,123万円は19.8%、これらが歳出の主なもので、その他は前年度並みでございます。

歳入歳出合計23億2,526万5,000円で、前年より1億2,838万1,000円の増加となりました。率といたしますと5.8%でございます。これは平成24年度の国民健康保険法改正によるところの平成27年度からの保険財政共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大されたためでございます。

10ページをお願いいたします。

歳入の内訳でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税3億7,669万4,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税4,021万5,000円でございます。

説明欄をごらんください。

医療給付、後期高齢者支援、介護納付金等、いずれも被保険者1人当たり、1世帯当たりの年税額を掲げてございます。合計で4億1,690万9,000円、前年より1,980万円の減額となります。なお、徴収率は95%で見込んでおります。

次に、3款1項国庫負担金、12ページをお願いいたします。3億5,724万8,000円。2項 国庫補助金1億4,077万4,000円、ともに療養給付費、療養費に対する国の支出金関係で、 今年度は特別財政調整交付金で、国保ヘルスアップ事業補助金600万円も含まれております。

4款1項県負担金1,519万5,000円、2項県補助金、13ページをお願いいたします。9,073

万3,000円、ともに医療費に対する県支出金で、昨年より減少しております。

5 款療養給付費交付金1億126万2,000円、国保に加入する厚生年金受給者60歳から64歳までの医療費を被用者保険の負担する制度でございます。

6款前期高齢者交付金は5億3,575万9,000円で、国保被用者保険の65歳から74歳の前期 高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を各保険者の加入者数に応じて調整するもので ございます。

7款1項1目基金利息分2万円でございます。

8款1項1目共同事業交付金4,911万8,000円は、医療費が月80万円を超える高額療養費に係る交付金であり、2目保険財政共同安定化事業交付金4億1,210万9,000円は、今まで30万円を超え80万円未満の高額医療費にかかわる交付金でしたが、今年度から先ほど申し上げましたように、1円以上のレセプトに拡大されました。ともに各市町村国保からの拠出金を財源として県単位で調整するもので、連合会の試算値でございます。

9款1項1目一般会計繰入金9,587万3,000円、1節保険基盤安定繰入金6,518万7,000円、 保険税軽減分と保険者支援分で、ともに国・県の補助金を含んだ数値でございます。

2節出産育児一時金繰入金420万円、1件当たり42万円、15件分で、法定内限度分の数値 でございます。

14ページをお願いいたします。

3節財政安定支援事業繰入金1,202万6,000円、市町村に対する地方財政措置で、応能割、 病床数、高齢者が多いことによる増嵩分でございます。

4 節その他一般会計繰入金523万4,000円、福祉医療波及分繰入金でございます。

5節事務費繰入金922万6,000円、総務費相当分でございます。

同じく2項1目基金繰入金1,725万2,000円、基金残高は6,346万円ほどになります。

10款1項1目前年度繰越金9,089万2,000円、11款諸収入、1項1目被保険者延滞金202万円、2項雑入につきましては、見込み額及び存目措置等ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、16ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費498万3,000円、1 目一般管理費432万8,000円は事務費、委託料等、経常経費で、2 目連合会の負担金65万5,000円です。

2項徴税費464万8,000円、税徴収のための経常経費でございます。

3項運営協議会費33万1,000円、国保運営協議会に係る経費でございます。

17ページをお願いいたします。

2款1項療養諸費12億3,308万4,000円、昨年に比べ3,192万円、率にして2.5%減少いたしました。

2項高額療養費、18ページをお願いいたします。1億8,506万8,000円、昨年より1,658万5,000円、率にして8.2%減少いたしました。

3項移送費から19ページ、5項葬祭費まで、26年度の数値をもとに算出しております。

3 款後期高齢者支援金等 2 億3,021万円、4 款前期高齢者納付金等11万6,000円、20ページをお願いいたします。5 款老人保健拠出金7万円、これらも前年度数値を参考に算出しております。

6款1項1目介護納付金1億279万5,000円、見込み額の数値でございます。

7款1項共同事業拠出金、21ページをお願いいたします。4億6,123万円につきましては、 連合会から示された数値により算出をしております。

8款1項1目特定健康診査等事業費1,464万円ですが、特定健康診査、保健指導等の経費 でございます。

2項保健事業費、22ページをお願いいたします。1,106万1,000円でございますが、1目保健衛生普及費につきましては、パンフレット等の作成等、事務的な経費であり、被保険者の健康の保持、増進のため、国保ヘルスアップ事業委託料として600万円を見込んでおります。

2目疾病予防費につきましては、人間ドックの委託料であり、人間ドック健診費助成を 170名とし、前年度より10名増加しております。助成額は後期高齢者医療広域連合の補助額 と同額の2万円でございます。

9款1項1目基金積立金は利息分でございます。

10款 1 項償還金及び還付加算金2,510万円、保険税還付金及び国庫等返納金でございます。 2 項繰出金50万8,000円、施設勘定に繰り出すものでございます。

23ページをお願いいたします。

3項指定公費負担医療費立替金でございますが、9万6,000円でございます。

11款予備費4,280万円、保険給付費の3%相当でございます。

以上、説明を省略させていただいたものにつきましては、継続の事業及び前年度の予算数値に類推するものでございます。このように大変厳しい財政のため、基金の繰り入れも行う

運営でございますが、医療費の抑制に向け、被保険者の健康保持、増進のため、ヘルスアップ事業、人間ドックの推進強化を図ってまいります。

なお、国保の広域化につきましては、全国知事会も取り組みの参画が決まり、平成30年度 から都道府県と市町村の共同で運営する共同保険者の位置づけとなりました。都道府県は事 業の健全運営の中心的役割を果たすことが規定され、市町村は資格得喪、保険料の賦課徴収、 保健事業の運営等が割り振られました。

次に、施設勘定につきまして、24ページ以降、事項別明細書により説明させていただきます。

1 総括、歳入でございますが、1 款診療収入7,369万8,000円、これは歳入全体の80.4%で、前年に比べ323万6,000円減額、率にして4.2%でございます。

4款繰入金1,550万4,000円、同じく16.9%、これらが全体の97.3%を占めております。

歳出では、1款総務費3,956万3,000円、これは歳出全体の43.1%、前年に比べ167万9,000円増額、率にして4.4%の増加。

2款医業費4,833万7,000円、同じく52.7%で、前年より240万6,000円減額、4.7%の減少でございます。これらが全体の95.8%となります。

歳入歳出合計額は9,170万3,000円、前年度に比べ89万8,000円減額、1.0%の減少となりました。

25ページをお願いいたします。

2歳入、1款1項外来収入7,249万5,000円、2項その他診療収入120万3,000円、診療に 係る収入でございます。

2 款使用料及び手数料、1項、2項、合計で37万6,000円、往診車、投薬瓶使用料、診断 書等手数料でございます。

26ページをお願いいたします。

3款1項1目国保施設費県補助金98万4,000円、特別調整交付金と長寿社会づくりソフト 事業費交付金及び感染症外来医療整備費補助金でございます。

4款1項他会計繰入金1,499万6,000円は一般会計からの繰入金であり、2項事業勘定からの繰入金は50万8,000円でございます。

5款繰越金100万円、前年度繰越金でございます。

6 款 1 項受託事業収入11万7,000円、特定健診及び保健指導等の収入でございます。 27ページをお願いいたします。 2項雑入2万4,000円、衛生材料等と電話料及び研修生受入費でございます。 28ページをお願いいたします。

3歳出、1款総務費3,956万3,000円、説明欄をお願いいたします。職員人件費は3,415万3,000円、職員3名と臨時職員1名分の人件費等でございます。施設管理費は467万5,000円、消耗品等、経常的経費でございます。研究・研修費は73万5,000円、29ページをお願いいたします。長寿社会づくりについての論文作成、データ入力、臨時職員及び発表等学会参加費の旅費負担金でございます。

2款1項1目医業管理費283万円、代診医師の旅費並びに負担金等の経常経費と備品購入費212万円は内視鏡洗浄消毒装置及びAEDの購入費でございます。

2目医療用機械器具費492万7,000円、酸素濃縮装置及び携帯用酸素ボンベのリース料で ございます。

3目及び4目医薬品衛生材料費3,840万円につきましては、医療用消耗品、医薬品等でございます。

5目検査費98万円、血液検査等委託料でございます。

30ページをお願いいたします。

3款1項公債費380万3,000円、長期債4件分の元金、利息・利子分でございます。

37ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度における現在高見込みに関する調書をごらんください。

1、診療棟分が1件と、3の医療機械器具等では画像診断、エックス線装置、胃カメラの 3件、合計4件でございます。

なお、31ページ以降、給与費明細書が載っておりますので、後でごらんいただきたいと思います。

以上、概略を説明させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第32、議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,463万4,000円で、前年度と比較いた しますと59万9,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

〇町民課長(本多利信君) それではご説明いたします。

2ページ、3ページにおきましては、第1表歳入歳出予算款別の金額が記載されておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書。

1総括、歳入。

1 款後期高齢者医療保険料 1 億2,647万8,000円、歳入全体の65.0%、2 款繰入金6,725万4,000円、同じく34.5%が主なものでございます。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億9,108万4,000円、歳出全体の98.2%

を占め、歳入歳出合計は1億9,463万4,000円で、前年度より0.3%、額にいたしましては59万9,000円の増額でございます。

5ページをお願いいたします。

2歳入、1款1項後期高齢者医療保険料1億2,647万8,000円、1目特別徴収分、2目普 通徴収分で、広域連合試算額により保険料を見込んでおります。

2款1項一般会計繰入金6,725万4,000円、1目事務費繰入金、2目保険基盤安定繰入金、 県の負担金を含めたものでございます。

3款1項1目雑入60万円、人間ドック助成費を国保と同様に1人当たり2万円、30人分で、広域連合助成金となります。

2項1目保険料還付金30万円、過年度分の還付金でございます。

6ページ以下は存目措置等により省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

3歳出、1款1項1目一般管理費102万円、2項1目徴収費162万9,000円、ともに経常経費及び還付金等でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億9,108万4,000円は、広域連合への納付金でございます。

8ページをお願いいたします。

3款1項1目人間ドック助成事業費60万円、1人2万円の助成で30人分の検診委託料で ございます。

5款1項1目予備費30万円でございます。

このように、本特別会計は群馬県後期高齢者医療広域連合と連動し事業を進めております。 徴収費関連の総務費以外は広域連合から試算を受けた数値でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計予算の説明でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第33、議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計予算 を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計予算について提案 理由の説明を申し上げます。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億4,106万円で、前年度と比較いたします と6,202万1,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(加辺光一君) それでは説明させていただきます。

平成27年度から向こう3年間の第6期介護保険事業計画がスタートいたします。今期は大幅な制度改正が行われ、サービスの充実が図られる一方、利用者負担もふえます。年々保険給付費が増加する中、本年度は対前年度比4.2%増の15億4,106万円となります。

それでは、5ページの歳入をお願いいたします。

1款1項1目の65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、保険料の改定をお願い しているところであり、33.4%増の2億9,285万6,000円となります。月平均被保険者数は 年金天引きの特別徴収が4,888人で、全体の94%、普通徴収は322人を見込んでおります。

続きまして、2款1項1目の負担金ですが、生活支援の短期宿泊利用者の負担金で、1日

1,740円の30日分、5万2,000円の計上です。

3款1項の国庫負担金、1目の介護給付費負担金ですが、歳出2款の保険給付費15億627 万2,000円に対する法定負担分でございまして、在宅サービス分が20%、施設サービス分が 15%で、合わせて2億7,279万2,000円となります。

2項の国庫補助金、1目の調整交付金は、先ほどの保険給付費の8%を見込みました。

2目、3目の地域支援事業交付金は、歳出4款の地域支援事業費に対する法定負担分でありまして、介護予防事業が25%、包括的支援事業、任意事業は39.5%の計上となります。

6ページをお願いします。

4目の介護保険事業費補助金141万7,000円はシステム改修に対する補助です。

次に、4款1項の支払基金交付金ですが、1目の介護給付費交付金4億2,175万6,000円は40から64歳までの第2号被保険者の保険料でございまして、保険給付費に対する法定負担分28%の計上となります。

2目の地域支援事業交付金も1目同様、法定の28%分の計上です。

5 款 1 項の県負担金、1 目の介護給付費負担金 2 億1,674万5,000円は、国庫負担同様の 法定負担分で、在宅が12.5%、施設17.5%でございます。

2項の県補助金につきましても法定補助分を計上してございます。

7ページをお願いします。

7款1項の一般会計繰入金ですが、1目の介護給付費繰入金1億8,828万4,000円は、保 険給付費に対する町負担分の12.5%でございます。

2目、3目の地域支援事業繰入金もそれぞれの事業費に対する町の負担分でございます。

4目は新規で、低所得者保険料軽減繰入金232万5,000円です。これは低所得者の保険料 軽減強化に対する補塡分となります。

5目の事務費繰入金2,084万円は、保険給付費以外の事務費相当分でございます。

2項の基金繰入金、1目の介護給付費準備基金繰入金ですが、これは介護給付費に充当するものでありますが、本年度は存目の1,000円の計上です。

8款は諸収入、9款は繰越金です。

続きまして、9ページの歳出をお願いします。

1款の総務費です。1項1目の一般管理費817万5,000円は経常的な経費でございます。

続きまして、2項の介護認定審査会費、1目の認定調査費928万2,000円は、1,500件分の 主治医意見書作成手数料と840件分の認定調査委託料です。 2目の認定審査会委託負担金は広域の認定審査会の負担金です。

10ページ、3項1目の趣旨普及費99万7,000円は、毎戸配布する介護保険制度改正のパンフレット作成費用です。

4項1目の賦課徴収費137万3,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。 続きまして、2款の保険給付費ですが、被保険者の増加を上回る3.9%の増加を見込んで おります。介護保険サービスを利用しますと、利用者は1割、または8月から一部の方は2 割を負担し、残りをこの保険給付費から支払います。この保険給付費の財源は税金である公 費と介護保険料の折半となります。1項の介護サービス等諸費ですが、これは要介護認定を 受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出の中心となります。以下、サービス区 分ごとに目となっておりますが、いずれも前年度実績見込みに基づき、利用状況などを加味 して見込んでございます。

1目の居宅介護サービスは、在宅で受けるサービスで、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどです。

2目の地域密着型介護サービスは、小規模特養や小規模多機能型居宅介護などで、利用者 は町民に限定されるサービスです。

3目の施設介護サービスは、特別養護老人ホーム89人、老健施設50人、介護療養型医療施設12人の、合わせて151人を見込んでおります。

4目の居宅介護福祉用具購入費は、腰掛け便座や入浴補助用具などの購入費で、年間上限額10万円です。

11ページ、5目の住宅改修費は、段差解消や手すりの設置などで、上限20万円です。

6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均403 件の見込みです。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方が利用したサービスに対する給付費で、サービス内容等は先ほどの1項と全く同じであり、利用対象者が違うだけですので、よろしくお願いいたします。

12ページ、3項のその他諸費は、審査支払手数料137万7,000円です。介護報酬の点検審査料で、単価は前年度同様の1件64円です。

4項の高額介護サービス等費は、自己負担額が月単位で高額になったときの負担軽減です。 5項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担額合算後が高額と なったときの負担軽減でございます。 13ページ、6項の特定入所者介護サービス費は低所得者対策費です。低所得者につきましては、施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりますので、その差額分を事業者へ給付するものです。

次の4款地域支援事業費は、地域包括支援センターが中心となり、健康的な生活を維持するための介護予防事業で、介護保険非該当、自立の方を対象としております。

1項1目の介護予防特定高齢者施策事業は、要介護状態になるおそれが高い特定高齢者を 対象とした事業です。

14ページ、2目の介護予防一般高齢者施策事業は、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象としております。

2項の包括的支援事業(任意事業)は、介護予防ケアマネジメント事業です。

3目の任意事業では、成年後見制度利用者支援や23人分の在宅介護慰労手当150万円を計上してございます。

6款の諸支出金、7款の予備費はごらんのとおりでございます。

以上、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎延会について

○議長(橋爪英夫君) お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(橋爪英夫君) なお、次の本会議は3月5日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 4時00分)

平成27年3月5日(木曜日)

(第 2 号)

平成27年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程(第2号)

平成27年3月5日(木)午前10時開議

- 第 1 議案第 5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 2 議案第 6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第 3 議案第 7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第 4 議案第 8号 平成27年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 5 議案第 9号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)
- 第 6 議案第10号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 7 議案第11号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第12号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 9 議案第13号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第14号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第15号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第12 議案第40号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について
- 第13 議案第41号 東吾妻町営土地改良事業(松谷)計画の変更について
- 第14 議案第42号 町道路線の廃止について
- 第15 議案第43号 町道路線の認定について
- 第16 議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 第17 議案第45号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 第18 議案第46号 負担付きの寄付の受け入れ及び財産の無償貸し付けについて
- 第19 請願書・陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番 橋 爪 英 夫 君 2番 重 野 能 之 君

3番 佐藤聡一君 4番 根 津 光 儀 君 5番 樹 下 啓 示 君 6番 山 田 信 行 君 7番 出 英 治 君 8番 茂 木 恒二 君 水 9番 澤 柳 はるみ 金 敏 君 10番 青 君 11番 崎 12番 政 衛 須 幸 君 浦 野 君 13番 場 明 夫 君 14番 菅 谷 光 重 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 中 澤 恒喜君 町 長 渡 辺 三 司 君 副 育 総務課長 教 長 林 靖 能 君 輝 明 君 小 角 田 企 画 課 長 佐 藤 喜知雄 君 保健福祉課長 加 辺 光 一 君 税務会計課 町民課長 本 多 利 信 君 中 濹 国太郎 君 次 産業課長 荒 之 建設課長 木 博 君 辺 茂君 加 上下水道課長 土 屋 利 夫 君 事業課長 轟 馨 君 教育課長 山 和 政 丸 君

職務のため出席した者

議会事務局長 田中康夫 議会事務局 水出 悟

◎開議の宣告

○議長(橋爪英夫君) 昨日に引き続きお世話になります。

本日、松井税務課長におかれましては、忌引のため、中澤次長に説明員として代理出席をいただいております。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(橋爪英夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第1、議案第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) おはようございます。

それでは、議案第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,004万2,000円で、前年度と比較いたしますと133万6,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。 ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(角田輝明君) おはようございます。

それでは、事項別明細書で説明させていただきます。4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金ですが、情報通信事業施設加入負担金といたしまして5件分、25万円を見込ませていただきました。

次に、2款1項1目使用料でございますが、情報通信事業施設使用料といたしまして433 万9,000円を見込んでおります。

次に、3款1項1目不動産売払収入でございますが、1区画の売り払い494万1,000円を 見込んでおります。

次に、2項1目利子及び配当金ですが、地域開発基金利子として1,000円を計上させていただいております。

4 款 1 項 1 目地域開発基金繰入金は、存目として1,000円を計上させていただきました。 次に、2 項 1 目一般会計繰入金ですが、6,823万6,000円でございます。内訳といたしまして、宅地造成事業として661万7,000円、情報通信事業といたしまして6,138万9,000円、発電事業といたしまして23万円を計上させていただきました。

次に、5款1項1目繰越金ですが、前年度繰越金として15万円を計上させていただきました。

次に、6款1項1目雑入ですが、光ファイバー芯線の貸付料212万4,000円を計上してございます。

続きまして、歳出でございますが、6ページをお願いいたします。

1款1項1目宅地造成費でございますが、不動産仲介手数料16万円、基金積立金として 478万1,000円が主なものでございます。

次に、2項1目情報通信施設事業費ですが、保守点検委託料226万8,000円、電柱共架料233万8,000円、ケーブル移設工事等の工事請負費1,385万4,000円が主なものでございます。 7ページをお願いいたします。

3項1目発電事業費につきましては、発電施設建設予定地借上料20万円が主なものでございます。

次に、2款1項公債費、1目元金ですが、情報通信施設事業として4,607万8,000円、宅地造成事業として641万7,000円、2目利子では、情報通信事業として247万4,000円、宅地

造成事業として12万5,000円を計上させていただきました。

総計で歳入歳出それぞれ8,004万2,000円のお願いでございます。

なお、地方債現在高の見込みに関する調書につきましてはごらんいただきたいと思います。 どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第2、議案第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算 を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算について、 提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,743万8,000円で、前年度と比較いた しますと2,852万2,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(土屋利夫君) おはようございます。お世話になります。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、下水道事業、過疎対策事業、資本費平準化、合わせて 6,910万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款分担金及び負担金でございます。1項1目の農業集落排水分担金ですが、 箱島岡崎地区で2件、岩下矢倉地区で5件、合わせて420万円を見込んでおります。

2項1目の公共下水道負担金ですが、本年度分24件と滞納繰越分、合わせて1,025万 5,000円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございます。1目1節の公共下水道月額使用料ですが、月平均943件で5,051万2,000円、滞納繰越分80万円を見込んでおります。

次に、2目の浄化槽使用料ですが、まず設置時使用料1,248万円につきましては、70基、人槽にして416人槽を見込んでおります。次に、2節の浄化槽月額使用料8,127万1,000円ですが、月平均1,590基ほど見込んでおります。4節の汚泥引き抜き清掃料は、事業所等の39基分でございます。

続きまして、3目の農業集落排水使用料でございますが、箱島岡崎地区が370件、岩下矢 倉地区は313件ほどを見込んでおります。

7ページをお願いいたします。

続きまして、3款1項の国庫補助金でございますが、1目の生活排水費国庫補助金3,690 万1,000円は、循環型社会形成推進交付金の補助金でございます。

次に、4款1項の県補助金ですが、公共下水道県補助金と浄化槽市町村整備費補助金、合わせて1,538万8,000円を見込んでおります。

5款1項の繰入金ですが、一般会計繰入金並びに基金繰入金、合わせまして2億1,189万7,000円のお願いでございます。

6款1項の繰越金は、前年同様300万円を見込んでおります。

7款諸収入、1項の預金利子ですが、基金積立金利子2万9,000円です。

8ページをお願いいたします。

2項の雑入につきましてはごらんのとおりですが、2目の駐車場等付帯工事費は、15基分の駐車場仕様等の浄化槽付帯工事費81万円を見込んでおります。

続きまして、8款1項の町債でございますが、下水道事業債、過疎債、資本費平準化債、

合わせまして6,910万円を予定しております。

続きまして、9ページの歳出をごらんください。

1 款 1 項の総務管理費ですが、一般管理費3,092万3,000円ということで、職員4名分の 人件費と事務的経常経費ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2款1項の建設事業費1億2,672万6,000円のお願いでございます。

これ以降につきましては、各事業ごとに掲載してございますので、説明欄をごらんいただければと思います。

最初に、公共下水道事業費の1,215万3,000円ですが、紺屋町地区と上野地区の2カ所で新規管渠築造工事と舗装本復旧、町単独事業の取りつけ管及び公共ます設置工事などが中心となります。

次に、浄化槽整備事業費8,559万2,000円のお願いでございます。昨年度に引き続き省エネ浄化槽を推進するということで、70基の設置を計画しております。この工事請負費7,158万8,000円、これに対する排水設備設置工事費補助金として675万円を計上させていただいております。排水設備設置工事費補助金ですが、単独浄化槽、またはくみ取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合のみ、県費補助率が6分の1から4分の1に上がりますので、交付対象はあくまで転換の場合に限ります。

次に、農業集落排水、箱島岡崎地区ですが、2,250万円のお願いでございます。岡崎地区の上信自動車道工事に伴う工事費が主なものでございます。続きまして、岩下矢倉地区で648万1,000円のお願いです。新規加入取りつけ管工事とマンホールの高さ調整工事及び舗装本復旧工事が主なものでございます。

続きまして、11ページ、3款1項の施設管理費1億7,745万2,000円のお願いでございます。施設管理につきましては、公共下水の処理場は複数年の包括業務委託、農集排の処理場も両施設を複数年の包括業務委託をしております。農集排の管路維持につきましては、5年サイクルで管路清掃とカメラ調査を実施し、悪い箇所は適宜修繕するなど計画的に進めております。また、ポンプ施設の維持管理につきましては、公共、農集の3施設を複数年の一括単価契約とし、経費の節減に努めております。

12ページをお願いいたします。

公共下水道事業費の工事請負費899万7,000円は、吾妻浄化センター内に約930立方メートルのOD槽最終沈殿地用予備池築造を予定しております。浄化槽整備事業費は8,114万9,000円ですが、ここでは浄化槽の定期保守点検委託料が主でございます。本年は1,590基

の保守点検委託料として4,946万3,000円を計上させていただきました。農集、箱島岡崎地 区及び岩下矢倉地区とも、施設管理に伴う経費を計上してございます。

続きまして、13ページ、14ページ、4 款 1 項の公債費でございますが、元金、利子の合計で 2 億2, 203 万7, 000 円となります。内訳はごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

最後に、5款1項の予備費ですが、前年同様30万円計上させていただきました。

15ページからは給与費明細書、18ページが地方債の調書でございます。よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第3、議案第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算を 議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,879万1,000円で、前年度と比較いたしま

すと100万円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(土屋利夫君) それでは、3ページをお願いいたします。

第2表地方債でございますが、簡易水道事業と過疎対策事業合わせて580万円を予定させていただいております。

続きまして、事項別明細書の5ページ、歳入をお願いいたします。

1款1項の分担金でございますが、新設加入分担金5件で54万円を見込んでおります。

2款1項の使用料でございますが、水道使用料として1,226戸分で3,200万1,000円、過年度分使用料100万円、合計3,300万1,000円と、量水器使用料が1,226戸で158万8,000円、過年度分量水器使用料2万円、合計160万8,000円を見込んでおります。

3款1項の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金1,194万2,000円をお願いする ものでございます。

4款1項の繰越金ですが、前年度からの繰越金100万円を予定をしております。

5款1項の雑入ですが、水道管布設がえ工事関連の補償金が1,490万円でございます。

6款1項町債ですが、簡易水道事業債、過疎債、それぞれ290万円、計580万円を予定を しております。

続きまして、7ページからの歳出をお願いいたします。

最初に、1款1項の維持管理費5,391万2,000円のお願いでございます。簡易水道は現在 17給水区であり、それら施設の維持管理費と職員1名分の人件費でございます。

11節の需用費といたしまして、主なものは、施設の電気料が660万円、配水管等の修繕料が315万円で、1,157万2,000円を予定をしております。

12節の役務費でございますが、主に水質検査手数料の242万4,000円と機械設備、配管、 検針員の保険料61万7,000円で、329万8,000円を予定をしております。

15節の工事請負費といたしまして、有効検定期間に近づいてまいります検満量水器の交換が55万4,000円、堀井戸水源ポンプ交換工事が590万円、ダム関連工事に伴う布設がえが450万円、上信道工事に伴う布設がえ860万円、境野ポンプ室改修工事が100万円、合計で2,160万1,000円を予定をしております。

次に、2款1項の公債費でございますが、元金、利子合わせて1,487万9,000円を計上を させていただきました。

9ページからは給与費明細書、11ページ最下段には起債内訳明細書が記載してございます ので、ごらんをいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(橋爪英夫君) 日程第4、議案第8号 平成27年度東吾妻町水道事業会計予算を議題 といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第8号 平成27年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

本年度は給水戸数4,445戸、年間総配水量147万5,000立方メートル、1日平均給水量3,359立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、総額で2億1,770万6,000円となり、前年度比299万4,000円の減額となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入4,860万円、資本的支出1億5,312万3,000円でございます。不足する額1億452万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万1,000円、過年度分損益勘定留保資金298万7,000円、当年度分損益勘定留保資金1億135万5,000円で補塡するものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(土屋利夫君) それでは、予算書の2ページ、3ページをごらんください。

1条から8条までございますが、本会計の基本的な部分でございます。第3条が収益的収入及び支出、第4条が資本的収入及び支出でございます。

3ページの第7条、他会計からの補助金ですが、一般会計から2,000万円をお願いするものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

実施計画書でございますが、後ほど見積基礎のところで説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

6ページはキャッシュフロー計算書、7ページから9ページは給与費明細書ですので、よ ろしくお願いいたします。

10ページにつきましては、平成27年度予定貸借対照表でございます。

最下段の資産合計は、固定資産と流動資産を合わせて24億6,773万6,293円でございます。 11ページにつきましては、上の表、負債の部の下から5行目、負債合計が8億6,103万 4,918円、上の表の一番下の行、繰延収益合計は5億4,243万3,284円となります。下の表、 資本の部、下から2行目、資本合計が10億6,426万8,091円となり、最下段、負債資本合計 と10ページの最下段、資産合計は同額となります。

次の12ページは、26年度の予定貸借対照表となっております。最下段、資産合計といた しまして24億6,137万5,384円、13ページの最下段、負債資本合計も同額ですので、よろし くお願いいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

26年度の予定損益計算書でございます。下から4行目、当年度純利益が26年度末で1,041 万4,000円の予定でございます。 続きまして、15ページでございますが、前年度より改定後の地方公営企業会計基準を適用 して財務諸表を作成しており、計上の方法等の記載をしておりますので、後ほどごらんをい ただきたいと思います。

続きまして、16ページ、本年度の見積基礎でございます。

まず、給水収益は1億7,241万7,000円、分担金は259万2,000円、他会計負担金といたしまして429万2,000円、その他営業収益として154万6,000円を見込んでおります。

次の営業外収益では、受取利息及び配当金3万円、他会計補助金として一般会計から2,000万円の補助金をお願いするものでございます。これは企業債償還金利息に充当をしたいと考えております。消費税還付金、賃借料がそれぞれ1,000円、長期前受金戻入が1,682万5,000円、雑収益が2,000円でございます。

続きまして、17ページの収益的支出をお願いいたします。

水道事業に係る費用でございます。

まずは、営業費用の原水及び浄水費といたしまして278万2,000円、配水及び給水費で2,444万5,000円、総係費で5,163万7,000円でございます。これらは水道事業に係ります維持管理費及び人件費等でございます。いずれも経費の節減には努めておりますが、ごらんのとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

次の19ページをお願いいたします。

減価償却費で1億25万5,000円、資産減耗費で110万円、その他営業費用で150万円の見込みでございます。

続きまして、営業外費用でございますが、消費税900万円、支払利息及び企業債取扱諸費で2,596万7,000円、雑支出として60万円でございます。

続きまして、20ページの資本的収入でございます。

最初の負担金ですが、一般会計負担金として消火栓設置負担金210万円、工事負担金としては、上信道建設工事関係1,154万6,000円、淨永橋布設がえ工事3,495万4,000円を見込んでおります。

続きまして、資本的支出でございます。

建設改良費の送配水設備工事費で7,787万3,000円、工事請負費として6,801万1,000円を 計上し、ごらんの工事を予定しております。概要は、植栗地内の老朽管(石綿セメント管) の布設がえ、前年度老朽管布設がえ箇所の舗装本復旧、県道の橋梁かけかえに伴う布設がえ、 上信道建設に伴う布設がえ、遠隔監視装置の更新、水源次亜タンク室の改修、消火栓設置、 配水支管新設などでございます。

次の機械及び装置につきましては、50個の量水器購入費でございます。

次の固定資産購入費の392万2,000円でございますが、工事器具等の購入とリース資産購入費でございます。

最後に、企業債償還金といたしまして、7,118万6,000円のお願いでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もあろうかと思われますが、質疑を打ち切り、本件については、 その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第5、議案第9号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第9号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億9,238万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億8,228万3,000円とするものでございます。また、繰越明許費及び債務負担行為、地方債補正につきましては、追加、変更等のお願いでございます。

それでは、歳入歳出の主なものにつきましてご説明申し上げます。

町税につきましては、現在の調定額に対する収入見込み額を計上いたしました。普通地方 交付税は、交付決定額に合わせるため、4,512万4,000円の追加となっております。

以下、事業費の確定に伴う補正額がほとんどでございますが、昨年末に閣議決定されました国の補正予算におきまして、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金が創設をされ、当町へは6,489万1,000円の交付限度額が示されましたので、同額を総務費国庫補助金に計上いたしました。

この交付金は、歳出、2款1項21目のまち・ひと・しごと創生費で、地方創生先行型事業と地域消費喚起・生活支援型事業に配分され、前者は総合戦略策定、少子化対策、観光振興等の事業の実施、後者はプレミアム商品券発行事業を計画をしております。

以上が一般会計補正予算の概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長より説明をさせますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいた します。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

〇企画課長(佐藤喜知雄君) お世話になります。

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億9,238万7,000円を減額をして、総額を歳入歳出それぞれ87億8,228万3,000円とするお願いでございます。

第2条は繰越明許費の補正、第3条は債務負担行為の補正、第4条は地方債の補正でございます。

続きまして、詳細についてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。

最初に繰越明許費の追加でございます2款総務費、1項総務管理費、地方創生先行型事業 (総合戦略策定)から8款土木費、2項都市計画費、都市計画見直し検討業務までの4事業 を追加するものでございます。このうち、上から4事業につきましては、平成26年度、国の 補正予算により創設をされました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金により、地方 創生先行型事業及び地域消費喚起・生活支援型事業を実施するものでございます。平成26年 度中の予算措置が必須のため、3月議会において補正を行い、平成27年度に全額繰越明許するものでございます。

次の繰越明許費の変更でございますが、2款総務費、7項ダム対策費、吾妻渓谷自然公園整備事業を580万1,000円追加し、補正後の額を1,692万2,000円に変更するものでございます。

第3表の債務負担行為補正でございますが、財務会計システムリース料3,627万6,000円 を追加するお願いでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

第4表地方債の補正でございますが、補正後の限度額をそれぞれ減額する変更でございま す。

次の地方債の廃止でございますが、事業の未執行に伴い廃止をするものでございます。 続きまして、事項別明細により歳入の説明をさせていただきます。

9ページをお願いします。

1款町税、1項町民税ですが、決算見込み額による5,110万1,000円の追加でございます。 2項固定資産税につきましても、決算見込み額による3,470万7,000円の追加でございます。 3項軽自動車税ですが、同じく決算見込み額による46万4,000円の追加でございます。4項 町たばこ税ですが、決算見込み額による267万3,000円の減額でございます。5項入湯税で すが、こちらも決算見込み額による27万円の減額でございます。

7款1項ゴルフ場利用税交付金ですが、伊香保ゴルフ倶楽部清瀧城コースの閉鎖に伴う 200万円の減額でございます。

10款1項地方交付税ですが、普通交付税交付決定額に合わせて4,512万4,000円を追加するものでございます。

12款1項負担金ですが、確定額による355万6,000円の減額でございます。

13款1項使用料ですが、確定額による2万6,000円の減額でございます。

14款1項国庫負担金ですが、決算見込み額による1,353万6,000円の減額でございます。 2項国庫補助金でございますが、決算見込み等による5,488万7,000円の追加ですが、説明 欄の一番上をごらん願います。地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金6,489万1,000 円の追加ですが、この交付金は平成26年度の補正予算で創出されたものでございまして、地 域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型を合わせて当町に対する限度額の計上でございま す。 なお、充当する事業につきましては、15ページ、2款総務費、1項総務管理費、21目ま ち・ひと・しごと創生費に計上されております。後ほど説明させていただきます。

15款1項県負担金ですが、決算見込み額による事業費確定による182万8,000円の減額でございます。2項県補助金ですが、事業量の確定及び補助金確定による1億7,581万4,000円の減額でございます。3項の委託金ですが、事業費確定による155万4,000円の追加でございます。

17款1項寄附金ですが、吾妻東部地区赤十字有功会及び西山農園様からの寄附金10万円の追加でございます。

18款1項基金繰入金ですが、財政調整基金からの繰入金を8,221万7,000円減額するものでございます。

20款4項雑入ですが、事業費確定等による1,219万6,000円の追加でございます。

21款 1 項町債ですが、事業費の確定及び事業量の減等による 1 億1,060万円の減額でございます。説明欄一番下の統合中学校建設事業債4,770万円の減額でございますが、合併特例債を減額をして地域の元気臨時交付金基金からの繰り入れで充当するものでございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしくお 願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- **〇総務課長(角田輝明君)** それでは、14ページをごらんいただきたいと思います。

1款1項1目議会費161万円の減額でございます。これにつきましては、研修旅費、会議 録調整印刷製本委託料、会議反訳委託料の減額が主なものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費についてでございますが、説明欄をごらんいただきたいと 思います。主なものは、職員人件費の追加600万6,000円のお願いでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 3目の財政管理費ですが、会計実地検査及び平成26年度国の補 正予算対応関連業務に関連する時間外勤務手当10万円の追加のお願いでございます。
 - 8目の財政調整基金費ですけれども、5,000万円の積立金の追加を行うものでございます。
 - 9目の企画費ですが、吾妻広域圏一般負担分31万2,000円の追加のお願いでございます。

これにつきましては、中之条町の基準財政需要額数値の錯誤によるものでございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 続きまして、11目支所費でございますが、電気料の追加25万円と、地域開発事業特別会計繰出金590万8,000円の減額でございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 14目電算業務費ですが、299万6,000円の追加でございます。 3節職員手当等につきましては、クラウド対応等に関連する時間外手当9万1,000円の追加 でございます。13節委託料ですが、286万2,000円の追加のお願いでございます。基幹系シ ステムネットワーク変更委託料、情報系ネットワーク再構築委託料が主なものでございます。 21目まち・ひと・しごと創生費ですが、新たに事業立てを行うもので、事業費として1億 3,867万円を追加するものでございます。歳入のところで説明をさせていただきましたけれ ども、平成26年度中の予算措置が必須のため、今回補正をお願いし、全額翌年度に繰り越し をお願いするものでございます。財源は、国庫補助金6,489万1,000円を充当するものでございます。

なお、ここに記載された事業につきましては、時間的に国に事前提出してある実施計画でありまして、この後正式提出になる、そういった過程にあるということでご理解願いたいというふうに思います。

最初の地方創生先行型事業ですが、主に総合戦略策定に係る経費574万円の追加でございます。人口ビジョン策定のための調査分析の経費、定住促進に向けた調査研究の経費、友好都市交流、杉並区を核とした自治体連携の推進の中で交流人口の増加を見据えた調査研究費などを見込み、計上してございます。

次の地方創生先行型事業の少子化対策事業863万8,000円の追加でございますが、昨日、 条例改正の提案説明にありました東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例を予算化した ものでございます。少子高齢に伴い、地域社会における出産環境が厳しくなる中で、出生数 の減少克服のはずみとなるよう出産祝い金を拡充するものでございまして、第1子5万円、 第2子10万円、第3子以降20万円とする事業で、750万円の追加のお願いでございます。ま た、少子化対策事業補助金といたしまして、未婚者のための出会い交流、婚活事業への支援 として100万円を追加するお願いでございます。

次の地方創生先行型事業の観光振興2,160万円の追加でございますが、NHKの2016年の 大河ドラマ「真田丸」の放送決定によりまして、真田氏の吾妻地方当時の拠点であります岩 櫃城跡のある、本町のシンボル岩櫃山周辺の史跡や、景勝地を訪れる観光客の増加に向けた 準備のため、施設整備及び関連イベントを企画実行する事業を支援するものでございます。 工事請負費の1,350万円ですが、岩櫃山周辺観光客に対する観光案内板及び不動滝トイレ改 修、古谷集会所登山者利用トイレ改修費でございます。その下の備品購入費200万円でござ いますが、町内の商工観光に効果的な場所4カ所程度にデジタルサイネージ機器を設置する ものでございます。次の観光振興事業補助金250万円でございますが、忍びの乱実行委員会 への補助金250万円でございます。

次の地域消費喚起・生活支援型事業のプレミアム商品券発行事業1億269万2,000円の追加でございますが、これは地域経済の景気を下支えするためプレミアム商品券を発行し、消費環境を促すとともに、地元商店街の活性化を図ることを目的としたものでございます。商品券の種類は2種類を予定しております。1つはプレミア率20%で、1万円で1万2,000円分の買い物ができる商品券を5,000組予定しております。そのうちの4,000円分につきましては、地域活性化商品券として東吾妻町共通商品券加盟店での利用とし、残りは共通商品券として加盟店以外の店舗でも利用できるよう考えております。

なお、加盟店以外の小売店、大型店につきましては、広報等の媒体を通じて参加を募るものでございます。販売期間といたしましては現在調整中でございますけれども、趣旨が消費 喚起ということですので、できるだけ早く販売したいと考えております。また、有効期間につきましても、販売後6カ月間を考えております。

もう一つのプレミアム商品券でございますが、プレミア率40%で、1万円で1万4,000円分の買い物ができる商品券を2,000組予定しております。これは販売促進イベントとしてプロジェクションマッピングを計画しておりますけれども、その開催日限りの販売と考えております。有効期間等は調整中でございます。利用できる店舗は、先ほどの説明と同様に考えております。

以上、2種類の商品券精算交付金として8,800万円を計上してございます。また、説明欄 そのすぐ上に販売イベント委託料の1,000万円がございますけれども、これにつきましては、 先ほど説明したプロジェクションマッピングへの委託料でございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- 〇町民課長(本多利信君) お世話になります。

同じく3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。324万円減額のお願いです。これにつ

きましては、マイナンバー制度移行に伴う改修費を予定しておりましたが、企画課で一括対 応になったためでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- ○建設課長(加辺 茂君) お世話になります。

続きまして、7項1目ダム対策総務費1,047万4,000円の減額のお願いでございます。

説明欄をお願いします。ダム対策総務費747万4,000円の減額は、職員人件費の追加と、17ページになりますが、積立金につきましては、松谷・六合村線改良事業の下流都県負担分で、用地対応のおくれにより県ダムへ委託の改良工事が繰り越しとなったための減額でございます。

次に、ふれあい公園事業300万円の減額は、デジタルサイネージ構築業務委託確定による 減額でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(加辺光一君) お世話になります。
 - 3款の民生費でございます。
 - 1項1目の社会福祉総務費は690万9,000円の減額です。

説明欄をごらんください。事業費の確定に伴い、社会福祉事業では2万6,000円の減、臨時福祉給付金事業では688万3,000円の減額となります。

2目の障害福祉費では、障害児者総合支援事業2,837万3,000円の減額となりますが、ご らんのとおり、障害福祉サービス給付費などの決算見込みによる減額です。

18ページ、4目の老人福祉費の老人福祉事業では、介護保険特別会計への繰出金等235万 8,000円の追加のお願いです。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- 〇町民課長(本多利信君) 同じく6目国民健康保険費2,473万2,000円追加のお願いです。 28節繰出金の追加で、詳細につきましては、国民健康保険特別会計でご説明いたします。

続きまして、8目後期高齢者医療480万6,000円減額のお願いでございます。19節療養給付費負担金と28節特別会計、広域連合の事務費及び保険基盤安定繰出金の確定によるものでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 続きまして、3款2項の児童福祉費でございます。
 - 1目の児童措置費の子育て支援費では、児童手当等の確定に伴う519万円の減額です。
 - 2目の保育所費の保育所運営事業では、人件費343万6,000円の減額です。

次に、19ページ、4款の衛生費でございます。

1項1目の保健衛生総務費では、132万円の追加のお願いでございます。まず、保健総務費では、時間外手当5万1,000円の追加です。地域包括支援センターでは訪問調査を行っておりますが、最近は休日の調査希望が多くなったことによる追加のお願いでございます。次に、国保特別会計施設勘定繰出金126万9,000円のお願いですが、後ほど特別会計で説明がございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2目の予防費では51万3,000円、3目の母子保健費では158万5,000円、4目の健康増進事業費では305万円、それぞれ減額となります。これらはいずれも事業の確定、終了に伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町民課長。
- ○町民課長(本多利信君) 同じく7目公害対策事業費95万2,000円減額のお願いでございます。これは放射性物質汚染対処特措法によるもので、国の補助を受け実施をしております古谷地区の除染事業の継続でございますが、本年度も仮置き場設置の事業を計画をいたしましたが、環境省の処分方法が決まらないため、延期となったためでございます。

20ページをお願いいたします。

同じく2項1目清掃総務費31万8,000円減額のお願いでございます。18節備品購入費、不 法投棄回収車両購入によります差金でございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 上下水道課長。
- 〇上下水道課長(土屋利夫君) 続きまして、3項1目の簡易水道費でございますが、町営水道以外の簡易水道等への建設事業補助金と水質検査補助金、合わせて75万円の減額、簡易水道特別会計への繰出金129万2,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、簡易水道特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- 〇産業課長(荒木博之君) 6 款 1 項 3 目農業振興費 2 億465万9,000円の減額のお願いでご

ざいます。

説明欄をごらんください。青年就農給付金事業では、就農支援交付金の追加87万5,000円による増額でございます。農業近代化資金等利子補給事業では、事業確定に伴います170万円の減額でございます。農業振興対策事業では、営農施設等整備事業補助金の追加によりますところの60万円の追加でございます。野生動物における農作物災害対策事業でも、事業確定に伴います30万円の減額でございます。農業災害対策事業では、雪害による経営体育成支援事業補助金など2億273万5,000円の減額でございます。これは当初見込んでいました補助事業の申請件数が大幅に減少したことによるものでございます。中山間地域等直接支払事業では、事業確定に伴います139万9,000円の減額でございます。

続きまして、6目農地費でございますが、1,614万6,000円の減額でございます。

説明欄をごらんください。地域自主戦略交付金事業、松谷地区でございますが、工事請負費につきまして、補完工事の追加実施によります158万7,000円の増額でございます。一方、電柱などの移転にかかる補償費の額が確定したことによりまして、補償金の減額158万7,000円でございます。基盤整備事業、萩生川西地区は、測量・設計委託料の追加130万円です。これは換地業務委託と確定測量業務委託の事業費確定によるものでございます。県営事業負担金の減額1,067万3,000円ですが、県営事業としての事業予算が、農水省の予算配分が当初に比べて大幅に減額されまして、予定しておりました事業量の縮小に起因したものでございます。

群馬県中山間地域農業農村整備事業、上野原地区でございますが、これは県営事業負担金50万円の減額です。これは平成26年度につきましても事業化に至らない状況によりまして、当初予算を全額減額するものでございます。農業基盤整備促進事業は、測量・設計業務委託の事業費確定により298万7,000円の減額です。一方、工事請負費298万2,000円、立木補償費5万円の追加でございます。県単小規模土地改良事業は、事業確定によります592万6,000円の減額でございます。農地・水保全管理支払交付金事業は、事業確定によります39万7,000円の減額でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

6款2項1目林業振興費では、96万2,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をごらんください。林業振興費では、森林整備支援交付金、美しい森林づくり交付金事業、森林整備担い手対策事業、いずれも事業費確定に伴います負担金、補助金及び交付金の増額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) ちょっとここで休憩をとりたいと思います。

11時15分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

〇議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

(午前11時15分)

- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- 〇建設課長(加辺 茂君) お世話になります。

6款2項2目林業基盤整備費1,300万円の減額のお願いでございます。広域林道開設は県営事業の吾嬬山線開設事業で、今年度は郡有林が主な事業地となり、測量面積減少と、土地は無償となるため、委託料及び土地購入費を減額するものでございます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- ○産業課長(荒木博之君) 続きまして、7款1項2目商工振興費でございます。357万3,000円の減額のお願いでございます。企業立地促進条例に基づく補助金550万円の減額でございますが、これは優遇措置をした指定事業者に対しての事業所等関連施設整備費に係る補助金でございます。この補助金の交付は、事業所の事業開始した日から1年を経過した日を基準として交付するもので、当初予算措置をしていた事業者が事業開始した日から1年を経過する日は平成27年度となることから、平成26年度予算から減額するものでございます。小口資金損失補填金は、192万7,000円をお願いするものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- ○建設課長(加辺 茂君) 続きまして、8款1項2目道路維持費625万7,000円の減額のお願いでございます。植栗6号橋補修工事など確定及び榛名西麓地区道路ストック県事業費確

定による負担金、それぞれの減額でございます。

次に、3目道路改良費7,300万円の減額のお願いでございます。上信自動車道関連町道の調査設計については県との協議に、また、馬場・手子丸線の調査設計につきましては線形決定にそれぞれ期間を要したため、調査設計委託料の減額と、鳩の湯線など線形決定や用地調査に期間を要したため、工事費、土地購入費、補償金をそれぞれ減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 上下水道課長。
- ○上下水道課長(土屋利夫君) 続きまして、2項4目の下水道費でございますが、榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金22万7,000円の減額、下水道事業特別会計への繰出金559万8,000円の追加のお願いでございます。これにつきましては、下水道事業特別会計補正予算のところで説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 続きまして、9款1項1目消防費でございますが、主なものは、 防火水槽建設工事の事業確定によります減額と、吾妻広域圏消防負担金1,188万5,000円の 減額でございますので、よろしくお願いします。

続きまして、3目防災費でございますが、地域防災計画策定委託の事業確定によります 534万2,000円の減額でございます。

よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育課長。
- ○教育課長(丸山和政君) お世話になります。

24ページをお願いいたします。

10款1項1目の教育委員会費では、1,000円の追加のお願いでございます。教育委員の改選に伴います日割り計算による追加でございます。

続きまして、2目事務局費では95万3,000円の追加のお願いでございます。3節職員手当等の32万3,000円は、職員の結婚、出産による扶養手当、児童手当の追加と、職員の住居地変更に伴う通勤手当の追加でございます。7節賃金の35万円の追加では、教育指導員の賃金及び時間外勤務手当の追加のお願いでございます。11節需用費では印刷製本費の20万円、12節役務費では電話料8万円のそれぞれ追加のお願いでございます。

5目給食調理場運営管理費では、委託料につきまして、事業確定によります保守点検及び 給食運搬車運転業務の89万3,000円の減額のお願いでございます。 続きまして、2項1目学校管理費10万9,000円の追加のお願いでございます。児童のけが 等によります給付金でございまして、先ほど歳入にもありました日本スポーツ振興センター 給付金でございます。

続きまして、2目教育振興費では、備品購入費2万5,000円の追加のお願いでございます。 歳入の教育指定寄附金でございます各校5,000円の図書の購入費でございます。

25ページをお願いいたします。

3項2目教育振興費では、小学校と同様、備品購入費2万5,000円の追加のお願いでございます。図書の購入費でございます。

続きまして、6項3目施設管理費では、スポーツ施設管理委託料及び工事請負費で、事業 確定に伴います180万円の減額のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** 12款公債費でございますけれども、償還利子1,200万円の減額でございます。

以上、一般会計補正予算(第8号)の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第6、議案第10号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第10号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) について、提案理由の説明を申し上げます。 今回の補正は、事業勘定、歳入歳出それぞれ9,738万7,000円を減額して、総額をそれぞれ21億6,451万3,000円とするものでございます。

次に、施設勘定、歳入総額9,987万7,000円は変わりませんが、内容について変更するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

〇町民課長(本多利信君) それでは、事項別明細により説明をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

2歳入、1款1項国民健康保険税3,244万4,000円減額、7.4%になります。

内訳でございますが、1目一般被保険者国民健康保険税2,732万2,000円減額、2目退職被保険者等国民健康保険税512万2,000円の減額で、被保険者数の減少並び課税基準総所得金額の低下によるものでございます。

3 款 1 項国庫負担金6,020万8,000円の減額、それぞれ負担金の額の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

同じく2項3目後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金5万6,000円の減額ですが、事業対象にならなかったためのものでございます。

4款1項県負担金192万円の減額、1目、2目ともそれぞれの負担金の額の確定によるもので、同じく2項1目財政健全化補助金297万円の減額、医療波及分の確定によるものでございます。

5 款 1 項 1 目療養給付費交付金2, 455万7, 000円の減額、退職者等医療給付費交付金の確 定によるものでございます。

8 款 1 項 1 目共同事業交付金1,543万3,000円の減額、2 目保険財政共同安定化事業交付金1,504万6,000円の追加、ともに額の確定によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

9款1項1目一般会計繰入金2,473万2,000円の追加です。1節保険基盤安定繰入金957万9,000円の追加、3節財政安定支援事業繰入金1,822万2,000円の追加、応能割保険税負担能力不足分及び病床数が多いための増富分でございます。

4節その他一般会計繰入金306万9,000円減額、福祉医療波及分の減額によるものでございます。

11款1項延滞金及び過料44万円減額、一般被保険者の延滞金の確定でございます。

2項雑入86万3,000円の追加、第三者納付金等の追加によるものでございます。

続いて、8ページ以降をお願いいたします。

3歳出でございます。

2款1項療養諸費2,700万円の減額、これは2.1%に相当いたします。

2 目退職被保険者等療養費3,000万円の減額、3 目一般被保険者療養費300万円の追加、 ともに実績によるものでございます。

同じく2項高額療養費3,100万円の減額、率で15.4%になります。一般及び退職被保険者でございます。合計いたしますと、保険給付費全体では3.9%の減少となりました。

7款1項共同事業拠出金1,423万1,000円の減額、ともに負担金、補助及び交付金で、1 目共同事業拠出金554万2,000円減額、3目保険財政共同安定化事業拠出金868万9,000円の 減額、連合会の確定値でございます。

9ページをお願いいたします。

10款1項2目退職被保険者等保険税還付金20万円追加、2項1目直営施設勘定繰出金271万2,000円の追加、国保診療所への繰出金の増額でございます。

3項1目指定公費負担医療費立替金6万円の追加でございます。

11款1項1目予備費、2,812万8,000円減額、歳入減によるものでございます。

続いて、施設勘定の説明をさせていただきます。

11ページをお願いいたします。

2歳入、1款1項外来収入670万8,000円の減額ですが、それぞれの診療報酬収入と一部 負担金収入の減額によるものでございます。

3款1項1目国保施設費県補助金272万7,000円追加、僻地医療運営補助金の補助分の額 の確定によるものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金126万9,000円の追加、同じく2項1目事業勘定繰入金271万 2,000円追加、特別調整交付金の確定によるものでございます。

以上、歳入の内容変更のみで、合計額については変更ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第7、議案第11号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第11号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,169万6,000円を減額して、総額をそれぞれ1億8,465万4,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

〇町民課長(本多利信君) それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

4ページをお願いいたします。

2歳入、1款1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料370万2,000円の減額、同じく2目後期高齢者医療普通徴収保険料507万4,000円の減額。内訳は現年度分でございます。527万5,000円の減額。滞納繰越分として20万1,000円の追加で、ともに確定見込みによるものでございます。

2款1項1目事務費繰入金161万7,000円減額、2目保険基盤安定繰入金96万3,000円減額で、同じく額の確定によるものでございます。

3款1項1目雑入34万円の減額、人間ドックの助成費の減額によるものでございます。

続いて、5ページ、3歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,135万6,000 円の減額、広域連合納付金の確定によるものでございます。 3款1項1目人間ドック助成事業費34万円の減額、受診者の減少によるものでございます。 以上、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第7、議案第12号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第12号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ378万円を追加して、歳入歳出それぞれ14億8,858万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

〇保健福祉課長(加辺光一君) それでは、事項別明細書の4ページの歳入をお願いいたします。

今回の補正は、町長提案理由のとおりでございます。

システム改修基準額の2分の1相当の147万1,000円が国庫補助となります。不足する分230万9,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

歳出は、総務費の一般管理費でシステム改修委託料378万円となりますので、よろしくお 願いいたします。

以上です。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第9、議案第13号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計 補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第13号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算 (第2号) について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ680万円を減額して、総額をそれぞれ7,757万8,000円と するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

〇総務課長(角田輝明君) それでは、事項別明細書により説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目負担金でございますが、加入者負担金10万円の減額で ございます。

次の2款1項1目使用料でございますが、インターネットサービス使用料3万6,000円の 減額でございます。

次の4款2項1目一般会計繰入金は、通信事業といたしまして590万8,000円の減額でございます。

6款1項1目雑入は、上信道に伴います移転補償費75万6,000円の減額でございます。

次に、歳出でございますが、1款2項1目情報通信施設事業費で680万円の減額をお願い

するものでございます。これにつきましては、光ケーブル移設工事費等が確定したことによるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第10、議案第14号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補 正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第14号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,948万1,000円を減額して、総額をそれぞれ4億4,206万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(土屋利夫君) それでは、3ページをお願いいたします。

第2表でございます。地方債の補正でございます。1の地方債の変更で下水道事業と過疎 対策事業をそれぞれ120万減額し、限度額をそれぞれ780万円とするものでございます。

続きまして、5ページの歳入をごらんください。

事項別明細書でございます。

1 款 1 項 1 目の農業集落排水分担金217万2,000円の減額のお願いでございます。箱島岡崎地区 1 件、岩下矢倉地区 2 件の新規加入でございました。

1款2項1目の公共下水道負担金461万9,000円の減額、5件の新規加入でございました。

2款1項の使用料ですが、1目の公共下水使用料453万2,000円、2目浄化槽使用料は設置時使用料、月額使用料合わせて1,079万円、3目農業集落排水使用料241万8,000円の減額のお願いでございます。

3款1項1目生活排水費国庫補助金557万8,000円の減額のお願いでございます。合併処理浄化槽の設置基数の確定によります減額でございます。

続きまして、4款1項1目の県補助金209万4,000円の減額でございます。これは浄化槽 市町村整備費県補助金の補助対象額の確定によるものでございます。

次に、5款1項1目の一般会計繰入金559万8,000円の追加、2目の基金繰入金42万6,000円の減額ですが、事業費の確定に伴うものでございます。

7款2項1目の雑入ですが、2節浄化槽整備事業雑入747万8,000円減額。これは上信道 改築に伴う浄化槽移転基数の確定、3節箱島岡崎地区も、上信道に伴う農集移設工事が翌年 度にずれ込んだための1,232万円の減額でございます。

2目駐車場等付帯工事費25万2,000円は、付帯工事箇所の確定による減額でございます。

8款1項の町債ですが、1目の下水道事業債で120万円の減額、2目の過疎債で120万円の減額、合計で240万円の減額でございます。

続きまして、7ページの歳出をごらんください。

1款1項1目の一般管理費5万円の減額ですが、説明欄のとおりでございます。

2款1項1目の建設事業費3,685万6,000円の減額のお願いでございますが、説明欄に事業ごとにまとめてございます。公共下水道事業費425万4,000円の減額は、工事箇所確定に伴う工事請負費414万円の減額が主なものでございます。浄化槽整備事業費では1,233万9,000円の減額でございます。設置基数が33基と確定したことによる工事請負費966万7,000円の減額が主なものでございます。農業集落排水の2地区につきましても、事業確定によります、主に工事請負費の減額でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

3款1項1目の施設管理費1,094万7,000円の減額でございますが、浄化槽整備事業費の 工事請負費の減額が主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

4款1項2目利子は、162万8,000円の減額でございます。説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第11、議案第15号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第15号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ805万円を減額して、総額をそれぞれ6,186万3,000円と するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

〇上下水道課長(土屋利夫君) それでは、4ページの事項別明細書をごらんください。

2の歳入でございますが、2款1項1目の簡易水道使用料143万6,000円の減額、3款1項1目繰入金の129万2,000円の追加、5款1項1目雑入の790万6,000円の減額のお願いでございます。

3の歳出をお願いいたします。

1款1項1目の維持管理費ですが、805万円の減額のお願いでございます。主なものは、 ハッ場ダム関連と上信道関連の工事の一部が翌年度以降に変更となり、工事請負費724万 9.000円の減額となるためでございます。

以上でございますが、説明とさせていただきます。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第12、議案第40号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指 定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第40号 ひがしあがつま地域活動支援センターの指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

矢倉にありますひがしあがつま地域活動支援センターにつきましては、平成18年9月から 指定管理者による管理運営となり、この3月31日をもって3期目の指定期間が満了となりま す。

次期指定管理者の選定に当たりましては、公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の候補者の選定の特例を適用させていただき、非公募として手続を進めてまいりました。そして、指定管理者選定委員会に選定を諮問し、2月20日に答申をいただきましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

指定管理者は、現在の指定管理者と同じであり、東吾妻町大字萩生2888番地、社会福祉 法人オリヂンの村、理事長、大塚章一でございます。指定期間は3年間、指定管理料は3年 間で3,750万円となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) それでは、説明申し上げます。

本センターの前身は、障害者福祉作業所でございます。平成14年4月の開所以来、今回の

指定管理者である社会福祉法人オリヂンの村に運営委託、そして、平成18年9月からも引き 続き指定管理者として3期お願いしております。

今回の指定管理者の候補者の選定につきましては、町長提案理由のとおりでございます。 現在の指定管理者は、指定管理者の更新に関する基本方針に基づく更新の条件を満たしており、今後も適正な管理、運営が可能な団体であると判断し、東吾妻町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、候補者の選定の特例を適用し、公募によらず現指定管理者を選定いたしました。そして、指定管理者選定委員会へ2月9日諮問、2月20日に答申をいただきました。その答申書の写しが議案書の裏面にございますので、ごらんください。

答申の総合評価は、5段階中の上から2番目のAでございます。これら指定管理者選定委員会の審議経過や選定基準、評価基準などにつきましては、この後、企画課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

最後に、指定管理料についてですが、年間1,250万円の3年分で、3,750万円となります。 この金額は、平成27年度一般会計予算の債務負担行為に計上させていただきますので、よろ しくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

○企画課長(佐藤喜知雄君) それでは、経過等についてご説明申し上げます。

最初に、審議経過でございますが、平成26年12月4日に平成18年9月1日からの通算3期目の管理運営状況の調査等を行ってきております。ことしに入りまして、1月23日に更新に向けた次期の協定条件の協議結果や、今後の進め方について協議を行ってきております。2月9日に、先ほど説明がありましたけれども、町長より諮問を行い、20日に答申をいただいてきております。

選定基準等につきましてですが、適正な管理運営のための基本的な考え方など5項目について評価基準を定め、評価判定を行ってきております。審査の基準は5段階評価として行いまして、選定委員の各項目別判定結果に基づき、総合的な評価を合議により決定してきております。評価の結果につきましては、先ほど説明のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

○14番(菅谷光重君) 先ほど説明を受けましたが、私は選定の特例という観点から1点申し上げてみます。この議案書の裏面について伺います。

この裏面の活字からは、説明とともにそれなりに少しは理解をしておるものというふうに 思っておりますが、ここで総合評価Aに至ったと、これに関した事柄についてもう一歩説明 を加えてほしいというふうに思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 総合評価につきましては、全部で5段階あります。一番上はSから始まりまして、Dということでございます。Sにつきましてはスペシャルということで、最も高いということでございます。当然CとかDになると、継続した管理運営についてはちょっと困難だというふうな判定を出さざるを得ないということでございます。

このAなんですけれども、公表のところでありますけれども、適切な提案であって候補者として評価もできる、適任である、そういった評価でございます。これは5人の委員さんの合議による評価でございますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- 〇14番(菅谷光重君) 了解いたします。
- 〇議長(橋爪英夫君)ほかに。13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 指定管理をしていただくということで、多分協定を結んで、これからやろうという考え方でいるんだと思いますが、1つは、その協定内容が示されていませんけれども、現在やっているものと変更になった部分がありますか。指定管理料も含めてですけれども。その辺のところを最初にお聞きしたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 変更点は特にございません。指定管理料も現在と同じ額でございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) わかりました。もろもろの条件が大分変わってきていますけれども、 現在の指定管理料でできるという話なんだと思いますが、1点ちょっと心配なのが、ちょっ と施設が老朽化してきているのかなという不安があるんですけれども、その辺に対する配慮 というのは特別何か協定の中にうたっているということはないんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(加辺光一君) ただいまご指摘のとおり、あの施設は旧岩島第一幼稚園の跡を活用しているものでございまして、大変古くなっております。しかし、今回の協定、指定管理するに当たりまして、特にその施設に対しての、先方からの要望ないし、こちらからも現状で向こう3年間はお願いしますという、そういったことでお願いしていくつもりでございます。

施設改修となりますと、東吾妻町単独でやっておりませんで、中之条、高山を含めた東部 3町村であそこは運営をしている形をとっておりまして、うちが地元ということで窓口になって、全て事務的なことは進めております。中之条と高山からも、この指定管理料の負担金はそれなりにいただいております。ですから、施設改修となりますと、そちらへも協議をしていくことになりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) わかりました。中之条と高山も同時にこういった議案が出ているんだと思いますけれども、私もちょっと現地に確認に行ってきたんですけれども、施設そのものは大分老朽化しています。ただ、職員の話を聞いている限りでは、なれているし、今のままで十分使えそうだという話はしているようでしたけれども、当然老朽化していますので、補修が出てくる可能性もあるんだと思いますけれども、そういった場合は、町というか参加町村で負担をするような協定内容になっているということで解釈してもよろしいですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- 〇保健福祉課長(加辺光一君) そのとおりです。

指定管理料の範囲内でできる小規模な改修はお願いしておりますが、その範囲内でできないものについては、当然、事前に町のほうに協議が出される、そういうことになります。

〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

8番、茂木恒二議員。

- ○8番(茂木恒二君) 指定管理料については前期と同じということで、今回答がありました けれども、いわゆるセンターに入所している方の数と職員の数というのは何人か、変動とい うのはあるんでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 利用定員は10名でございまして、現在9名利用しております。 東吾妻町が4名、中之条町から5名、高山はゼロということでございます。

職員数につきましては2名、常におります。それと、相談センターも併設しておりますの

で、そこに相談員等が3名います。ですから、一番多いときには職員が5名ということになります。

相談員の経費は、当然この指定管理料では賄っておりませんので、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

3番、佐藤聡一議員。

- ○3番(佐藤聡一君) 指定管理料を確認したいんですけれども、1,250万円というのは当町の分だけということでいいんですか。今、3町村やっていますから、合計がわかれば教えていただきたい。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 合計で1,250万円です。それを地元町村、半分が東吾妻町の 負担、残りの半分を中之条と高山、人口割等で負担という、そういった取り決めになってお ります。
- ○議長(橋爪英夫君) よろしいですか。

ほかに。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

(午前11時59分)

○議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

(午後 1時00分)

◎議案第41号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第13、議案第41号 東吾妻町営土地改良事業(松谷)計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第41号 東吾妻町営土地改良事業(松谷)計画の変更について、 提案理由の説明を申し上げます。

施工年度、平成24年度から平成27年度において、町営事業として実施しております松谷 土地改良事業は、上信自動車道吾妻西バイパスが施工地区を通過する計画があることから、 一部地域を除外することとなります。

除外する面積が重要な部分の変更に該当するため、本事業計画の変更につきまして、土地 改良法第96条の3第1項の規定により、町議会の議決をいただくものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 産業課長。
- ○産業課長(荒木博之君) それでは、詳細説明を申し上げます。

変更後の町営松谷土地改良事業計画書の概要をごらんください。別紙となっております。変更理由といたしまして、この事業は農用地の集団化、汎用化により生産性の向上を図り、

あわせて農村環境の整備を図ることを目的として区画整理を実施してきましたが、事業実施とともに、社会情勢の変化や地権者の事業に対する考え方に変化が生じ、一部区域の編入をするとともに、上信自動車道の吾妻西バイパスが地区を通過する計画があり、一部地区を除外することによる施工地区に変更が生じ、本事業計画の変更を行うものでございます。

変更内容でございますが、施工に係る地域の面積の変更となります。現在の計画11.2~ クタールから9.8~クタールに面積が減少となります。工事内容といたしましては、工事概 要記載のとおり変更となります。

次のページになりますが、工事費につきましては、概算総事業費が1億4,700万円が1億4,645万円に減額となります。

次に、変更箇所について説明をいたします。この資料に添付をさせていただきました一番 最後のページになろうかと思いますが、変更事業計画書、この着色された図面でございます が、これが変更後の計画平面図でございます。

なお、本日お配りした1枚ものの計画平面図、これが変更前の計画平面図でございます。 対比して見ていただきたいと思いますが、上信自動車道の通過によります一部地区を除外 する部分についてでございますが、事業区域の右下の部分となります。国道145号、松谷の 交差点、信号がございます交差点より南東部分の箇所でございまして、変更前の平面図に赤 色の斜線で表示した区域1.4~クタールを除外するものでございます。

また、一部地域の編入でございますが、地区内の道路幅等確保する箇所もございまして、 それらの要因によりまして160平方メートルが編入となりまして、除外、編入をあわせた区 画整理面積は9.8~クタールとさせていただくことになります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

14番、菅谷光重議員。

〇14番(菅谷光重君) 先ほど説明を受けたところでありますが、質問をいたします。

変更理由について、地権者のこの事業、土地改良事業でありますが、これに対する考え方に変化が生じということでありますが、こうした、このような考え方等に関してお伺いをいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- **○産業課長(荒木博之君)** これにつきましては、一部区域の編入が160平米ございまして、

その箇所でございまして、これにつきましては、区画整理の整備区域内の農道の幅員につきまして、一部、十分な当初幅員が確保できなかった箇所もございまして、そこにつきましては、地域の生活道路となるというような性格もございまして、道路幅につきましては、ある程度一定のものを確保するために区画整理の区域に編入をしてもいいという、そういった意思を確認をいたしまして編入したものでございます。そういう、状況の変化があったということは、そういった内容でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- ○14番(菅谷光重君) アウトラインは確かにそうだと思うんですが、私が求めているのは、 多くの地権者の中で事業に対する考え方、この土地改良事業、これについて考え方に変化が 生じたという、この点について具体的な説明があればというふうに思っています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- ○産業課長(荒木博之君) 土地改良事業についての考え方の変化が生じたということにつきましては、この基盤整備事業をするということについての、それに対する考え方の変化が生じたということではなくて、あくまで先ほど私が申し上げましたとおり、道路幅員がある程度、一定程度確保できなかったところもございまして、そういったところの、変更して農作業に支障がないような幅員を確保すると、そういったところに協力をいただくと、そういった地権者のお考えがございまして、そういった意味で変化が生じたという表現となっております。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- ○14番(菅谷光重君) 表現が微妙で、私、それを即受けるというのは少し抵抗があるんですが、この変更の理由は、言ってみれば、そうすると上信自動車道吾妻西バイパス、この通過に伴い、地権者の考えも少し変わったというふうに受け取ってもいいでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- ○産業課長(荒木博之君) 今回の第1回変更につきましては、上信自動車道吾妻西バイパスの通過に伴いまして、その箇所につきまして除外をすると、そういったことが重要変更の大きなところでございまして、それが変更を、議会の同意をいただくところでございまして、そのことが主の要因でございまして……

(発言する者あり)

○産業課長(荒木博之君) そうです。整理させていただきますと、事業の2割以上の増減の

変更を来すということで、事業計画の変更を認めていただくものでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- ○14番(菅谷光重君) 今の答弁、私は理解はするんですが、この土地改良事業そのもの、これに対して地権者が考え方に変化をもたらしたという、そういう表現になっておるので、ここがどういうふうに変化したんだかなと思って、その核心について本音をお聞きしたいところであります。
- ○産業課長(荒木博之君) 整理してみますと、この区画整理の事業区域に除外ということも ございまして、大きな事業区域の変更がございまして、それにつきまして事業計画の重要な 変更の要素となることから、今回ご説明申し上げまして議会の同意をいただくものでござい まして……

(「だから事業に対する考え」と呼ぶ者あり)

- **○産業課長(荒木博之君)** そうですね、そうしますと、区画整理事業、土地改良事業に対します地権者の考え方に変化はないということで整理をさせていただきます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- **〇14番(菅谷光重君)** 変化はないということは、私は信じていませんが、了解をいたしました。
- 〇議長(橋爪英夫君)ほかに。3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) 今の話を聞いていて、改めてちょっと確認じゃないですけれども、要は、この上信道の計画とこの土地改良の時期のどっちが先であったか。多分土地改良の計画が先だったのかなと思うんですけれども、普通に考えて、上信のある程度計画はある中に土地改良の土地を入れたんならおかしいし、その辺の前後関係だけ教えてください。
- 〇議長(橋爪英夫君) 産業課長。
- **○産業課長(荒木博之君)** 事業計画、事業づけの前後でございますが、土地改良事業松谷地 区が先に計画がございまして、その後、上信自動車道の計画が入ったということでございま す。
- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) 具体的に年度で、大体どのくらいで前後したかわかりますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 建設課長。
- **〇建設課長(加辺 茂君)** ちょっとダム関連の事業となっておりますことと、上信自動車道

についても建設課のほうで県の窓口となっておりますので、回答させていただきます。

ちょっと年度の細かいところは今、手元に資料がないので大変申しわけありませんが、ダム関連事業でこの松谷地区の土地改良については、大分以前から計画自体はございました。 上信自動車道につきましては、この林・岩下線の岩島駅前の交差点からこの松谷の間については、ある程度計画がおくれるという情報があり、先にこの松谷地区の計画を立ち上げたという経過があります。

その後、上信自動車道は県の7つの交通軸ということで、大変前倒しになりまして、具体的な計画が昨年度から着手され、現在、中心線の詳細な設計の説明を行っているところです。 それで、この変更につきましても、地元と十分協議しながら詰めてきた中で、上信道の概略的な線形が出た時点で、地元と協議して除外するという方向になってまいりました。

以上です。

○議長(橋爪英夫君) よろしいですか。

3番、佐藤聡一議員。

○3番(佐藤聡一君) 年度だけ後で資料で、わかるような資料をいただけますか。

今というか、この線形で言えば、本当はもっと前に線形がはっきりしていたような気がするので、2年前でしたっけ、上信道の線形の何か資料がたしか出ていたと思うんだけれども、この間の。その辺のところは、この話が出なかったのかどうか、ちょっと不思議なんだけれども、とりあえず年度がわかる形の、経過がわかる資料をください。

〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。 (起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第42号及び議案第43号の一括上程、説明、質疑、自由討議、

討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第14、議案第42号 町道路線の廃止について及び日程第15、議 案第43号 町道路線の認定についての2件を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第42号 町道路線の廃止について並びに議案第43号 町道路線の認定について、関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

廃止及び認定の議決をお願いする路線は、主にダム関連の細谷地区土地改良事業に伴う変 更及び新規路線とその他1件の廃止でございます。

土地改良では、一部旧道を一旦廃止をお願いし、新たな路線とするもの及びふれあいの郷 駐車場内で、接続する私有地を町で買い上げたことにより、不要となったため廃止をお願い するものでございます。

今後、町道として維持管理し、町民生活の安定と向上に役立てたいと考えております。 詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
建設課長。

〇建設課長(加辺 茂君) お世話になります。

それでは、説明させていただきます。

今回の町道路線の廃止及び認定については、先ほどの町長の説明のとおり、主にダム関連の細谷地区の土地改良事業によるもの及びふれあいの郷駐車場内の町道を廃止、認定するものであります。

初めに、議案第42号 廃止路線について説明させていただきます。

議案書裏面、調書記載の2路線で、整理番号1、4017号線は、土地改良によるつけかえで、次の位置図に示してあります。整理番号2、5325号線は、ふれあいの郷駐車場内で私有地へ接続する町道でありましたが、私有地を買い上げ町有地となったため、その機能が不要となり廃止させていただきます。裏面の位置図に赤書きで示してあります。起終点の位置及び道路の延長につきましては、調書に記載のとおりです。

次に、議案第43号 認定路線であります。

議案書の次の調書に記載しております4路線で、整理番号1、4293号線から整理番号4、4296号線までは、細谷地区土地改良によるつけかえと新規路線となります。裏面の位置図に赤書きで示してあります。起終点の位置及び道路の延長につきましては、調書に記載のとおりです。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第42号 町道路線の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第43号 町道路線の認定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第16、議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第44号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由を申し上げます。

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である東毛広域市町村圏振興整備組合が平成27年3 月31日限りで解散するための規約変更でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください ますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(佐藤喜知雄君) お世話になります。

これにつきましては、ただいま町長が説明をしたとおりでございまして、平成27年3月31日限りで東毛広域市町村圏振興整備組合が解散することによる規約の変更ということでございます。

議案書の裏面をお願いいたします。

新旧対照表でございますが、旧の表をお願いしたいと思います。

第1表として組織団体、それから、第2表の共同処理する団体のうちから、東毛広域市町 村圏振興整備組合を削除するものでございます。 なお、施行につきましては、27年4月1日からということでございます。 どうかよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第17、議案第45号 権利放棄につき議決を求めることについて を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) 議案第45号 権利放棄につき議決を求めることについて、提案理由の 説明を申し上げます。

平成26年2月4日、ふるさと市町村圏基金を運用していたユーロ債が、発行体の期限前償

還により、元本10億円が償還されました。

これを受け、吾妻広域理事会において協議を重ね、平成26年6月27日の第2回理事会において、マーケットでの運用益は、国債並びに預金利息の低下により期待できないことから、老朽化が著しく耐震性が必要な消防施設等の整備事業に充てることにより、広域財政に係る関係町村の負担が軽減できるとの判断から、基金を一部取り崩して活用していく方針が決定されました。

この方針に基づき、県市町村課及び地域政策課と協議を重ね、一定要件を設けた上で処分できる旨の規約の一部変更の協議が整い、関係町村議会9月定例会において議決をいただきました。

この議決を受け、現在建設中の西部消防署の建設資金として地方債で予定をしていた2億6,640万円について、基金を取り崩して充当するものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

〇企画課長(佐藤喜知雄君) お世話になります。

先ほどの町長の提案理由どおりでございますが、議案書裏面の出資金の取り崩し額計算書 をごらんいただきたいと思います。

今回、基金を取り崩す額でございますが、表の一番下の欄、ふるさと市町村圏基金取り崩し額の合計の欄でございますが、全体で2億6,640万円でございます。このうち東吾妻町分につきましては3,675万円でございます。今回はこの3,675万円について権利を放棄することの議決を求めるものでございます。

以上ですけれども、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第46号の上程、説明、議案調査

○議長(橋爪英夫君) 日程第18、議案第46号 負担付きの寄付の受け入れ及び財産の無償貸し付けについてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第46号 負担付きの寄付の受け入れ及び財産の無償貸し付けについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第6号及び第9号の規定により、議会の議決を経るものでございます。

本事業は、箱島地内において、PFI法に基づき箱島湧水を活用し水力発電を実施するもので、事業者が水力発電施設を事業者の資金で建設し、町に無償譲渡後、事業者が水力発電施設の運営管理及び維持管理を行うものです。

契約の相手は、箱島湧水発電PFI株式会社であります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決くださいますよう お願い申し上げます。

- ○議長(橋爪英夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。
 総務課長。
- **〇総務課長(角田輝明君)** それでは、箱島湧水発電事業について説明申し上げます。

この事業の目的は、民間資金、経営能力及び技術的能力を活用し、地球温暖化防止対策への貢献、再生可能エネルギーの推進及び地域活性化を図るものです。

事業概要といたしましては、設計費、建設費など全ての費用を事業者が負担し、小水力発電施設を設置する、事業者は完成した施設一式を町に寄附していただきます。町は、議会の議決をいただいた後、電力受給開始日から20年間、寄附者に無償で貸与し、売電収入により施設整備に係る投資額等の改修を行います。そして、計画どおり売電した場合は、町に年間1,200万円を納付するというものでございます。

なお、この発電施設の最大発電出力は、170キロワットでございます。

それと、これからの、今後のスケジュールでございますが、資料として配付してございま す概要説明資料をごらんいただきたいと思います。

今回、この議会の議決をいただきましたら、事業者による実施設計及び官公庁への手続を 行い、来年1月ごろより工事に着手し、東電の送電線工事等の関係もございますが、平成29 年5月ごろより発電をしたいという予定でございます。

なお、契約の相手方でございますが、箱島湧水発電PFI株式会社でございまして、株式会社ヤマトの100%出資による特別目的会社でございます。

以上、簡単な説明ですが、よろしくお願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎請願書・陳情書の処理について

○議長(橋爪英夫君) 日程第19、請願書・陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた請願書・陳情書は、お手元に配付した請願文書表・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託しますので、その審査を3月13日までに終了するようお願いいたします。

以上で請願書・陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長(橋爪英夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで議員各位にお願い申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効的に活用し、十分審査くださるよう申し上げます。

以上です。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午後 1時37分)

平成27年3月16日(月曜日)

(第 3 号)

平成27年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程(第3号)

平成27年3月16日(月)午前10時開議

- 第 1 議案第16号 東吾妻町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例につい て
- 第 4 議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例について
- 第 5 議案第20号 東吾妻町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 第 6 議案第21号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例について
- 第 8 議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例について
- 第 9 議案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例について
- 第10 議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予 防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例について
- 第11 議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例について
- 第12 議案第27号 東吾妻町地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例について
- 第13 議案第28号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並 びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例について
- 第14 議案第29号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第30号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第31号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

- 第17 議案第32号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第33号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第34号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部 を改正する条例について
- 第20 議案第35号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第21 議案第36号 東吾妻町小学校入学祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 第22 議案第37号 東吾妻町教育研究所設置条例の一部を改正する条例について
- 第23 議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第24 議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 第25 議案第 1号 平成27年度東吾妻町一般会計予算
- 第26 議案第 2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第27 議案第 3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 議案第 4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第29 議案第 5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第30 議案第 6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算
- 第31 議案第 7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算
- 第32 議案第 8号 平成27年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第33 議案第 9号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)
- 第34 議案第10号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第35 議案第11号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第36 議案第12号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第37 議案第13号 平成26年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第2号)
- 第38 議案第14号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第39 議案第15号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 第40 議案第45号 権利放棄につき議決を求めることについて
- 第41 議案第46号 負担付きの寄付の受け入れ及び財産の無償貸し付けについて
- 第42 請願書・陳情書の委員会審査報告
- 第43 発委第 1号 意見書の提出について(年金引き下げの流れを止めることを国に求め る意見書)

- 第44 発委第 2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 第45 発委第 3号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第46 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第47 町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第46まで

出席議員(14名)

	1番	橋	爪	英	夫	君		2番	重	野	能	之	君
	3番	佐	藤	聡	_	君		4番	根	津	光	儀	君
	5番	樹	下	啓	示	君		6番	山	田	信	行	君
	7番	水	出	英	治	君		8番	茂	木	恒	<u>-</u>	君
	9番	金	澤		敏	君	1	0番	青	柳	はる	5み	君
1	1番	須	崎	幸	_	君	1	2番	浦	野	政	衛	君
1	3番	_	場	明	夫	君	1	4番	菅	谷	光	重	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	中	澤	恒	喜	君	副	H	丁	長	渡	辺	三	司	君
教 育	長	小	林	靖	能	君	総	務	課	長	角	田	輝	明	君
企 画 課	長	佐	藤	喜知	口雄	君	保例	建福	祉調	是是	加	辺	光	_	君
町民課	長	本	多	利	信	君	税利兼金	务会 会計	計調管理	見長 見者	松	井	秀	之	君
産業課	長	荒	木	博	之	君	建	設	課	長	加	辺		茂	君
上下水道	課長	土	屋	利	夫	君	事	業	課	長	轟			馨	君
教 育 課	長	丸	Ш	和	政	君									

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫 議会事務局 水 出 悟

◎開議の宣告

○議長(橋爪英夫君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(橋爪英夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第1、議案第16号 東吾妻町行政手続条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

本件につきましては、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号の質疑、

自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第2、議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第5、議案第20号 東吾妻町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての4件を一括議題といたします。

本4件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第17号 東吾妻町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第18号 東吾妻町長及び副町長の諸給与支給条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第19号 東吾妻町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第20号 東吾妻町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についての 採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第6、議案第21号 東吾妻町特別職の職員で非常勤のもの及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第22号、議案第23号、議案第24号の質疑、自由討議、討論、

採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第7、議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例 について、日程第8、議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例について及び日程第9、議案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例についての3件を一括議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 13番、一場明夫議員。

○13番(一場明夫君) 保育料に関する条例には、条例の中に保育料という額を定めている。 条例の名前が違うんだと思いますけれども、そういう実態がありますけれども、この中の放 課後児童クラブの設置管理に関する条例の中では、条例の中で保育料を定めないで、規則に こっちだけは振っていますけれども、その差はどういうことの理由でそちらに振っています か。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 今回の設管条例では、新たな保育料条例を制定ということで、 別の保育料は定めております。

その理由につきましては、児童福祉法の改正に伴いまして、保育料が保育所の使用料、要するに公的施設の使用料という位置づけになりましたので、今回は条例で制定しなければならなくなりました。今までは児童福祉法に根拠がありましたので、保育料のほうは規則に委ねておりましたが、新たな新制度では公の施設の使用料ということで条例に定めました。

学童保育の保育料につきましては、現行どおりということで規則で定めております。そういった違いでございますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 条例で定めてあるということは、保育料を変更するのには当然議会 議決を経て、その意思決定に基づいて保育料を変えていかなくてはならない、こういうこと になると思います。規則にそれが振られているということになると、町長にその裁量が任さ れるような形になるんだと思いますけれども、たまたま今回条例は両方とも整備されること になるんですけれども、そういうふうに考えると、やはり議会議決を経て正式にやはり内容 は変えていくんだという考え方が私は正しいやり方だと思うんですけれども、あえて外す必 要はなかったような気がしますけれども、なぜこちらに設定しなかったか、その辺のところ が私にはよく理解できないんですが。課長はそういうふうに言ったんだから、町長その辺の ところをちょっと説明していただけますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、保健福祉課長の答弁のとおり理解をしているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** それをもう一度説明していただけますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 保健福祉課長の答弁のとおりでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 保育料につきましては、今まで規則でよかったわけですので、 保育所の保育料のみを条例化したという、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私が言いたいのは、そっくり同じじゃないですけれども、条例の中に保育料を定めるものと、条例から外して定めるものがあるのはおかしいんじゃないですかということをまず言いたいわけですよ。そういう意味でいくと今回もせっかくこれを制定するわけですから、そうなれば規則でなくしっかり議会の議決を経て、条例の中で定めてそれを変えるについても議会議決をもってやる、これが常識的な判断だと思いますけれども、そういうふうには考えないんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 確かに、結果的には今回、設管条例の中で保育料はそれぞれ別に定めております。保育所の保育料につきましても、こちらからすればできますれば現行どおり規則で定めたかったわけですが、これは新制度によって法的な関係で条例化しなければ使用料ということでございますので、条例化しなければならないということで保育所の保育料のみを条例化するものでございます。そういうことでございますので、結果的には学童保育の保育料については規則で、保育所の保育料については条例という、そういった別々な結果にはなりましたが、これはやむなくそういうことになったということで、保育所の保育料も現行どおり規則でできないものですから、条例化したということでご理解をいただきたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) やむなくそうなったという説明ですけれども、本来は条例で定めるのが原則なんだと思います。それを規則に振るほうがそもそもおかしいんですね。だからやむなく定めなければならなくなったんであれば、こちらもそれと一緒に合わせて、児童クラブのほうもそちらに入れておくことが適正な行政運営をするためには一番いい話なんだと思います。

なぜかというと、一番肝心な利用料とかそういう部分を規則に振るってことは、町長の裁量に委ねられてしまうということになってしまうわけですね。そこに議会の意見が入らなくも、料金の利用料を改定できるということになってしまうわけですよ。そうすると、同じような条例が一緒に出ていて、矛盾があるんじゃないですかということを言っているわけですよ。

だから、逆に課長が言うのは、保育所の保育料をこっちにやむを得ず入れなくちゃならな かったからそういうふうにしたんだと、こっちはそうじゃないから残したんだという多分話 なんだと思いますけれども、私は全く逆の考え方だと思いますけれども、もう一度しっかり 答弁していただけますか、それだけ。要するに町長の裁量で変えられるようになるというこ とですよね、これは。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(加辺光一君) 考え方はいろいろあるかと思いますが、規則であれば当然町長の裁量で変えられます。裁量があるからといって、利用料につきましては、限度を逸脱するような改正は当然行いませんので、その辺はよろしくお願いしたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) それはしないんだと思いますけれども、でも今、課長が言うように 町長が変えられるんですよね。それっておかしいんですよ。同じような形で保育料が定めら れるものに対して、片方は議会の意思が働いてしっかり基本的な部分ですから、それを変え ていく、これがやはり民主主義の社会の中では当然の話なんだと思いますけれども、今の話 だと町長裁量をどんどんふやしてしまうことになってしまいますので、課長が言うとおり町 長がこれちょっと変えたいなと言えば、町長が指示をすれば変えられる、要するに規則を変 えればいいわけですから、変えられる状況ができてしまうわけですから、そういうふうに考 えると、私は少なくても放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の中でも7条、別に 定める保育料を負担しなければならない。規則って書いていないですけれども、多分規則に 振ると思いますけれども、この条文はやっぱり適切ではないと思いますけれども、そういう ふうには課長は判断しなかったですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 法律の範囲内でのことでございますので、適正と考えております。
- O議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 説明はわかりました。

この7条なんですけれども、別に定める保育料を負担しなければならないとありますけれども、これは多分ついて来たのを見ると規則で定めるんだと思いますけれども、それを改正するようなケースの場合には、町としてはどういう段取りを追って、町長が規則を変えることになりますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 保健福祉課長。
- **〇保健福祉課長(加辺光一君)** 設管条例の7条ですよね。すみませんでした。

学童児童クラブのほうの保育料ですね、7条、これ規則で委ねております。これにつきましては、年度途中での改定というのが当然あり得ませんので、改定する前の年には当然議会、所管している文教厚生常任委員会になろうかと思いますが、そちらのほうには当然ご相談をさせていただきます。

以上です。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) おかしいですよね。文教委員だけには了解をとってあげますよって言ったんでしょう、今。そんなことは普通考えられませんよ。いいですか。ですから、さっき言ったように議会の意思が働く形の中で、改正をするべきだって言っているんですよ。いいですか。規則で定めなくちゃならないなんて書いてあるわけじゃないんですよ。本来基本的な部分は条例によるのが正しいやり方なんですよ。だから保育所も条例に入ったわけでしょう。今の答弁はとても納得できない話ですよ。ですから、ちゃんと条例に入れるべきだと思います。これだけは私は到底理解できませんので、これは条例に入れるべきだという意見だけ申し上げて、もうこれ以上多分議論しても無理だと思いますが、でも先ほどの課長の議論からいくと、町が上げる場合に、文教委員にだけ了解をとってやるなんていう考え方は文教委員さんに聞こえたら悪くとられるかもしれないけれども、そのやり方はやはり適切な話ではないと思いますので、私の質問はこれで結構です。
- 〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

保健福祉課長。

- ○保健福祉課長(加辺光一君) 先ほどの追加になりますが、まず所管する常任委員会のほうにご相談申し上げ、その後全員協議会で相談させていただきたいと思います。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** 答弁があったんで、もう一度だけ言っておきます。

そこまでやるのであれば、議会の意思が働く形でしっかり条例に入れるべきだと思います。 これからは、それを大原則に町としてやらなくてはいけないんだと思います。それだけは意 見として申し上げておきます。

以上です。

〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第22号 東吾妻町保育所の設置及び管理に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第23号 東吾妻町保育所及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件について、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第24号 東吾妻町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例についての採 決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

O議長(橋爪英夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、 12番、14番。

起立多数。

◎議案第25号、議案第26号、議案第27号の質疑、自由討議、討論、 採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第10、議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準を定める条例について、日程第11、議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員 等に関する基準を定める条例について及び日程第12、議案第27号 東吾妻町地域包括支援 センターの設置及び管理に関する条例についての3件を一括議題といたします。

本3件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第25号 東吾妻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について の採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第26号 東吾妻町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例に

ついての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第27号 東吾妻町地域包括支援センターの設置及び管理に関する条例について の採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第28号の質疑、自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第13、議案第28号 東吾妻町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第29号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第14、議案第29号 東吾妻町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

O議長(橋爪英夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、 13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第30号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第15、議案第30号 東吾妻町出産祝金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第31号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第16、議案第31号 東吾妻町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第32号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第17、議案第32号 東吾妻町手数料徴収条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

◎議案第33号の質疑、自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第18、議案第33号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第34号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第19、議案第34号 東吾妻町あづま森林公園キャンプ場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第35号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第20、議案第35号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第36号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第21、議案第36号 東吾妻町小学校入学祝金支給条例の一部を 改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第37号の質疑、自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第22、議案第37号 東吾妻町教育研究所設置条例の一部を改正

する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第38号、議案第39号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第23、議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第24、議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

本2件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

最初に、議案第38号 東吾妻町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第39号 東吾妻町体育施設使用料条例の一部を改正する条例についての採決を 行います。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第25、議案第1号 平成27年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 14番、菅谷光重議員。

○14番(菅谷光重君) 予算案に対するこういう言葉があります。それは経済に一番影響を 及ぼす支障、これは国の予算案だと言われております。そこで、各省庁の目玉事業等が予算 として裏づけられているからとのことであります。そこでこれをもとに経済予測がされてい るから、予算案の経済に及ぼす度合いは大きい、多大であると言われています。私もそうだ と思っています。 よって、前年度比で予算が増大すれば景気は拡大、同様前年度比で予算が伸びないと景気 の縮小ということに相なるわけであります。そこで、国・県・当町のこうしたこれらの数値 を少し申し上げます。

国の平成27年度予算案の総額は、前年度予算総額に対し、プラス0.47%強の4,596億円増の総額で96兆3,420億円、これは過去最大とのことです。本予算案は新聞報道によりますと、3月13日衆議院で可決、参議院へ送付とのことでした。本県については、さきの吾妻振興局県政説明会での数値です。同総額7,159億6,600万円で、同比プラス5.0%の344億円増、これについては県議会第1回定例会で可決、3月12日閉会をしております。そこで本町はマイナスの0.5%の4,200万円減での提案となっています。これら国・県・当町のこうしたこういう一連の数値から私は地方創生、地方の景気等々の示唆をまさに今受けました。

こうした中、平成27年度町の一般会計予算について、本会議で町長いわく、新町建設計画 の基本理念「人と自然のいぶきが未来を奏でる笑顔あふれる町」を、これを推進することと いうことを踏まえての予算編成であったというふうに思っております。

しかも、最少の経費で最大の成果、効果が得られるようにとの説明であったというふうに 私は存じます。

また、さきの12月定例会、議員全員協議会で町の予算編成方針、これに関してもおおむね言葉から私なりには理解はするものの平成25年、26両年度の町の当初予算総額を見るに、プラス4.9%、プラス2.7%の伸びでありました。

そこで、地方交付税や地方消費交付金、さらには地方債はともかくとして、私は単純に一つ町税歳入については共通してプラスであります。

そこで、これに関したことについて初めに伺いたいというふうに思います。

それと、27年度町当初予算につきましては、なぜか前年度に似ているかのように私は受け とめました。

よって、事業、数字を含む、これをもってのさらなる説明をここに求めます。そして、こうした上で平成27年度町当初予算はこういうことなのです。ここなのですとした、特徴、特色についても伺うことにいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

〇企画課長(佐藤喜知雄君) 最初に、予算全体の関係でございます。

今年度の予算総額につきましては、昨年度当初予算と菅谷議員さんがおっしゃいましたようにほとんど同じような数字というふうになっておりまして、対前年度比0.5%、4,200万

円の減ということでございます。

最も大きなものといたしましては、26年度につきましては、地域元気臨時交付金、この基金の積立金を充当する、そういった事業がございました。その分だけで約2億円の財源が確保されていたものがあります。今回につきましては、そういったものがございませんので、この約2億1,000万円が皆減ということになっております。そういった予算が大きな特徴としてございます。

あと、町税につきましては、地方までまだ好況の波といいますか、それが実感できない、 そういったものがございますから、堅調な予算設定ということでさせていただいております。 ですから、ある程度余裕が見込めるかなという部分がありますけれども、まだまだ経済の波 及効果というものが地方のほうにはまだ来ていないのかな、そういったことではございます。 それから、事業的なものにつきましては、議員皆さんのお手元に当初予算の新規目玉事業 という一覧がお配りされているかと思います。この中で、昨年まであった事業についても継

という一覧がお配りされているかと思います。この中で、昨年まであった事業についても継続していくということで、載せてある事業もございます。大きな特徴といたしましては、地方創生を受けましての事業、多くは26年度補正でやって、27年度に繰り越しをされるということでございまして、27年度予算には当然入ってはきておりませんけれども、そういった流れをくんだ事業というものがございます。その代表として「真田丸」のプロモーション活動事業、そういったものがございます。これにつきましては、2,000万円という額的には全体の事業から比べますとそう多くはないというのがありますけれども、こういった事業も一つのこれからの町の核として推進していく必要もあるのではないかということがございます。

それから子育て事業についての充実、出産の祝い金の充実ですとか、あとは入学祝い金の 充実、そういったもので少子化対策、あるいは定住化促進、そういったものを進めていく、 そういった内容となっているというふうにも思っております。

それから、渓谷自然公園事業といたしまして、猿橋の関係が載っております。これが額的には3億円ということで、大きな事業となっております。そういった要素というものが入っての予算ということでございます。

ちょっと至らない部分があったかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- ○14番(菅谷光重君) 課長答弁、私もそれなりには観念的に理解はできます。と申しますのは、経済の波及効果、これがまだ地方に本当に到達していないということはうなずけると思います。そういうことで、予算が縮小ということをなぜマイナスの0.5%に持ってきたか

というその意図をもう少し説明願いたいと思っています。それは、申し上げましたように、25年、26年を予算総額から見て、これはプラスになっております。申し上げたように4.9%、さらに前年が2.9%であり、今年度に来てマイナスの0.5%ということは、今課長の説明について何らかの私も感ずるところがありますが、それに関してもう一歩突っ込んだお話し、議論をできればというふうに思っております。質疑でございますが、議論。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) ここ数年の事業といたしまして、中学校統合に関しますその環境整備に対する経費、それからダム関連の経費、そういったものが行政的にはふえてきている、予算を全体的に大きくしている、そういった状況というのはあると思います。そのほかにつきましては、ある程度事業等を絞り、継続できるものは継続しておりますし、ある程度役割を果たしたものについては当然縮小なり廃止をしてきている、そういったことでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、この間、地域元気臨時交付金、そういったものもありまして、そこに充当する事業、 そういったものも若干あったというようなこともありますので、その辺も踏まえて、よろし くお願いしたいというふうに思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- **〇14番(菅谷光重君)** それなりには受けとめておきます。

そこで、少し具体的に1点ばかり申し上げてみたいと思います。それは予算編成での基本的な考え方の中に1つありました。私もそう思いますが、町の喫緊の課題とした少子化対策と定住促進問題、この打開策についてという考え方がありました。そこで、今年度の予算から見た再度の説明を求めます。

○議長(橋爪英夫君) 菅谷議員、質問の途中でありますけれども、ここで休憩をはさみたい と思います。

休憩をとります。

11時10分まで休憩いたします。

(午前11時00分)

〇議長(橋爪英夫君) 再開いたします。

-159-

○議長(橋爪英夫君) 執行部からの答弁をお願いします。

企画課長。

○企画課長(佐藤喜知雄君) 現在、国におきましては、まち・ひと・しごと創生ということで、それに関連する法案ということで今町としても、27年度に地方版の総合戦略、そういったものをつくる予定でございます。それは、5年間の計画ということでございまして、そのもととなるものにつきましては、人口ビジョンを策定して、その上に立って地方の適切な施策、まちづくり、これを進めていく、そういったものでございます。

この人口ビジョンの底辺にございますのは、少子化対策、あるいは定住促進、そういった ものの施策を打ち出すためのきちんとした基礎資料を押えるということが人口ビジョンだと いうふうにこちらは理解をしております。そういった上に立って26年度の補正予算も組みま した。26年度につきましては、その事業につきましては27年度に全額繰り越しをする、そ ういったことでございます。

それから、27年度の予算でございますけれども、具体的には少子化対策ということがございますので、若い人に住んでいただく、出産をしていただく、それで定住を促す、そういったパターンの中で町政を考えていく必要があるんだというふうに思っております。そういったことにつきまして、少子化対策等子育て支援、具体的には、出産祝い金を第1子から支給をする、そういったことは先ほど申し上げました。

次に、安心して出産ができるように安心出産宿泊支援事業も補助金として新しく計上をしてきたところでございまして、1日1泊5,000円程度で7日間までの補助を宿泊費に関しては出す、そういった事業も新たに取り組んでいきます。それから、不妊治療費の補助の拡充、そういったものも27年度から充実をさせていきます。それから、お話しましたけれども入学祝い金、中学校にも支給をしていく、そういったことで事業を考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 14番、菅谷光重議員。
- ○14番(菅谷光重君) それなりに今受けとめました。そこで、町長を初めとする執行部皆 さんに、それぞれのご尽力をこの際、特にお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたい

と思います。大変にありがとうございました。

〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

13番、一場明夫議員。

- ○13番(一場明夫君) 私のほうからは、余り大局的な質問はできないので細かい質問をちょっとさせていただきたいと思いますが、私は、もうここ数年予算規模について、まず年度当初予算のときには申し上げてきましたけれども、町の将来負担比率が高いというような状況を踏まえて、できればもう少し縮小してほしいということを再三申し上げてきましたけれども、ことしは特に地域創生というような部分があってふえているような部分もあるんだと思いますが、もう少し削減して、将来負担を減らしていくという考えは、町長、なかったんでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 議員さんの縮小というふうなお話でございますけれども、執行部といたしましては、極力その方向で常に予算編成をしておるわけでございます。しかし、各地域での要望事項等もありますし、また、八ッ場ダム関連事業がまだ終わったものではございません。また、教育に関しましてもまだまだ課題もあるということから、縮小に努めているところでございますけれども、このような前年からしますと0.5%の減というところにとどまったということでございます。しかし、今申し上げましたように、常にそういう方向で考えているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) ぜひその方向だけは忘れないでほしいなと思うんですが、大局的にという言い方がいいのかわかりませんが、町行政を考えたときに、やはり地域の振興とか、地域の住民サービスとかと見合う形で財政を健全に運営していくという両面がどうしても出てくるものですから、今どちらかというと、財政を健全に運営していくことを少し真剣に考えていかないとこの町の場合はならないタイミングなのかなと思いますので、たとえ数億円でも結構ですので、やはりその辺のところを配慮して考えていただくことをまず最初に求めておきたいと思います。

そういった中で、先ほどちょっと菅谷議員さんの質問とかぶりますけれども、地域創生に向けたいろいろな予算を今回とられているということで、これがこの町の今後の活性化につながる、当然、それに合わせて組織変更もして対応をしていくということになるんだと思いますけれども、あえて言えば地域創生元年というような形になるんだと思いますけれども。

その中で、総合戦略的なものを初め1億4,000万円近く予算化がしてあるんだと思いますけれども、内容的に見ると、その中で大きいのが商品券発行に関するような事業、これが多いんだと思いますが、これが地域創生につながるとして予算化がされているんだと思いますけれども、その辺のところがどういうふうにつながっていくかというのがちょっと理解できない部分があるんで、町長にそれを最初にお尋ねしたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) プレミアムつき商品券でございますけれども、これにつきましては、 地域の消費喚起ということで町内の商工関係の皆様、より活性化していくように、また各家 庭が安く生活資材を購入できるようにということで行います。また、もう一つ、真田丸に関 連をいたしまして商品券を発行ということになったものでございます。

これにつきましても、特にその地域を売り出すために高額のプレミアムつきの商品券を出すということで、注目を集め、そしてまたこの地域が真田に関連する非常に縁の深い地域だということをPRしていくということで、多くの皆様が訪れて、そしてまた地域活性化につながるということでございます。

そういうふうなことでございますけれども、国から示された事業でございますけれども、 これを有効に使って東吾妻町を活性化してまいりたいと思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) わかりました。いろいろタイミングがあるんだと思います。大河ドラマがあるというようなこともあるんだと思いますが、ちょっと心配しているのは、町が主体でこの事業をやるんだというふうに企画課長がおっしゃっていたと思いますけれども、商品券の販売とか発行とかというものに関しては商工会との連携というようなものも当然考えるんだと思いますけれども、不公平なものがあってはいけないというような部分が現実にあるんだと思います。ですから、商工会が何かやるというときに、その辺のところの制約が当然あるわけですね。だから、そういったものを考慮しながら、問題ないようにしていかないといけないんだと思いますけれども、その辺のところはこれから多分協議をして、町長が今おっしゃっているような方向に向かって進めていこうとしているんだと思いますけれども、十分加味した形の中で対応できるというふうに考えておけばよろしいですか。企画課長のほうに答弁をお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 地域の消費を喚起するということですので、当然そういったこ

とも十分に気を使いながら進めていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 消費喚起、これも当然必要なんだと思いますが、一番肝心なのは多分、少子化に歯どめをかけて、若い人が住んでもらえる町をつくらないと地域創生は多分あり得ないんだと思いますけれども、そういった本質的な部分についてもこれからしっかり取り組んでいただければなと思っています。

ちょっと個別になりますが、細かいことをちょっとお聞きします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目の交際費、この中に、昨年も言いましたけれども、今年度も社会参加費というのが30万円ほど含まれているというふうに聞いておりますが、今年度どんな内容に使って、どのぐらいこれを使用しましたか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 今年度の交際費につきましては、まだ実績が全部出ておりませんので細かくは承知しておりませんけれども、概算で今のところ30万円ぐらい出ているということで聞いております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 決算のときにちょっとお聞きして資料をもらったんで、多分それに 準じて出しているんだと思いますが、内容的に見ると会食みたいなのに使われているような ケースが多かったような気がしますけれども、それで間違いないですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 基本的に、ご存じだと思いますけれども、負担金等で出せないもの、出しづらいものを社会参加費という形で支出をしております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 出せないもの、出しづらいものを社会参加費で出している。でも、前の答弁は法的には問題がないんですよという答弁だったように記憶をしています。ですから、私がこれを何で言うかというと、法的に問題がないものであれば、それぞれの課から多分支出されるんだと思いますけれども、それぞれの款項目の必要な費目の中で、ちゃんと負担金なり、そういった形で出すのが一番自然な形なんだと思います。

これは多分、私が幾ら言っても、これが今予算化されているんで、このまま来年度は執行するという考え方なんだと思いますけれども、少なくとも法的に問題がないという立場であれば、オープンな形の中でやるべきだと思います。交際費の中に社会参加費を忍ばせるよう

なやり方でなくて、もしそうだとしたら交際費の下に社会参加費とせめて書くぐらいの配慮 が要なんだと思いますけれども、総務課長、いかがですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 歳出項目といたしまして、交際費の中に入る部分というふうに理解しておりますので、計上的にはその中で計上してございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) そちらの考え方はそれでないととる根拠がないんでそういうふうにおっしゃるんだと思いますが、少なくもわかりません。領収書があるのか、多分本人の領収書でそれをもらっているんじゃないかなと思いますけれども、そういったものというのは、いろいろオープンになってきたときに将来問題になる可能性も当然出てくるわけですから、その辺のところを配慮して、適正な行政を行われるようにということを執行部はぜひ考えておいてほしいと思います。ですから、私が言ったことをすぐにしろとは言いませんけれども、そういうことも配慮した中で予算編成をしてほしいというのを最初に1点申し上げておきたいと思います。

それで、2番目なんですけれども、2款総務費、7項ダム対策費、1目委託料というような中に、ふれあい公園の指定管理委託料1,903万円ほどありますけれども、私がちょっと理解できないのが、総称的にふれあい公園を道の駅として認定しているという、多分そういう形で今運営しているんだと思いますけれども、道の駅の事業費としての経費というのは、この予算書を見る限り、連絡協議会の負担金だけわずかとってあるだけなんだと思います。これについては、将来的には、道の駅事業というのは、大きなある意味目玉のような気がしますけれども、道の駅事業という事業費をとっていくという考え方は、町長お持ちですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 副町長。
- **〇副町長(渡辺三司君)** 道の駅の関係につきましては、27年度から事業管理というような形になってこようかと思います。当然、担当課も変わってこようかと思います。そんな中では、 予算の項目として考えていきたいと思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 町長が日ごろから言っている考え方の中に、道の駅等を利用して町の活性化につなげていくんだと、地域振興につなげていくんだという考え方が当然あるんだと思います。私はそれに反対するつもりはありません。ですから、始めたからには、うまくやっていただかないと非常に困りますので。あのときにお前らが決めたのがうまくいかなか

ったよなんて言われると私も困りますので、それは真剣にお願いしたいと思いますけれども、 私の聞いている情報の中で、非常にシーズンで混雑した時期があるんだと思います、バスが 入ったりして。そのときに、トイレ、駐車場、これが非常に足りなくて苦労したというよう なことが実際にあったのかどうかわかりません。そういう情報を聞いています。そうなると、 これに関する調査費というような、この前、課長に聞いたら計上してあるというふうには聞いているんですけれども、ある意味早急な対応が必要になる可能性があるんだと思いますが、 というのは、あそこの道の駅は、駐車場もトイレも十分ないやということがネット等で広がってしまうと、非常に大きな影響を与えられてしまうというようなことがあると思いますの で、その辺については、調査の結果、場合によったら早急にそういうものを、今言ったよう なものは対応するという考え方で進めているというふうに考えていればいいですか。

〇議長(橋爪英夫君) 副町長。

○副町長(渡辺三司君) 道の駅のあがつま峡につきましては、紅葉シーズン等で非常に混み合って渋滞も起きたというような、先ほど一場議員がおっしゃられたような状況は聞いております。そんな中でトイレの数が足りないとかというお話も聞いているわけですけれども、直売所の中にもトイレがある、その案内板の表示もうまくいっていなかったというようなところもございますので、その辺も徹底するような形でわかりやすい案内板を設置するようなことも考えております。

27年度調査費を計上してあります。シーズンを通して必要なのか、また、トイレの位置を どこにするかとか、あとは、それが仮設で間に合うのか、本設が必要なのかというところも 踏まえて調査をしていきたいと思います。それで、どうしてもこれは本設でなければだめだ というようなものが得られれば、早急に対応していければと考えております。

〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。

○13番(一場明夫君) 駐車場は、ある程度仮設でもやむを得ないかなという気がしますけれども、トイレは、やっぱり仮設トイレをつくったときに相当評判が悪くなると思いますので、検討が必要だと思います。

いずれにしても、地域活性化ということでやられている事業なので、その辺のところを臨 機応変に早めに対応するならするというようなことをしていただくことが必要だと思います ので、その辺だけ確認しておきたいと思います。

もう一点、ちょっとこれ少し時間をいただきたいんですが、前にも、これは12月の定例会にちょっと質問をしたんですけれども、10款教育費、2項小学校費、3目の小学校施設整備

事業に坂上小学校の施設整備事業費として1億2,987万3,000円、1億3,000万円ほどが計上 されているんだと思いますけれども、これは町長にちょっとお聞きしたいんですが、小学校 の再編については、そのときも言いましたけれども、町の総合計画の基本計画というのを議 会議決して決めていますけれども、その中では早急に学校の統廃合を推進するというふうに 明記されているんですよ。行財政改革大綱の実施計画、これでは、23年度から適正規模にす ることを検討するということが明記されています。私たちは、少なくともそれに沿ってやら れているんだなと思っていたんですが、今回の坂上小学校のこの工事がなされるということ になると、通常考えると当面は統合しないという考え方になるんだと思います。その考え方 は、町長が昨年の12月の定例会のときに私が質問したことに対して、児童数、通学時間、小 学校の特性、地域性、政治信条などから、まだ早急に再編を考える時期ではないということ を答弁したんですね。そうなると、基本計画の考え方と矛盾をしてくるんだと思いますけれ ども、そこでちょっとお聞きしたいんですが、私自身もすぐに小学校を統合すると考えてい るわけではありませんけれども、町の総合計画の基本計画の方針に沿った再編について、方 向が出ないままに見切り発車的に1億3,000万円近くかけて改修工事を実施しようとする考 え方、これがちょっと理解できないんですよ。町長が議会議決したそれを、自分で提案して 議会議決したその内容を変えようとした理由、これをちょっとわかりやすく説明していただ けますか。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、昨年の第1回の定例会でお話をしておるところでございますけれども、坂上小学校の老朽化が激しいので、統合後に坂上中学校舎を小学校として使用したいので、小学校対応への改修といたしまして設計業務委託費を計上したということでございます。そうやって説明をしているところでございます。

以前も申し上げましたように、坂上小学校、大変老朽化が激しく、町内の子供たち、公平な小学校教育を受ける上にも、非常に困難な状況だと判断をしているところでございます。 これにつきましては、中学校を改修いたしまして、それに対応して、子供たちの教育のためにそういったことで事業を設定したところでございます。

〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。

○13番(一場明夫君) 私がお聞きしたかったのは、自分が提案して、議会議決まで経て、 こういうふうにしますよといった方針を、町長が判断でそれを変えた理由が、さっき言った だけではちょっと理解できないんですよ。 もう一つ言わせてもらえば、平成23年度からそれを検討するんだよと、町の方針として3年前に、それを現実怠ってきたわけですよね。もしそうだとしたら、その時点で、3年間の中にその協議をして調整をした結果、議会にも諮って坂小を先に先行で改修するんだよと町長がおっしゃっているんなら私も理解できるんです。でも、そうじゃないですよね。じゃ、確認しますけれども、平成23年度から何で検討作業をしないでいたんですか。これは教育長のほうがいいですか。お願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育長。
- ○教育長(小林靖能君) 昨年、町長のほうからも答弁があったかと思いますけれども、中学校の統合事項を最優先したため、検討を行わずに来たわけです。そのため、中学校統合後は、小学校の学校規模等につきまして検討を行っていくという基本的なスタンスは変わっておりません。

以上です。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 言葉を返すようですけれども、統合が忙しくて検討ができなかったなんて理由にはなりませんよ。統合は確かにやっているかもしれませんけれども、それは担当がいてやっているわけでしょうから。そうなると、これは放置していたということですよ。教育委員会への怠慢と言われても仕方ないんですよ。何でそんな大切な重要案件を放置したままにしていたんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 中学校統合を最優先の課題として取り組んでまいりました。やはり中学校は小学校と違いまして、高校へ進学する前の3年間ということでございまして、各地域からいろんな才能を持った子供たちが集まって、そこでお互いに存在を認め合いながら切磋琢磨して教育を受けて、そして、一歩成長した人間として高校に進学をするということが必要だと考えているからでございます。

小学校につきましては、現在の状況を見ますと、まだ統合については早急に協議、判断をする状況にないというふうに考えておるところでございます。各地域の子供たちが、そこで安全に安心して、そして統合後、小学生になりますと、そう遠くまではスクールバスを利用したとしても通学できない状況にあるというふうに考えております。とりあえずは、小学校、現在の状況の中から、よい教育をできるような状況をつくり出しながら、そして各地域の小学校としていくということが必要だと現在は考えておるところでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 教育長に聞いているんです。教育委員会がそれを放置した理由を聞いているんです。
- 〇議長(橋爪英夫君) 教育長。
- **〇教育長(小林靖能君)** 先ほどもお答えいたしましたように、中学校の統合のほうを最優先 したということで進めてきているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 行政の認識と私たちの認識が違うということなんだと思いますけれども、それが理由でというのはあり得ないと思います、こんな重要な案件が。ましてや小学校の再編をどうにかするかどうかですよ。教育委員会として最重要課題の1つですよね。それが、中学校が忙しかったからという話じゃ、やっぱり通りません、世の中。

それで、確認しますけれども、町長がどうしてもそれを直すんだという、考え方を変えているんだと思いますけれども、校舎というのは危険校舎に指定されているんですか。現在の坂小です。

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育課長。
- **〇教育課長(丸山和政君)** 坂上小学校の 2 階建ての校舎につきましては、文科省で示しております Is 値、0.6を下回った0.58となっております。

(「危険校舎かどうかというのは」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育課長。
- ○教育課長(丸山和政君) 危険校舎として最終的な認定はちょっと確認しておりませんが、 文科省で示している数値を下回っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) それだけ切迫した状況であれば、当然町としては総合計画の実施計画にそれを改修するプランが絶対に載っているはずなんですよ。もう数年前から指摘されているんでしょう。実施計画に坂小を坂中に持っていくという計画が載っていますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 副町長。
- **○副町長(渡辺三司君)** ローリングをやっておりまして、27年度の実施計画に載っております。ただ、その中の27年度には新規事業もございますので、議決がされれば皆さんのほうにお配りできると思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。

- **〇13番(一場明夫君)** 26年度の計画には載っていないですよね。26から28年度に載っていますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 教育課長。
- ○教育課長(丸山和政君) すみません、ちょっと手元にございませんので、ちょっと今現在、 未確認でございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 資料は私ももらってあるんで確認しましたけれども、入ってないんですよ。ということは、さっきの検討もそうですけれども、教育委員会としてそれを整理する計画って町の総合計画の中に全く位置づけられていないんですよ。だから、私が言っているんです。突然それが出てくるのはおかしいんじゃないんですかということを。確かに、今年度、設計をしたんだと思いますけれども、少なくとも設計をしているんであれば、それが26から28年度の総合計画の実施計画に載らないはずがないんですよ。それは、さっきと同じです。教育委員会がその手続を怠ってきているということだと思います。

時間が余りないようですので続けますけれども、これだけの経費をかけて改修するという ことは、町長、少なくとも当分、向こう10年とかは統合する考えはないというふうに考えて おいていいんですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 具体的に何年ということは、現在のところ明言はできない状況にありますけれども、当然、ある程度の期間はこの小学校で教育をしていくということが必要だと思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) そうでないと、せっかくかけたものが無駄になってしまうんですよね。1億3,000万円って大金ですよ。さっき、私が予算を削れるんじゃないですか、削ってほしいと言ったものもそうです。それに含まれてくると思います。

そうなると、いいですか、町長。この前、町長これは多分承知しているんだと思います。 質問で答えていますので。現在の推計でいくと5年後の平成32年度、全校生徒、この間資料 もらいました坂上小44名です、全部で。50名いないんです。新しく入る一、二年生、それ ぞれ5名ずつです。これも、これから先、5年後にいく間に、場合によったらその家庭が町 場に移っているとなると、これ極端に激減する可能性もあるんですね。そういうふうに考え ると、これをそういうふうにして整備して残していくという考え方が本当にいいのかという と、ちょっと疑問を感じるんですよ。中学校統合を適正規模の論理である意味進めて 5 校を 1 校に統合した、その辺との矛盾もあるんだと思うんですけれども、教育長、これで本当に 適正な教育ができるというふうに考えているんですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育長。
- ○教育長(小林靖能君) 来年度、仮称ですけれども東吾妻町学校課題検討協議会というのを教育長の諮問機関として立ち上げまして、1つは統合中学校の検証を進めていくということ、2点目としますと小学校の統合のあり方、今一場議員さんがご指摘くださったような教育のあり方がどうであるかということも含めてです。それから、3点目としますと小学校の通学方法なども検証議題として考えていければというふうに考えております。

それから、学級編制の基準についてもありましたけれども、一場議員さんご存じだと思いますけれども、現在、国の基準は1学年が40人になっております。ただし、小学校の第1学年は35人でもいいんですよということのようです。それから、2つの学年で編制する学級というのは、16人というふうに今の法律では示されております。

ただし、第1学年の児童を含む学級にあっては8人ということで、1年と2年で編制する場合には8人を上回ればそれぞれ単独学年で学級が編制できるということで、現在の学級編制のほうは示されておりますので、5人、5人でということで、1年と2年の場合は心配なんですけれども、じゃ、そのもう一つの学年が次の学年にステップしていったときに、上の学年とどうかということもありますけれども、その場合には、16人以下の場合には、2つの学年が1つになって学級を編制するということになっておりますけれども、現在、群馬県のいろんな状況では、そういった場合には特配という先生方の配置をしていただいてもらって、複式学級を解消する方向で小学校の教育が進められております。

以上です。

- O議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) ですから、だから適正な教育ができるというふうに考えているというふうに答弁したと聞いておけばいいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 教育長。
- ○教育長(小林靖能君) それらも含めまして、課題検討協議会でもあわせてやっていかなき やなりませんけれども、私自身は、町長が答弁しておりますように、そういう方向で進めら れるというふうに考えております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。

- ○13番(一場明夫君) 町長がみずから示して、議会議決を経て決定した町の総合計画の基本計画、この考え方を変えるということであれば、当然議会議決を経て、その内容を変更するという議決が必要になるような気がするんですが、町長が勝手にそれをどんどん進めていいということになりますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 総合計画につきましては、その時期を経過した段階で、実施計画としてローリングをしながら新しい条件に合った事業というものもここに組み入れて、実施をしているところでございます。
- ○13番(一場明夫君) 勝手に変えていいんですかと聞いています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 勝手に変えてというそういう言い方のものではございません。その時期、時期に合ったローリングというもので実施計画を策定しているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) ローリングは町長の裁量でできるんですよ。基本計画は議会の議決が、もう今必須条件なんです。だから、勝手にということを言ったのは、町長が独断で、先ほどの条例と同じですよ。町長が使用料を変えられてしまうんじゃないですかというところと同じになっちゃうんですよ、これ。だから、私はそのやり方はやっぱり納得できません。もう一度答えてください。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 総合計画につきましては、大変基本となる文言で計画を策定しているところでございます。教育につきましても、子供たちのためによりよき教育を進めるということが大変な前提の基本計画でございますので、それにのっとった形で実施計画もそのときどきに合ったように、ローリングを加えながら策定をしているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) どんどん基本計画を変えられるなら議決なんて要らないんですよ。 だから、私が言っているのが正しい考え方ですよ。議員として当たり前のことを言っている んです。いいですか、さっき教育長が言ったように、一、二年で5人、5人、それで三、四 年というと9人と7人、16人ですよね。さっき教育長が言っているのだとぎりぎりでの多分 数字だと思います。本当に大金をかけて改修をしておいて、5年もしないうちに統合するよ うな可能性が私否定できないような気がするんですよ。だとしたら、校舎が危険ならとりあ

えず応急的な整備をしておいて、坂小だけ先行して統合する考え方もあるかもしれません。 すなわち、小学校の再編について、さっき教育長が言ったようなしっかり議論をした上でや らないと、後で汚点を残すというか失政につながる可能性があるような気がするんで、あえ て言っているんですけれども、教育長は先ほどそういうことをやるというような話でしたけ れども、それをちゃんとやった上で行動に移していただくというふうに理解しておけばいい ですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 教育長。
- ○教育長(小林靖能君) 町の学校課題検討協議会という諮問機関で、そこのところで協議をして、その後、教育委員会、長部局等とも十分に協議をして考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 大事な当初予算で地方創生がかかっているような部分もあるんで、 否決したくないんで確認しておきますけれども、行政って手順を踏まえて積み重ねが大事な んですよ。その結果に基づいて、計画的かつ効率的な行政執行というのをしていかなくちゃ いけないんだと思います。そういった意味では、やっぱり最終的に失政につながってしまう ようなことはしてほしくない。それが私の考え方なんですよ。今回のケースは、少なくもや っぱり議会の議決を得た基本計画に沿っていないということを当然考えていただいて、そう いったことを考えると、教育行政、今度は教育長が実際には責任者になりますよね。責任者 として、それを全部、責任をしょって、しっかりその対応をしていただくということだけ約 束していただけませんか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 教育長。
- ○教育長(小林靖能君) 先ほど答弁したとおりなんですけれども、そこのところは検討協議会の中の考えを十分踏まえていきながら進めていけたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君)ほかに。8番、茂木恒二議員。
- ○8番(茂木恒二君) 一般会計のつづりの中で、140ページの地方債に関する調書を中心に 質問をさせていただきたいと思うんですが、これを見ると、時系列というか25年、26年、 それから27年度中の増減見込み、それから27年度末現在高見込みということで地方債の移

りが出ているわけですけれども、これを見ると、一番下の欄で、25年度末が103億7,000万円、26年度が104億3,000万円、新年度については、起債見込みが8億8,300万円、償還見込みが9億914万円ということで1,600万円の差なんですけれども、この推移の中で、27年度末現在高見込みが104億1,000万円ということで。横にいくと、25、26、27年という推移の中で、減るどころか残高は若干ではありますけれどもふえているということで、先日の全員協議会の中で、行財政改革推進プラン実施計画の説明をいただきましたけれども、健全財政に向け徹底した改革に取り組む町というのが大きな表題になっていて、その前の集中改革プランについても借金体質の改善ということが大きくうたわれていたわけなんですけれども、この残高の推移を見る限り、起債と償還を見る限りは、ほとんど減らないと、横なんだということで、このプランとかいろいろ見る限りは、現状は変えなければいけないという認識は十分されているんだなということは理解できるわけなんですけれども、それを改善する有効な具体策がほとんど見えてこないんですよ。ですから、それについての有効な具体策と思われるものがありましたら、それを説明をいただきたい。町長、お願いいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、町民の生活において必要とするもの、そのとき どきで大変変わっておりますし、また大変必要になる時期もあります。そのような中で捉え ているところでございます。やはり、これにつきましては、以前から申し上げておるように、 借りる額より返す額を多くしていくと、そういう努力を積み重ねることによって将来負担比 率なりを下げていくと、財政の健全化につながっていくというふうに考えております。

そう一長一短に早急にこれがなし遂げられるわけではございませんので、そういった努力 を積み重ねながら財政の健全化を目標にしていきたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 8番、茂木恒二議員。
- ○8番(茂木恒二君) 具体策が余り見えなかったんですけれども、確かに財政改革と言えば、 3年、5年、あるいは10年、20年という長いスパンの改革ということになるんでしょうけれども、財政規模もほぼ前年度並みという動きの中で、経常経費、いわゆる削れないものがほとんどなんですよと、それを削れないままにしたらほぼ前年並みの予算編成になりましたという感じになっているんですけれども、どっかで考え方の発想を変えないといけないんじゃないかなというのがあって、そういう意味の思い切ったものがいわゆる改革なんでしょうけれども、それがどうも見えてこないんで、何回も同じ質問をしてあれなんですけれども。 私自身が案を持っているわけじゃないんであれなんですけれども。ある程度の時間はかかる

というのはわかりますが、ぜひ有効な具体策、町民の皆さんに見える有効な具体策、改善の 結果も見える具体策ということでお願いをしたいと思います。

全員協議会で質問をして、また再度ということになるかもしれませんけれども、今回の改革プランの中で、将来世代にツケを残しちゃいけないと、マイナス遺産を残しちゃいけないと、今一般会計で先ほどの104億円、それから特別会計で約50億円のいわゆる借金があるわけなんですけれども、それを将来に向けて、やっぱり少しでも減らして負担を取り除かなくちゃいけないということで、今回の計画的な財政運営の中で、年度別目標の中に将来負担比率の数字を試算したものが入っておりますけれども、これで、日にちがたっていないので同じ答えかもしれませんが、25年度が将来負担比率が93.2、それから26年度が飛んで、27年度が47、28年度が54.1、29年度が27.4と、非常に具体的な数字が出ておりますけれども、後で気がついたんですけれども、27年、28年、29年の試算が出ていて、なぜ26年度が出ていないのかなというふうに思ったんですけれども、その辺どうですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) すみません、私も詳細な資料がちょっと今手元に見つからないのであれなんですけれども、26年度の比較が出ていないということでございますけれども、ご案内のように今決算中ということもございますので、改めて正確な数字が出たらお示しをするということになろうかと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 8番、茂木恒二議員。
- ○8番(茂木恒二君) それから、財政健全化基準の2大指標、将来負担比率、それから実質 公債費比率、ここに将来負担比率については試算したものが29年度までが出ています。実質 公債費比率の試算したものはあるんでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** このいわゆる財政健全化につきましては、9月議会の中でそれ を取りまとめたものを議員の皆様にもお知らせしているところでございます。

具体的に言いますと、今、その作業の過程にあるということでご理解をしていただければ というふうに思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 8番、茂木恒二議員。
- ○8番(茂木恒二君) ですから、今公債費がどのぐらいだよということで、大きな指標になると思いますけれども、いわゆる丁寧な説明ということになれば2大指標をしっかり出して、町民の皆さんに説明するのが筋かなというふうに私は思うんですけれども、その辺どうでし

ようか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 当然、財政健全化につきましては、これからもずっとそういった大切さというのは基本に置いて、財政運営をしていかなくちゃならないということは命題であるというふうに感じております。ですから、そういったものも当然お知らせすべきときはお知らせをしなくちゃならないというようなことはあります。今までの財政を公表している中でそういったものがあるとすれば、当然それは継続していきたいというふうに思っております。
- ○議長(橋爪英夫君) それでは、休憩をとります。

再開は午後1時からということにいたします。

(午後 零時01分)

○議長(橋爪英夫君) 会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

- 〇議長(橋爪英夫君) 8番、茂木恒二議員。
- **○8番(茂木恒二君)** 午前中の質問に続きまして、地方債の件に関して1点質問をいたします。

午前中の質問の中で、起債と償還、起債を抑えて償還を多くするということで、減らすにはどうしたらいいかと、それが1つの大きなポイントだと思っているんですけれども、起債の中で行財政改革推進プランの中で見ると、27年度、28年度、29年度の3年度につき、年度別取り組み内容というのが書いてありますけれども、27年度を見ると過疎対策事業債等の有利な制度、それから28年度が合併特例債等財政措置の有利な地方債を活用するという2つのあれが挙げられておりますけれども、過疎債と合併特例債、合併特例債については合併後10年、ですから平成18年から28年度までというのが5年間延びて33年度までになったという経緯がありますけれども、ある地方財政の学者から話を聞くと、有利な起債はある面でい

うと、表現が適切かどうかわかりませんけれども、麻薬のようなもんだと。要するに、自己 負担が少なくて済むから起債もしやすいと。じゃ、有利な起債と不利な起債があれば、どう 考えたって不利な起債はしないわけですから、有利な起債をすると。特に、有利な起債とい うのは、過去の例を見ると、例えば箱物をつくるときに安くできると、有利な起債をすれば。 ただ、その後の管理運営費が莫大になっていって重みに耐え切れなくて箱物が失敗しちゃっ たという例が結構多いようなんですよね。ですから、安くできるから起債をするという考え 方があって、例えば合併特例債を見ても33年度ですから、こういう有利な起債ができなくな ったときには、そのとき制度がどういうふうに変わるかわかりませんけれども、不利な起債 をせざるを得ないという局面も想像できるわけですよね。

ですから、そういう面で当町は幸いかどうかわかりませんけれども、過疎債と合併特例債を起債できるという町なんで、そういう面で心配されるのは、起債と償還の話で午前中ありましたけれども、起債するのが有利な起債なんで、いわゆる財政規律というか、起債するほうの側が、その辺が何と言ったらいいんでしょうか、規律面でどうしても甘くなるんではないかというふうに危惧されるわけなんですけれども、その辺は非常に難しいところで、そんなことはありませんよと言われればそれまでの話なんですけれども、起債が全然減らないということで考えると、有利な起債というのは、ある面でいうと、そこのところを十分認識しないとそこから抜け出せないというおそれもあるんじゃないかなと私なりに考えたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

○企画課長(佐藤喜知雄君) 有利な起債と言われましても、起債には変わりないわけでございます。後年度負担の中で、どれだけ交付税の基準財政需要額に充当されるのか、そういったところでどうしてもやらなければならない事業というものが町民サービスを遂行する上で必要な場合も出てきます。そういった場合については、そういった有利な起債というか、補助金を最初に使って、後については有利な起債をなるべくそこに回していくような感じで、なるべく後世には負担を残さないようにしていく、そういったことが基本だというふうに思っております。

そのようなことで、常に有利な起債でありましても、それは借金ということになりますので、できるだけ財政計画の中で、健全な中で運営をしていきたいと思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 8番、茂木恒二議員。
- **〇8番(茂木恒二君)** その合併特例債で思い出すのは、新庁舎建設問題で、当初は平成28年

度までという中で、それまでに新庁舎をやらなくちゃいけないという非常に期限が限られた中で計画を進めているといったのが5年延びたためにそこが一気に緊張感が薄れて、薄れてと言い方はあれですけれども、延びたと。要するに、その起債の条件というか、それによって大分、町が行政運営する中でも影響を受けるんだなというふうに私は感じたわけなんですけれども、ぜひ、何度も言いますけれども、起債と償還の関係の中で有利な起債というのをどういうふうに位置づけるのか、その辺をよく勘案しながら運営をしていただきたいというふうに思います。もしコメントがあれば。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

〇企画課長(佐藤喜知雄君) 財政を運営する上におきましては、そういったことも踏まえて やっていきたいというふうに思っております。

また、この町は平成18年3月に合併しました。そして、それ以降、交付税につきましても合併算定替という、これがいわゆる合併効果と言われているものでございます。それぞれの2つの自治体が合併しなかったと仮定して交付税が今来ているところです。それが27年度までそういったことで、来ます。28年度からは10%少なくなって段階的に少なくなっていく。そういったことが28年度からは想定されますので、そういったことも踏まえた財政運営が必要だというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

4番、根津光儀議員。

○4番(根津光儀君) 企画課長にお尋ねいたします。

先日の議員全員協議会で、私どもに示されました東吾妻町行政改革推進プラン実施計画の26年度策定版の一番最初の1ページの話ですが、この中で年度目標ということで将来負担比率を47.0%というふうに置いておりますけれども、これが、要するにどういったことでこういうふうになるのかということが、先日の全員協議会の中ではなかなか私も聞き取れなかったので、きょうここでご質問をして教えていただきたいんですが、と申しますのも、平成24年度確定で言えば99.6%の将来負担比率、25年度確定が93.2%であるのに、なぜ一気にここで47.0%まで引き下げることができるのか、ちょっと教えてください。

〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。

○企画課長(佐藤喜知雄君) これにつきましては、基本となるのが今現在既に発行されている起債を最初に押えていく必要があるというふうに思うんです。

それを押えた上に当然これから償還する部分ですとか、そういったもののお金といいます

か、返済金というのが当然そこにプラスされてくるわけでございます、基本的には。それで、 過疎債ですとか12年の償還で済むものもあります。

ですから、そういったものが年次の中では減っていくという部分もあります。また、具体的には26年度、ことしの3月をもって榛名吾妻荘の起債が1億円ちょっとの部分が終了していく、そういったものがあります。あとは債務負担行為も減ってくという部分も考えられます。そういったものの推計を現状と照らし合わせて出したものが47で、そういった数字になってくると思います。

またこれは今後より精査していかなくちゃならないというふうに思うんですね。皆さんが何で今まで93%あったのが47%に減るんだという、そういったこともあったりしますので、これはより一層今後の中で精査を深めていきたいというふうに思っております。

一応案ということで出させていただいたということなものですから、よろしくお願いしたいというふうに思います。

- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうすると、いただいたこっちのほうの総括表の中に書いてある公債費、これが10億円ですか、雑駁に。10億円ですよね、この資料です。の公債費10億円ですけれども、これが27年度には4億7,000万円ぐらいになってくる、そういうような感覚なんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 将来負担比率につきましては計算方式がございますので、その中で出していくものでございます。

ですから、一概に起債の残高がそのパーセントで減るということではないのではないかというようなことを思っております。

- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうしますと、例えば実質公債費比率のほうでいけば、24年度が 13.9%、25年度決算が13.3%ですよね。26年度の決算があって27年度ということになりま すと、これはどのくらいの目標に置いているんでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 実質公債費比率は3年間の平均ということになります。単年度でも当然出せますけども、3年間の比率が13.3%ということになりました。多分26年度決算をしてみてなんですけども、多分ことしよりは向上はされるんじゃないか。そういったこ

とでは考えております。改善されるんではないかということで考えております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- **〇4番(根津光儀君)** そうすれば、27年度が決算されるときにはどのぐらいになるというふ うにもくろんでいますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 27年度の決算ということで、ちょっと先行く話になりますけれども、当然3年間平均ということですから、改善される過程にはあるというふうに思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) 後でさらにお勉強させてもらいに伺いますけれども、この27年、29年にかけてのこの行財政改革推進プランにかわるものとして、こちらのほうが出されてくるという、もう出されているわけですよね。出されているわけですけれども、この中の行財政改革推進プランの骨子というほうの4ページのところには、国の法律を受けて、まち・ひと・しごと創生法を受けまして東吾妻町総合戦略本部の設置ということが書かれていますけれども、これは今までの行財政改革推進本部がこれに名前をかえるということですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** それにつきましては、今までの行財政改革推進本部をさらに発展をさせて、地域総合戦略にも対応できるような組織を目指したものでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうすると、地域総合戦略ですか、それは行財政のことにかかわるほかのこともしていくということなんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 行財政改革については、やはり当然その中の1つの果たす役割というんですか、課題になるところかなというのも思っております。それに限らず、地域総合戦略を遂行していく上にも対応できるような組織ということで、今回ご提案を、お示しをしました総合戦略本部、それとその下にある部会ですとか分科会、そういったものを設置をしたものでございます。
- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうすると、この総合戦略本部は、あるいは総合戦略そのものは、町の総合計画がありますけれども、それをいかに実施していくかということを具体的に検討す

る、あるいは話し合う場ということなんでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 総合戦略本部を設置するのに際して、規定というものが必要になってきますから、その規定の中で一番最初に設置ということで、これはこういった目的で設置しますよというところがございます。それでございますけども、読み上げる格好になっちゃいますけども、町の行財政改革の一層の推進及びまち・ひと・しごと創生法の施行に伴う地域の実情に沿った適切な短期・中期の政策目標の設定と進行管理のために、この本部を置きますよということでございます。

当然一番の大もとというのは、総合計画になっております。その中でも、これ5年間計画ということで考えておりますので、これから策定をする予定の人口ビジョン、そういったものを踏まえて、今後の町にとっての施策ですとか、そういったものを遂行していく、そういったために必要な組織ということでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうすると、総合計画の中から行財政と、そしてまちとひととしごと についてを抜き出して検討していく、そういうふうに考えていいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** 有機的な結合の中で進めていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そういう言い方ですると、総合計画に盛られているようなこと、要するに町政全般を網羅して検討していくということでよろしいですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- 〇企画課長(佐藤喜知雄君) そういったことも十分考えられるというふうに思います。
- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- **〇4番(根津光儀君)** もう少しきちんと答えてほしいんですね。そうであるのか、そうではなくてまちとひととしごとの部分なのかということだけをお聞きします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** これにつきましては、総合計画の中にもある課題につきまして、 当然短期的、あるいは中期的な目標設定をして遂行していくものでございます。

主な事務といたしましては、行政改革の計画策定ですとか、それの実施計画に関すること、

それとまち・ひと・しごと創生法に係る計画の策定等、町中心に係ること、そういったこと を今後総合的に進めていく、そういったものでございます。

- O議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうすると、網羅的ではないというふうに受け取っていいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 網羅と言いますのは、総合計画にあるやつについて、それを全てやっていくんですかということでよろしいでしょうか。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** 当然町の基本計画というものは、総合計画でございますから、 それに沿う中である程度、今現在の実情に合わせた施策について展開していく、そういった ことになると思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) 私、この後で一般質問があるんですけれども、これ以上の、具体論でない話は町長とさせていただきますので、これまでにします。
- ○議長(橋爪英夫君) よろしいですか。

ほかに。

3番、佐藤聡一議員。

- ○3番(佐藤聡一君) まず企画課長のほうにお伺いしたいんですが、2款10項の関係のページ、34ページ、議案調査、いかせてもらっている路線バスの運行対策事業4,804万5,000円についてですが、昨年度、26年度の予算書を見ると3,855万9,000円、トータル、補助金のほうでいくと4,754万8,000円に対して3,835万2,000円、要は1,000万円近くふえているんですけれども、まずこの内容についてご説明をお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **○企画課長(佐藤喜知雄君)** この補助金の増額の理由でございますが、原因は2つございます。

1点目につきましては、今、原町・湯中子線が走ってございます。伊香保の湯中子から出てこの原町の駅前に来る路線でございますが、それにつきまして、県の補助も受けながら運営しているところでございます。それが収支率というのがございます。余り乗車賃が少ないと収支率が上がりませんので、それが20%というのがちょっと目安としてございます。これを切った場合には補助金が減るというのがあります。湯中子線につきまして、2年連続して

20%に満たなかったものですから、今バス単価というので算定してもらっているんですけど、 それが乗り合いタクシーに今なっておりますので、単価が下がっています。ですから、その 分だけ県からの収入が減っています。その分を町のほうから出しているというところで、1 つにはそういった状況があって補助金がふえているというのがあります。

それともう一つなんですけども、かなり関越さんのほうのバスが古くなっているということもありますから、新しく購入するというのがございます。それに対する補助金として県の補助金と合わせて町の補助金も一緒に出したい。それが600万円ほど計上されておりますから、それら合計で約1,000万円の増、そういった中身になっております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) 今のお話ですと、バスの補助金600万円、県と合わせて幾らになるのかわからないですけども、それは単年度ということでいいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- **〇企画課長(佐藤喜知雄君)** それは単年度ということで考えております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) そうすると、残りの400万円については、今後まだどんどんこのまま減っていくというか、急に400万円ふえたわけですか、今の湯中子線の乗り合い率が落ちたという話の中で、要は負担比率というか、町がその400万円、県からもらえないから400万円、町で入れましたよという解釈でいいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) この県からの補助金の減額につきましては、多分240万円ちょっとかなというふうに思っております。これは先ほど言いましたように、今まで湯中子・原町線につきましては、乗車率をかろうじて20%はクリアできていたんですね。そういったことで、今まで来ていたんですけども、この2年間、20%割る状態が続いてきました。これについては、乗車努力とかそういった部分だけではなかなかクリアできないということになったりしましたので、27年度以降につきましては、今までバスの単価でいただいていた補助金単価がタクシーの単価ということで下がった単価で交付されます。その分について、町が上乗せをしてバス会社のほうに補助金として払うということで負担増になっているわけでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- **○3番(佐藤聡一君)** そうすると、要はバスとしての補助金がタクシーとしての減額という

か補助金が減った分、差額が県のほうから240万円から実質タクシーになることによって400万円になったという解釈でよろしいんですか。その後の来年度以降もこの金額で推移するということですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) 補助金の単価がタクシー単価ということになったということで ございます。これもやはり2年間続かれば、それすらも受けられなくなるということになり ますから、補助金の関係については、多分受けられなくなるのかなというようなことは想定 されます。

ですから、乗車率が向上いたしまして20%を上回るようなことがあれば、改善されるということになると思いますけども、現状のままか、あるいはそれを下回るような推移でいきますと、多分補助金というものは支給はなくなってくるんではないか、そういったことは想定されるところでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) 今の話だと、補助金は来年か再来年になくなるという想定になってくるという話でよろしいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 企画課長。
- ○企画課長(佐藤喜知雄君) これにつきましては、2年間というようなことで聞いております。ですから、2年間そういった収支が続けば、その次についてはなくなると、そういった解釈かなとも思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) ここまで企画課長の調査の中で答えてもらえなかった内容がだんだん わかってきたので、改めて、今度町長のほうにお伺いします。

今回予算の中で、まず6ページのほうでスクールバス運行業務委託5年間で7億1,500万円計上していますよね、これは5年間上限ということで。先ほどの34ページ、運輸対策費、路線バスとして4,800万円、それから教育費のほうの98ページの通学バス運営費、今年度予算で1億5,200万円、トータル、要は路線バスとスクールバスで2億円近い金を今回予算計上していますよね。

先ほどの質問の中で話が出た路線バスの湯中子線の乗車率の関係を考えますと、今までは 小学生が乗った部分が多分その20%を維持できる前提だったんだろうと思うんですけども、 小学生・中学生か。今回は通学バス、スクールバス導入によって、多分のその辺の数字が一 気に落ちてくるんだろうなと。その路線の維持のほうの形もいろいろ検討の余地が至急出て くる、今の話では2年で見直しという話になればなおさらなんですが。

この間、中学校統合の委員会の中で、委員さんがこの話も出ていて、地域交通、公共交通 とスクールバスの混乗というか、そういう話が出ていて、企画課でやっていますよという返 答もあったので、企画課へ行ったら具体的な話はまだ進んでいないようで、今東吾妻地域公 共交通活性化協議会という協議会に名前を変えながら、その辺を検討しているというか、組 織はあってもまだ機能していないような状況が聞こえていました。

前にも一般質問でもさせてもらったんですけども、要は今回のスクールバス、今までは学校統合の問題でスクールバスもちょうど並行して進んでいて、ある程度着地点が見えるまではどうなるかわからないんで余り質問しなかったんですけども、改めて、この4月に東吾妻中学校、それからスクールバス運行が始まりますので、先ほどの今言った湯中子線か原町、その辺の問題がもう近々で出てくる話で今きっと見えています。

地元の坂上でもやはりいろいろな問題が今の地域交通の問題であります。その辺を踏まえれば、至急、東吾妻地域公共交通活性化協議会、これをある程度、具体化して協議を進めていく考えは町長におありですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 佐藤議員のご質問でございます。

バス関係で、スクールバス関係で2億円近くの計上がなされている中で、スクールバスに 一般町民が混乗できるかどうかというものも、今後探っていかなければならないと思います。 子供たちのところに一般町民が乗るということで、保護者が心配する面というものも生ま れてくるかと思いますけれども、そういった障害を今後、地域活性化協議会の中で十分検討 しながら、混乗できるものは進めるということが非常に経費削減にもなると思っております ので、そういう方向を詰めてこれから模索をしてまいりたいと思います。

- O議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○3番(佐藤聡一君) 5年間のバス運行業務委託費、これを一応組む段階でこの予算を認めていくとなると、この辺に今の部分を盛り込んでいただきたかったなと改めて思っています。金額が金額で運行のための業者との一定期間の保証というかな、そういう形でこれが提案されているんでしょうけれども、そういう全体の中で今の話も見えていたんなら、なおさら。地域交通のこの2億円をいかに減らしていくかという部分も、今後、町のこの2億円というのはかなり負担になってくる部分もあるので、朝夕の部分と昼間の部分の運行形態も改めて

考え直してもらいながら、その辺至急ちょっと検討をお願いしたいと思いますが、よろしく お願いします。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 先ほど申し上げましたように、混乗につきまして、これから先進地事例等もあると思います。子供たちが安心して安全に乗れるような形で混乗が実施できるような、そのような方向を詰めてまいりたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

9番、金澤敏議員。

- ○9番(金澤 敏君) 反対討論を行います。
- 〇議長(橋爪英夫君) どうぞ。

(9番 金澤 敏君 登壇)

〇9番(金澤 敏君) では、平成27年度一般会計予算案に対し反対討論を行います。

平成27年度の東吾妻町一般会計予算案を総括的かつ総合的に見ますと、これまで以上に国の下請的な編成になっているのではないでしょうか。今まさに国の施策の失敗で国民の暮らしはますます厳しくなっています。ちまたでは、アベノミクス不況との声も出てきております。消費税を8%に上げました。社会保障費の拡充をその理由として挙げたわけでありますけれども、その実、社会保障費は大幅に切り捨てられているのが現状です。

しかし、当町は本来なら町民の生活を守るべき立場なのに、社会保障費削減の流れに抗することなく追認し、町民生活に甚大な犠牲を押しつける予算となっています。このような姿勢に対しては深い憂慮をするものであります。

さて、同僚議員からも例年と変わりばえのしない予算案との発言がありましたが、私も同感であります。財政健全化に向けて、このような予算組みではどれだけの時間が必要でしょうか。このままのペースでは、いつまでたっても健全化はなし遂げられないのではないかと考えております。抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

再び申し上げますが、町民生活の防波堤にならなくてならない町が、その悪政に無批判な 予算編成には賛成できません。

よって、反対いたします。

○議長(橋爪英夫君) 賛成討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 反対討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立多数)

O議長(橋爪英夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、 13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第26、議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計 予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

〇文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る3月4日、文教厚生常任委員会に審査 を付託されました議案第2号 平成27年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案についてご 報告申し上げます。

3月6日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成27年度歳入歳出予算の総額は、事業勘定で23億2,526万5,000円でありました。

前年より1億2,838万1,000円の増額、率にして5.8%の増加であります。これは、平成24年度の国民健康保険法改正により、平成27年度から今まで30万円を超え80万円未満の高額医療費にかかわる交付金が、今年度から1円以上のレセプトに拡大、つまり、保険財政共同安定化事業の対象が全ての医療費に拡大されたためとのことです。

歳入では、国民健康保険税は4億1,690万9,000円で、前年より1,980万円の減額、率で4.5%減少しました。これは、課税所得額が2億1,000万円ほど減額になったためとのこと。 国庫支出金4億9,802万2,000円は全体の21.4%、前期高齢者交付金5億3,575万9,000円は23%、共同事業交付金4億6,122万7,000円は19.8%、前年より2億1,000万円ほど増額、率で85.7%増加。これは、レセプトの対象が先ほどの話じゃないですが、30万円から1円以上に拡大したためとのこと。繰入金1億1,312万5,000円、うち基金繰入金が1,725万2,000円でした。

歳出では、保険給付費が14億2,665万6,000円で、前年より4,850万5,000円の減額は大きなものでした。今後とも医療費は伸びておりますが、当町では安定化計画により、今年度は保険税の値上げはしないですが、平成27年度に2年ごとの見直しを行うとのことです。

当委員会では、安定化計画をもとに法定外繰り入れをなくし、予防に努め、特定健診や人間ドックの普及や国保へルスアップ事業も見込むということで、より削減に向け、さらなる努力をしてもらうことを強く要望しました。

以上、事業勘定でございます。

次に、施設勘定について報告いたします。

歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,170万3,000円であります。

歳入では、診療収入が7,369万8,000円で全体の80.4%、前年比323万6,000円減額、率に して4.2%の減少、一般会計からの繰入金は1,550万4,000円でした。

歳出では、総務費3,956万3,000円、医業費4,833万7,000円で、医薬品の購入が主なものでした。全体的に昨年より1%の減少で年々患者数の減少が見られるとのことでした。今後も、町民の健康維持と地域に密着した医療活動を進めていただき、引き続き健全な運営に努めるよう要請をいたしました。

以上、事業勘定、施設勘定の国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重審議を行った結果、原案どおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第27、議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査の結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る3月4日、文教厚生常任委員会に審査 を付託されました議案第3号 平成27年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算についてご 報告申し上げます。

3月6日開催の委員会において、本多町民課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成27年度歳入歳出予算は1億9,463万4,000円でありました。前年より59万9,000円の増額、率にして0.3%の増です。

歳入では、後期高齢者医療保険料1億2,647万8,000円、繰入金6,725万4,000円。歳出は、 総務費264万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,108万4,000円が主なものとなっておりました。

この事業は、運営主体が群馬県後期高齢者医療広域連合で、町では被保険者と広域連合との橋渡し役を担っております。

以上、後期高齢者特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、原案どおり全会一致で可決するべきものと決しましたので、本会議におかれましても、 よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第28、議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計予算 を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、

審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) それでは、去る3月4日、文教厚生常任委員会に審査を付託されました議案第4号 平成27年度東吾妻町介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

3月9日開催の委員会において、加辺保健福祉課長出席のもと審査を行いました。

まず、平成27年度歳入歳出予算は15億4,106万円でありました。前年より6,202万1,000円の増額、率にして4.2%の増加であります。

歳入では、今回65歳以上の第1号被保険者保険料については、保険料の改定を予定していて33.4%増の2億9,285万6,000円となるとのことです。

歳出の主なものでありますが、保険給付金は10億627万2,000円、前年度当初予算より5,682万円の増額であり、率で被保険者の増加2%を上回る3.9%増でした。介護サービスを利用すると、利用者は1割、または8月からの一部2割を負担し、残りを国・県・町の公費と介護保険料の折半の支払いとなります。給付費は高齢者(第1号被保険者)の自然増のため、年々増加している現状です。

以上、介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会では慎重に審査を行った結果、 原案どおり賛成多数で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろし くお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決

定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(橋爪英夫君) 2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、10番、11番、12番、 13番、14番。

起立多数。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第29、議案第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計 予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果を報告願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

〇総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、付託議案の審査結果を報告いたします。

議案第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算の審査結果を報告いたします。 去る3月5日の本会議において、その審査を総務建設常任委員会に付託されました。

議案第5号 平成27年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算につきましては、去る3月6日の委員会において、総務課長の出席をいただきその審査を行いました。

事業内容は、宅地造成事業、情報通信施設事業及び発電事業となっており、全体の予算は 歳入歳出とも8,004万2,000円で、一般会計からの繰入金は6,823万6,000円となっています。 発電事業がいよいよ具現化され動くことになりました。

事業内容を含め慎重に審査した結果、委員会としては全員一致で可決すべきものと決しま したので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し 上げます。

〇議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第30、議案第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

〇総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、議案第6号 平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算の審査結果を報告申し上げます。

去る3月5日にその審査を総務建設常任委員会に付託され、平成27年度東吾妻町下水道事業特別会計予算につきましては、3月6日の委員会において、上下水道課長の出席を求めその審査を行いました。

予算額は歳入歳出とも5億5,743万8,000円であり、一般会計からの繰入金は1億9,748万1,000円となりました。地方債の現在高はいまだに31億1,887万5,000円ともあることから、委員会の皆様からは、使用料金の改定を含めさらなる運営の健全化に向けた取り組みが必要

という意見が出ました。

事業内容を含めて慎重に調査した結果、委員会としては全員一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第31、議案第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算 を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

〇総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、議案第7号 平成27年度東吾妻町簡易水道

特別会計予算の審査報告を申し上げます。

去る3月5日にその審査を総務建設常任委員会に付託されました。

平成27年度東吾妻町簡易水道特別会計予算につきましては、3月6日の委員会において、 上下水道課長の出席を求めその審査を行いました。

予算額は歳入歳出とも6,879万1,000円となり、一般会計からの繰入金は1,194万2,000円になりました。今年度末の地方債の現在は1億7,772万6,000円となっており、委員からは、使用料金の改定も含め健全運営に向けた努力を求める意見が出されました。

事業内容を含め審査に調査した結果、当委員会としては全員一致で可決するものと決しま したので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し 上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第32、議案第8号 平成27年度東吾妻町水道事業会計予算を議

題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

〇総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、議案第8号 平成27年度東吾妻町水道事業 会計予算の審査結果を報告申し上げます。

去る3月5日の本会議においてその審査を総務建設常任委員会に付託されました。

平成27年度東吾妻町水道事業会計予算につきましては、3月6日の委員会において、上下 水道課長に出席を求め慎重に審査を行いました。

平成27年度は4,445戸、1日平均3,359立方メートルの給水を行う計画で、収益的収入支 出はともに2億1,770万6,000円となります。一方、一般会計からの補助金は昨年と同額の 2,000万円に抑えられ、健全経営を見据えた予算編成になっております。

資本的収入支出については、収入4,860万円に対し、支出が1億5,312万3,000円で、そのうち、企業債償還金が7,118万6,000円となっており、大きなウエートを占めています。平成26年度末の企業債残高9億1,546万7,000円と多額になっており、独立採算を原則とする企業会計である以上、これが大きな課題となっています。委員からは、給水収益をふやすために、料金改定についても具体的に検討を進めるとともに、それ以外にも工夫をして収入を確保することや、人件費を含めた支出の削減について努力することを求める意見がなされました。

事業内容を含め慎重に審査した結果、委員会としては全員一致で可決するものと決しましたので、本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

〇議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をとります。

2時15分まで休憩します。

(午後 2時02分)

〇議長(橋爪英夫君) 会議を再開いたします。

(午後 2時15分)

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第33、議案第9号 平成26年度東吾妻町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第34、議案第10号 平成26年度東吾妻町国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第35、議案第11号 平成26年度東吾妻町後期高齢者医療特別会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第36、議案第12号 平成26年度東吾妻町介護保険特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立 願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第37、議案第13号 平成26年度東吾妻町地域開発特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

〇議長(橋爪英夫君) 日程第38、議案第14号 平成26年度東吾妻町下水道事業特別会計補 正予算(第3号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第39、議案第15号 平成26年度東吾妻町簡易水道特別会計補正 予算(第2号)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 (発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第45号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第40、議案第45号 権利放棄について議決を求めることについて でを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第46号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第41、議案第46号 負担付きの寄付の受け入れ及び財産の無償貸し付けについてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。 13番、一場明夫議員。

○13番(一場明夫君) 総務課長に何度かお聞きしているんですけれども、ちょっと頭の回転が悪いもんですから、よく理解できないんで、ここでもう一度確認をお願いしたいと思います。

この議案書がありますけれども、幾点かまず最初に確認したいんですが、負担付き寄付と 書いてあるんですが、この負担とは何を指すか、ちょっと具体的に教えていただけますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 小水力発電施設設備一式が事業者の資金によって建設されたもの を町に寄附してもらうということが負担付き寄付に当たるのかなと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** 要するに事業者がつくったものを町に寄附していただくということ が負担付きの寄付の負担の意味だということでよろしいんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) はい、そのとおりだと思います。

その寄附されたものの運営権ですかね、が事業者にやるということになりますので、負担 という形になるんかなというふうに思っています。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) すなわちつくったものをそっくり寄附してくれればそっくり運営権を与えますよというのが負担だというふうに解釈するという説明だったんだと思いますが、そうしますと、この議案書の品名の中に小水力発電施設一式とありますけれども、この内容が具体的に書いていないんですが、何と何を指しますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 発電するために必要な施設というふうに考えています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 何でこれ聞いたかというと、多分発電するために必要な施設、建屋が多分あると思います。発電の設備が多分あるんだと思います、発電機というんですかね、一式。導水管があるんだと思います。取水の施設が要ですかね、放水の施設。これらが多分

それらにかかわってくるんだと思いますけれども、一式という中に少なくもそれが明記されている必要があるんだと思いますけれども。これがないのはちょっと不備ではないですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) この発電設備につきましては、昨年、町で行いました小水力発電の調査によって概算の形はできております。ただ、この施設をつくるための調査設計、実施設計については、この実施設計についても業者のほうがこれから行うということになりますので、細かいものについてはまだ決まっておりません。ある程度のものが決まって、それも調査をして、実施設計についてもこれから業者の資金によって行っていくというものでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) これからのことはまだ決定していなくて、これからというのはわかるんですけれども。少なくもここで議案1つ出すときに、その内容がこれとこれが要するに寄附を受け入れて貸し付けする物件だよということが書いていないのは、一式では、あくまでも漠然とし過ぎて、議案書として適切じゃないような気がしますが、いかがですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 先ほど申し上げましたが、細かいものはまだ決まっておりません。 発電するために必要な施設ということで一式というふうに記載をしております。
- ○議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私たちはこれを見て議決しなくてはならないんで、非常に困っているんですが。

また少し聞きます。

寄付の条件というのは何を指していますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 先ほど申し上げましたが、負担付きということでございますので、 運営権の譲渡になりますから、それが条件かなというふうに思っています。
- O議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) ちょっと違うんかなと思うんですが、ここの3番に寄付の条件とありますけれども、町は、箱島湧水発電事業契約約款を遵守するとあるんですね。寄付の条件だけはここに書いてあるんですね。これここには全く示されていないんで、議員は全くわかりません、多分。私は議案調査でこれをもらってきたんでわかるというか、資料は持っている。

ます。でも、この中にこれだけ膨大な量が書いてあるものに対して、それが今整理できてわからないんですよ。ちょっと説明していただけますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 契約約款になると思うんですけれども、これにつきましては、確かに大分多くのページを使って契約条項がございます。大きく言いますと、まず、事業の概要、それからこの施設の設計についての内容、工事について、建設についての内容、維持管理、運営ですね、運営についての内容、それから契約期間終了後の内容等が主な約款の中の内容になってございます。
- O議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) すみません、単純に聞いたんです。寄付の条件というのが約款を遵守するとなっているけれども、何を指しますかと聞いたんです。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 先ほど申し上げましたが、運営権の譲渡が寄附なのかなというふうに考えています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) ちょっと本題になりますけれども、寄付の条件と書いてあるんですよね、曲がりなりにも。何だかわかりませんけれども。ある意味これがついていないから。多分議案書は、これを本来つけるべきだったんだと思います。これだけ厚いもんですけれども。これがないと議員は全く多分わからないと思います。そのくらいの配慮は、やっぱり最低必要だったかなと思いますんで。これはどなたも求めなかったんで、それは構いません。でも、最低この中に、貸し付けの条件、寄付の条件だけじゃなくて、貸し付けの条件というのが入っていないと、議案書としてやっぱり不備だと思うんですけれども、そうじゃないんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 今回の議案につきましては、地方自治法の第96条第1項6号及び9号ということだと思っております。先ほどから出ています負担付き寄付につきましては9号のほうで、負担付きの寄附又は贈与を受けることということでございますので、負担付きの発電一式を受けることの議決なのかなというふうに考えています。

6号につきましては、条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若 しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくこれを譲渡し、若しくは貸し付けること ということでございますので、今回の議案の中に、無償で貸し付けるということが含まれる、 その議案ということに考えております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 今の話だと、多分表題に無償で貸し付けるということが書いてあるからいいのかなと言っているのかもしれませんけれども、少なくも寄附の条件が書いてある以上、貸し付けの条件、書いてあるのは、議案書としては絶対条件のような気がするんですけれども。これ不備じゃないですかね。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 貸し付ける条件等は約款等で細かいことは書いてございます。議 案書としてはそれでいいのかなというふうに私は考えております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 寄付の条件が約款を遵守すると書いてあるんだから、貸し付けの条件も約款を遵守すると書いていなければおかしいんじゃないかいと言っているんですけれども、違いますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 契約に伴います契約約款ということになると思います。契約書に伴いまして、当然約款を遵守して行うのが契約だというふうに考えていますので、当然それでいいのかなというふうに考えています。建設工事等についても契約書の後ろに契約約款という形で同じようなものがついている、同じようなものというのはおかしいな。約款がついているというふうに考えていますので、同じ考え方であるというふうに考えています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 建設工事の契約なら、ある意味、ふだん私たちが、時々出てくるんでわかるんですけれども、これって全国で初めてのケースだという話ですよね。それで不安なんで、しつこく聞いているんですけれども。そういうふうに考えると、基本的なものだけは、少なくも議案書に書いていないと不自然でしょうということを言っているんです。

次に行きますけれども、貸付期間と肝心な納付金というんですかね。1,200万円がと、多分この中に、こちらのほうに書いてあると思いますけれども。これもやはり基本的なものが明記していないといけないんだと思うんですけれども。問題じゃないんですかね、これ。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- **〇総務課長(角田輝明君)** 全国で初めてという話がございましたが、小水力発電については

全国で初めてというふうに考えています。

太陽光発電については若干違うんですけれども、例が一例ほどあるというふうに認識して おります。その議決内容については、今回のと同じもので行っております。

それから、納付金につきましては、約款の中で1,200万円、消費税別ということで記載されていますので、そのとおりだというふうに思っています。ただ、見込んだ水量がずっと出るという前提のもとでということにはなっておりますけれども、そういう形での1,200万円という金額でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私がふだんの工事請負の仮契約をしたという契約の議案が出るときに見ますけれども、少なくも請負額というのは書いてありますよね。工期も含めて書いてあるのかな。そうすると、今言った貸付期間とかその基本的な条件になる金額がないのが非常に不自然な議案書のような気がするんですが、違いますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 工事とかの契約につきましては、先ほどの96条の中でございますけれども、金額で町村においては5,000万円以上のものが該当するというふうになっていると思います。PFI法の中でも、議会の議決については、町が出す金額が5,000万円以上のものが議決案件ということになっております。

今回のものについては、その条項ではなく、先ほど言いましたが、6号、9号の無償貸し付けと、それから負担付き寄付の受け入れの議決でございますので、金額が入るということではないというふうに考えています。

- ○議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 説明して聞いていくと、そういうことかというのがわかるのも出てくるんですけれども、ともかくこれだけあるわけですから、基本的には全くわかりませんので、そういうふうに考えると、今回は特例でこれは、本来議決すべきだかよくわからないけれども、しておいたほうがいいということでしているというふうに多分考えているのかもわかりませんけれども。だとしたら、わかりやすい形できちっと整理して、議員がわかるように示して議決させるというのが筋だと思いますんで。これも、あれもちょっと不備かなと思いますが。貸し付けの期間、県の土地を借り受けて年間20万円賃借料ですか、払うんだと思いますけれども、それで間違いないですか。期間はそちらのほうは20年ですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。

○総務課長(角田輝明君) 群馬県とはまだ用地の契約書は結んでおりません。今協議をしているところでございます。

今回、地域開発の中でお願いしてあります賃借料約20万円というのは概算の金額でございまして、今協議している中で大体このくらいかなという金額でございます。年数につきましては、20年プラス設計、それから建設までの期間がございますので、二十数年になるかなというふうに思っております。

一応それも含めて検討を今、土地の賃借の契約の協議を行っているところでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) もう少しお願いします。

これ見せてもらっているんですけれども、仮に県と借りた契約が満了して事業が廃止されるというケースが出てきますよね、当然。その場合には、施設の解体費、要するにそれは町が負担することになりますか。簡単に言うと、県に返還する条件というのは原状復帰というような形になるんだと思いますけれども、その辺は、ここにはちょっと見当たらなかったような気がするんですが、どうなっていますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 先ほども申し上げましたが、県とは今協議中でございます。原状で返すのかどうかも含めて今協議を行っているところでございます。ただ、小水力発電を行うことについて、用地を貸すことについては了解をいただいているというところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 一番心配しているのは、多分そういうんで調整しているから、県だからうそは言わないだろうとは思うんですが、基本的なものがみんなそれぞれ全て確定していないものがここで議決を求められるような形なんですね、今回。そういうふうに考えていきますと、私は少なくも、どなたかから土地を借りて一定期間使って返すときには原状復帰してもらわなかったらそこの人は困るわけですから。施設も設備もそのまま置いていかれるなんていうことはありませんから。そうなれば、常識的に考えて、当然町がその解体も含めて、もう町の寄附でもらっていますから、するようになるんじゃないですか。その経費は事業者が最後にやめるときに負担してくれますか。町が負担するようになりますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- **〇総務課長(角田輝明君)** 発電事業でございますので、20年で発電ができなくなるかという

問題ではございません。引き続き続くんではないかというふうに私は想像しております。そ こで壊す必要があるのかどうかということになってくるんだというふうに私は思っています。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) これ途中でも含めて事業を廃止するケースが約款の中に書いてありますよね。そんなことがないと思うなんていう話にはならないんだと思いますよ。少なくも、これ期間が満了になれば、20年という期間が満了になれば、町にそれが残るというふうに解釈すべきなんでしょう。そうすると、その解体も含めた設備の撤去費用、最終的に事業をやらなくなったときは、当然、町が負うようになるんじゃないんですか。そのときに、いや、いろいろ納付金みたいなものをもらってきたけれども、最終的にいろいろ解体してみたら、町は最終的に持ち出しだったなんていうことにはならないんだと思いますけれども。そのところもきちっと考えておいて判断をしなくてはならないんで、そこだけ明確に答えていただけますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 約款の中には、事業者の責任においたものについては事業者の負担、町の責任において中止になる場合については、町の負担というふうな契約になっているというふうに私は思っています。最後に20年後に終わりにするときについては、一応、発電ができる施設に整備をして町に引き渡すという契約に今のところなっております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 発電できる施設に整備してというのは、だけれども、もう一定の年限がたったものを、発電ができる状態のものをということですよね。新しく、新規にしてくれるという話じゃないでしょう。そうすると、耐用年数的なものが多分あるんだと思いますけれども。私が言っているのは、その事業が打ち切りになった後の町としてそれの負担がふえるのかどうかを確認したいということです。負担が町がふえるのに決まっていますよね。向こうと契約を打ち切れば、向こうは撤退するんですから。それ以外に考えられないと思いますけれども。それ以外の方法がありますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 総務課長。
- ○総務課長(角田輝明君) 発電施設になりますと、耐用年数が当然来たものもございますけれども、それを修理等して引き続き発電を行っていくというのが今のところの水力発電等は多いかなというふうに考えています。

20年経過した後については、またそこで、一応返してもらって、そこでまた契約が次の契

約にいくのかどうかというものだというふうに私は考えています。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 総務課長が今そう考えていたとしても、20年後は、あなたは総務課長をもちろんしていませんよね。多分、町長も今の町長ではないような気がします。そういう意味で、今の時点でそれを結ぶことが適切かどうかの判断を求められたときに、少なくも、私も相当これ見ましたけれども、皆さん、もしこれを見ていないとするとなかなか大変だと思いますので。

それと、この議案書だと幾つか、やはり私は不備があるような気がしますんで、もうちょっと内容がしっかり固まったもので提案してもらうということが必要なのかなと感じていますけれども。最終的な私の意見としてはそういうふうに感じていますけれども、町長、あれですかね。今、総務課長がいろいろ答えていただきましたけれども、総務課長が言ったとおりですと言うのかもしれませんが、本当にこのままで町長が責任を持って契約を締結してやって問題ないというふうにお考えですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、総務課のほうで十分に調査検討をしながら作成 したものでございますので、そういう意味でこれで進めたいと思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私も町長が本当に責任を持って契約を締結するというんであれば、 これに賛成させてもらうつもりでいるんですけれども、そういうふうに理解しておいてよろ しいですか、町長。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** そのとおりでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。 自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎請願書・陳情書の委員会審査報告

○議長(橋爪英夫君) 日程第42、請願書・陳情書の委員会審査報告を行います。

請願1号 十二ヶ原第二畜産団地の排水について(請願)を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査の結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、総務建設常任委員会に付託されました請願 審査報告を申し上げます。

平成27年第1回定例会、3月4日、本会議で総務建設常任委員会へその審査を付託されました請願1号 十二ヶ原第二畜産団地の排水についてであります。

東吾妻町大字植栗702番の16、植栗区長、吉野一様、紹介議員、樹下啓示氏であります。

3月6日の総務建設常任委員会が開催され、説明員として植栗区長、吉野一様ほか2名の 出席をいただきました。

請願の審査を皆様のお手元に配付していますので、ご確認ください。

十二ヶ原第二畜産団地の排水については、平成23年12月12日の所管事務調査で現地調査を行いました。また、昨年26年11月8日、太田地区において議会報告会が開かれた後、総務建設常任委員7名と当時の区長ほか4名で再度要請を受けた経過があります。また、その後、産業課長を含め現地を調査いたしました。

総務建設常任委員会といたしましては、全員一致で採択するものと決しましたので、本会 議におかれましては、取り計らいをよろしくお願い申し上げます。 ○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

請願2号 町道の除雪対策についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査の結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、総務建設常任委員会付託請願書審査報告を 申し上げます。

平成27年第1回定例会、3月4日、本会議で総務建設常任委員会へその審査を付託されました請願2号 町道の除雪対応についてであります。

東吾妻町大字植栗702の16、植栗区長、吉野一様、紹介議員、樹下啓示氏であります。

3月6日の総務建設常任委員会が開催され、説明員として、植栗区長、吉野一様ほか2名の出席をいただき、区としては、昨年の豪雪を踏まえ、ことしの除雪対応をどのように考えておられるか。昨年同様の対応を期待しておるとのことでありました。

請願書の趣旨は、皆さんのお手元にお配りをしておりますので、ご確認ください。

また、詳細な説明を受けた後、当委員会においては、全員一致で採択するものと決しまし

たので、本会議におかれましてもよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

請願3号 請願書を議題といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 請願3号の審査結果を報告いたします。

去る3月5日、文教厚生常任委員会に付託されました請願3号 請願書については、3月6日の委員会において審査を行いました。請願書の提出者である加部浩さんが体調不良のため出席がかなわず、紹介議員の金澤敏議員より請願内容についての説明を受けた後、審議した結果、当委員会においては不採択すべきものと決定しました。

本会議においても同様の理解を承りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

13番、一場明夫議員。

- ○13番(一場明夫君) ちょっと確認させていただきたいんですが、この請願書はここに趣旨が書いてありますが、給食センターの設計の提案プロポーザルに当たって、審査員がある意味、話し合って業者を決定したというような証言が確認されたから、それに対して町に調査を求めたけれども、してもらえなかったんで、調査権を持つ議会にそれをしてくれという趣旨の請願書だと思うんですが、どんな意見が多く出されたというか、委員の皆さんの意見で、これが不採択になったんでしょうか。
- ○議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 各委員さんに発言を求めまして、いろんな意見が出ました。その中で、基本的には委員さんの理解を得られなかったと、委員長としてはそういうふうに理解しています。私としてはそういうことです。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) だから、不採択になった、いろいろ意見が出ていた。その意見を教 えていただけますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 私のちょっと手元にあれがないんですが、記憶とすれば、まだ裁判中、係争中という意見も多々ありましたし、この審査権の証拠の問題等々、いろんなはっきりしない部分もありますし、そういうことを踏まえますと、委員さんの中では不採択という意見が多かったと私は理解しています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) わかります。ただ、裁判していると云々というのは別ですよと。やはり行政においてこういう疑惑があるんだから、それをただしてくださいよということが多分この内容の趣旨からは読み取れるんだと思いますけれども。その裁判がやっているがゆえにというのが理由になるとは思えませんが。それが理由になった可能性もあるんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 何か原告の方は控訴されたような話も聞こえますし、 今、進行中という、裁判がですね、ということも考えたんだろうと思います、委員さんは。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) これで終わりにしますけれども、純粋に物事を考えたときに、こちらで裁判があるから云々というのとは別に、議会という組織である以上は、請願が出て、そ

れに対して、求められたものに対して、基本的には基本条例もありますけれども、真摯に応対するという考え方が必要なんだと思います。でも、委員さんはいろいろさっき言った裁判やっているからも含めて、そういうものが判断材料になったんだと思いますけれども。そういうふうに考えると、議会とすれば、やはりきちっと調査をして、そういうものがなかったという確認をしてあげるというのも一つの考え方だと思いますけれども、そういう意見というのは全く出されませんでしたか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 3番、佐藤聡一議員。
- ○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 紹介議員の金澤議員のほうからそういう話は出たとは 思いますが、これは委員さんみんなの相互の判断としての結果として不採択ということで理 解をお願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君) ほかに。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

O議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

〇議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案についてお諮りいたします。 請願3号 請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(橋爪英夫君) 9番、12番、13番、起立少数。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

ここで休憩をとります。

3時15分まで。

(午後 3時04分)

○議長(橋爪英夫君) 会議を再開いたします。

(午後 3時15分)

○議長(橋爪英夫君) 請願4号 年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書を議題 といたします。

本件については、去る3月5日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 請願4号の審査結果を報告いたします。

去る3月5日、文教厚生常任委員会に付託された請願4号 年金引下げの流れを止めることを国に求める請願書については、3月6日の委員会において審査を行いました。

請願書の提出者である全日本年金者組合群馬県本部執行委員長、女屋定俊さんから請願内容についての説明を受けた後、審査した結果、当委員会においては採択すべきものと決定しました。

本会議においても同様の理解を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。 (起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

陳情1号 消防水利施設の設置等の義務についてを議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、本会議で総務建設常任委員会へ付託をされました審査結果を報告いたします。

陳情1号 消防水利施設の設置等の義務についてであります。

東吾妻町大字植栗702の16、植栗区長、吉野一様ほか2名であります。

3月6日の総務建設常任委員会が開催され、説明員として区長吉野一様、ほか2名に参加をいただきました。当委員会で議論がなされ、防火用水に対して一般質問、また議会報告会等で意見が出されております。消防組織法第3章、地方公共団体の機関、第6条、市町村は、地域における消防を十分に果たすべき責任を有するということで、当委員会としては、全員一致で採択と決しました。

本会議におかれましても、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決 定することに賛成の方は起立願います。 (起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

陳情2号 町道長寿園線の改良工事に関する陳情書を議題といたします。

本件については、去る3月5日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、 審査結果の報告を願います。

総務建設常任委員長、6番、山田信行議員。

(総務建設常任委員長 山田信行君 登壇)

○総務建設常任委員長(山田信行君) それでは、総務建設常任委員会に付託されました陳情の審査結果をご報告申し上げます。

平成27年第1回定例会、3月4日、本会議で総務建設常任委員会へその審査を付託されました陳情2号 町道長寿園線の改良工事に関する陳情であります。

東吾妻町大字本宿3272番、関谷区長、橋爪輝次さんであります。

また、3月6日の総務建設常任委員会が開催され、現地調査に赴き、また、お忙しい中、 建設課長にも同行いただきました。

現地にて、説明員として関谷区長、橋爪輝次様ほか8名の出席をいただき、詳細な説明を 受けた後、当庁に戻り、審査を継続し、議論がなされました。

結果、総務建設常任委員会としては全員一致で採択と決しましたので、本会議におかれま しても取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおりこれを決

定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第43、発委第1号 意見書の提出について(年金引き下げの流れ を止めることを国に求める意見書)を議題といたします。

提出者は、趣旨説明を願います。

文教厚生常任委員長、3番、佐藤聡一議員。

(文教厚生常任委員長 佐藤聡一君 登壇)

- ○文教厚生常任委員長(佐藤聡一君) 発委第1号の意見書の提出について説明申し上げます。 先ほど採択いただきました請願3号の議決に基づき、お手元に配付してありますとおり、 年金引下げの流れを止めることを国に求める意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大 臣、厚生労働大臣宛てに提出したいと思いますので、ご議決くださいますようお願い申し上 げます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 説明は終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第44、発委第2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長、11番、須崎幸一議員。

(議会運営委員長 須崎幸一君 登壇)

○議会運営委員長(須崎幸一君) 発委第2号 東吾妻町議会基本条例の一部を改正する条例 について趣旨説明をいたします。

東吾妻町議会基本条例の一部であります第7条第4号を次のように改めるものでございます。

(4)地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第20条の3第1項に定める地方公共団体実行計画に関することでございます。

理由といたしましては、現在名称が「地球温暖化防止計画に関すること」となっておりま す。実態に即した名称に変更するものでございます。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご賛成くださいますようお願いを申 し上げます。

○議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(橋爪英夫君) 日程第45、発委第3号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長、11番、須崎幸一議員。

(議会運営委員長 須崎幸一君 登壇)

○議会運営委員長(須崎幸一君) 発委第3号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明をいたします。

常任委員会の所管に関する事項として、東吾妻町課設置条例の改正に伴い、常任委員会の所管事項を変更するものです。

第2条第1号アで、総務建設常任委員会の所管事項を総務課、企画課、地域政策課、税務 課、農林課、建設課、上下水道課及び会計課の所管に関する事項に改めるものです。

次に、委員会への出席説明の要求に関する事項として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の代表が教育長となることから、委員会への出席要求対象者を変更するものです。

第90条中、「教育委員会の委員長」とあるものを「教育委員会の教育長」に改めるものです。

議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご賛成くださいますようお願い申し 上げます。

〇議長(橋爪英夫君) 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。議員各位の積極的な発言を求めます。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(橋爪英夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

〇議長(橋爪英夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎閉会中の継続審査(調査)事件について

○議長(橋爪英夫君) 日程第46、閉会中の継続審査(調査)事件についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについて報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 文教厚生常任委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 議会運営委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) ハッ場ダム対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 行財政改革推進特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 議会広報対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 中学校統合等対策特別委員会。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査(調査)事件について、お手元に配付のように 各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査(調査)事件として 決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査(調査)事件が決定いたしました。

◎延会について

○議長(橋爪英夫君) お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長(橋爪英夫君) したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。 なお、次の本会議は3月17日午前10時から開きますからご出席をお願いいたします。 本日はこれをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

平成27年3月17日(火曜日)

(第 4 号)

平成27年東吾妻町議会第1回定例会

議 事 日 程(第4号)

平成27年3月17日(火)午前10時開議

第 1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	橋	爪	英	夫	君		2番	重	野	能	之	君
3番	佐	藤	聡	_	君		4番	根	津	光	儀	君
5番	樹	下	啓	示	君		6番	Щ	田	信	行	君
7番	水	出	英	治	君		8番	茂	木	恒	$\vec{-}$	君
9番	金	澤		敏	君	1	0番	青	柳	はる	るみ	君
11番	須	崎	幸	_	君	1	2番	浦	野	政	衛	君
13番	_	場	明	夫	君	1	4番	菅	谷	光	重	君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	中	澤	恒	喜	君	副	町	長	渡	辺	三	司	君
教 育	長	小	林	靖	能	君	総	務課	長	角	田	輝	明	君
企 画 課	長	佐	藤	喜知	雄	君	保健	福祉	課長	加	辺	光	_	君
町民課	長	本	多	利	信	君	税務 兼会	会計 計管	課長 理者	松	井	秀	之	君
産業課	長	荒	木	博	之	君	建	設 課	長	加	辺		茂	君
上下水道課	.長	土	屋	利	夫	君	事	業課	! 長	轟			馨	君
教 育 課	長	丸	Ш	和	政	君								

職務のため出席した者

議会事務局長 田 中 康 夫 議会事務局 水 出 悟

◎開議の宣告

○議長(橋爪英夫君) おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(橋爪英夫君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い、会議を進めてまいります。

◎町政一般質問

〇議長(橋爪英夫君) 日程第1、町政一般質問を行います。

◇ 根 津 光 儀 君

O議長(橋爪英夫君) 4番議員、根津光儀議員。

(4番 根津光儀君 登壇)

○4番(根津光儀君) 議長の許可を得ましたので、中澤恒喜町長に質問いたします。

平成20年に第1次総合計画がつくられ、中澤町政1期目の25年に後期基本計画がつくられました。この総合計画は、平成29年度までを期間としていて、中澤町長の任期と重なります。後期基本計画は、その実現のための手法として、地域の皆さんの声を反映させ、ともに手を携えて、よりよい町政を目指すとして、第1章において「住民が主役のみんなで創るまち」を高らかにうたっています。

平成27年第1回定例会議員全員協議会において、執行部から示された東吾妻町総合戦略本

部設置規程案は、まち・ひと・しごと創生法を受けてつくられたものと考えますが、その中に、町の皆さんの声を反映させる手法が取り入れられているとは読めません。町長が本部長として役場幹部で運用する内容となっています。

「住民が誇りを持って暮らすまち」を基本理念として行政運営をしていくためには、地域の皆さんの声をどうやって反映させるかが大切な一歩です。町総合計画を実現していくための議論はどうあるべきかについて、話を進めていく取っかかりとして、まず次の5つの質問にお答えください。

- 1、中長期的計画を実現させるためには、現在の単年度予算主義は障害となっていませんか。
- 2、閉校となる中学校の利活用について、町民の要望やアイデアを聞く場所を設ける考えはありますか。
 - 3、総合計画実現のための建設的な議論の場をどのように確保していきますか。
- 4、後期総合計画に盛り込まれているまちづくり条例の制定に向けて、議論の場を設ける 考えはありますか。
- 5、「住民が誇りを持って暮らすまち」の実現に向けて、町長はどのように行動していく お考えでしょうか。

以上お伺いして、自席に戻らせていただきます。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

〇町長(中澤恒喜君) おはようございます。

それでは、根津議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の中長期的計画を実現させるためには、現在の単年度予算主義は障害となっていないかでありますが、単年度予算は、1会計年度の予算がその年度内に執行し、完結することを建前とした予算であり、予算の会計年度独立の原則に基づいたものでございます。

ただし、この原則の例外といたしまして、ある目的のために2カ年度以上にわたり支出すべき経費の総額及び年度割合について、あらかじめ一括した予算として、議会の議決を受ける継続費予算も認められております。

総合計画や、平成27年度に策定する地方版総合戦略についても、複数年契約になっておりますが、国の地方財政計画も単年度で編成されておりますので、予算の執行において単年度 予算主義に対する障害はございません。 なお、ご承知のとおり、工事等で複数年度の契約が生じる場合は、翌年度以降の契約期間 及び限度額について、債務負担行為を設定しております。

2点目の閉校となる中学校の利活用についてですが、現在は中学校としての教育財産と位置づけられておりますが、中学校統合後は、教育財産として使用するものを除き、普通財産として活用する予定であります。

なお、東中学校につきましては、民間の企業への貸し付けを予定し、業者と協議を行って おります。坂上中学校におきましては、改築工事を行い、坂上小学校としての利用をする予 定でございます。

他の2校につきましては、現在のところ具体的な利活用について方向性は出ておりませんが、公共施設として利用する方向や、地域で活用したいというお話もございますので、関係者と協議し、検討してまいりたいと考えております。

しかし、長期間、空き校舎として放置することは、管理上、また防犯上も好ましいことではありませんので、他の公共財産を含めて、普通財産検討委員会で検討するとともに、パブリックコメント等により、町民の皆様のご意見をお伺いし、利活用方法を検討してまいりたいと考えております。

3点目、4点目、5点目についてでございますが、ご承知のとおり、総合計画の町づくりの基本目標として、「住民と行政の協働(住民が主役のみんなで創るまち)」を掲げ、その実現に向けた取り組みを進めているところでございます。

また、その主要施策として「住民参加、住民と行政の協働の推進」を掲げて、まちづくり 条例の制定に向けた検討、住民参加による行財政審議会の設置の検討がございますが、その 構築を含め、住民参加型町づくりにおける合意形成の手法の検討に必要な政策評価システム の試行や、各種計画策定時に、より多くの町民が参加できるようパブリックコメントの試行 など、この間に取り組んでまいりました。

この施行の実績を踏まえたワークショップ手法の導入など、今後必要な指示を行っていき ながら、町民や各種団体等が町の施策の立案に参画できるような議論の場づくりに努めてま いりたいと考えております。

なお、地域振興や地域活性化、商工観光、町営観光施設を所掌する地域政策課の本年4月 1日設置をお認めいただいたところでございます。新設する課につきまして、現在その体制 準備を進めておりますが、今後は地域政策課にも必要な指示を行い、議会や区長さんなどご 意見を伺いながら、住民と行政の協働や連携を一層強力に推進するために行動してまいりた いと考えております。

しかしながら、住民と行政の活動や連携を推進するためには、町内各地区における話し合いや共同活動、地域行事を通じた交流と連帯感の強まりなどが、まずは重要なことと感じております。そのことにより、町内各地区からのさまざまな意見やアイデアなどが集約され、その内容が町政へ要望されることによって、地域や町民の皆様と行政が対話を深めることで、それがさまざまな施策へつながっていく、このことが「住民が誇りを持って暮らすまち」という言葉につながっていくものであると確信をしておりますので、さらに活力ある東吾妻町づくりのために、引き続きのご指導とご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) 丁寧なお答えありがとうございますと言うべきか、あれなのですけれども、質問した項目には町長、答えていただけたんですけれども、では、どういうふうにやるのかというのが見えてきていませんので、お話を続けさせていただきたいんですけれども。まず1番の単年度主義です。予算的には、そういう仕組みになっているのでしょうが、予算が計上される以前に、検討に取りかかるというところで、広範な議論、あるいは専門的な話し合いというものがまずされていかないと、なかなか大きい事業であるとか、そういったものについては理解が得られにくいのではないかと思います。

特に、では、この間の私の任期中、この4年間にあったことで言えば、中学校の統合の議論ですけれども、恐らく町長、教育長、そして町の役場の幹部の皆さんは、統合についての話し合いはもう検討委員会で済んでいるというお考えだったのだと思いますけれども、実際には、各地域によって非常に考えに差があったということですよね。それについて、反省してみれば、もう一度町の人たちに広く声をかけてみるということが大切だったのではないかなと思うんですけれども、その辺については、今の現時点で町長はどんなふうにお考えですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 中学校統合に関しての事前の協議等でございましょうけれども、その点につきましては、統合問題審議会なども通じて、各地域の代表、それからPTAの代表の方、先生方等のお集まりをいただきまして、さらに協議を進めてきて、決定をしたというふうに考えております。

しかし、中学校の統合という問題は非常に大きな問題でございますので、特に地域の間で、

今お話があったような意識の差がかなりあったという結果だと思います。そういうものを踏まえて、こういうふうな大きな問題につきましては、各地域の代表ということでなくて、またさらに突っ込んだ形で各地域でのご意見等も吸い上げながら、お聞きしながら、そういう重要なものには取り組んでいく必要があるなというふうに感じております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そして、今、町長が表明されている一番大きなことといいますと、庁舎の移転のことですけれども、これについても、各地区、何といってもこの東吾妻町は旧5町村の合併町村ですから、昭和の合併、平成の合併を経た地域性もかなり違う、地域性があると、各地区によって考えの違いもあると思います。そういったことについて、思いを寄せて、皆さんにお諮りするというようなことをこれからやっていくお考えでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 非常に老朽化した役場庁舎の移転の問題でございますし、新築なり改築なりして移転をするということでございますけれども、これにつきましては、特に東吾妻町、5地域が合併してできた町でございまして、そういった広い範囲の中で、どこに役場を置くかということは非常に重要な問題でございます。各地域から来やすいところに設置するのが一番いいのでございますけれども、そういう条件をそろえたところを探して、新たに設置をしていくということが必要だと思います。

それにつきましては、役場内でも十分に協議も行って、それからまた候補地につきまして も調査を行いながら、そしてまた各地域の皆様のご要望、ご意見等も把握しながら、この点 につきまして、将来の東吾妻町に向けて、非常に大きな問題でございますので、取り組んで まいりたいと思います。

- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) ぜひ慎重かつ、時間も大切ですから、迅速に話し合いを進めていって いただきたいと思います。

次の、中学校が統合した4月以降の普通財産になる建物、それから校庭などについてですけれども、既に決まっているというものについては、もうお決めになったんですから、それでいいのかもしれませんが、現在検討中というようなものについては、ぜひ皆さんの意見を聞く場所をきちんと設けてほしいと思います。

町長のお話の中に、パブリックコメントという話が出てきておりますが、実は町は、なる ほど、パブリックコメントを募ってはいるんです。ですけれども、ここにはパブリックコメ ントに答えてくれる人はいなかったと書いてあるんです。それが実情です。余りいい手法だ とはどうも考えられない。こちらから、役場のほうから出向いていく、皆さんに、そういう 姿勢が大切なのではないかなと思います。

特に太田中跡地、岩島中跡地については、非常にいい場所でありますし、活用の方法によってはすばらしい事業ができるかもしれない。そういったところへ、ぜひ町長みずから出向いて、地域の人と話をしてほしいと思います。

特に大切なのは、あの人が言ってきたから、それを検討したではなくて、こちらから出向いて、公に皆さんの意見を聞かせてもらうということが私は大切だと思うんです。そういった手法をこれから取り入れていくという考えはありますか。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 中学校跡地に対してのご質問でございますけれども、毎年町政に関する懇談会を行っています。その場で庁舎に対するお話も出ているところでございます。特に中学校等の学校は、その地域の一番よいところ、一等地になるかと思います。ですから、跡地も非常にそういうものを踏まえて、よい使い方をしていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

太田中、それから岩島中学校につきましては、これから、今、協議検討していくということでございます。広く多くの町民の皆様のご意見等もお聞きしながら、進めてまいりたいと思っております。

特に町内には、県の施設、あるいは広域圏の施設等もございます。そういうものも老朽化しておるようなものでございます。また、新たに企業が入るというふうな話も、いい話でございますので、そういう広範な中で、この地域に、跡地に合ったよいものを選んで、皆さんのご意見もいただきながら選んで、いい使い方をしてまいりたいと思っております。

○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。

〇4番(根津光儀君) ぜひ、地域の皆さん、町の皆さんの声を聞いていただきたいと思います。

総合計画実現のための建設的な議論の場を、ではどういうふうにつくっていくのかということですけれども、総合計画は非常に網羅的なものです。読んでみると、何から何まで行き届いて、いろいろ検討がそのときにされたんだなと思います。これを実現するための方法として、やはり今、校舎のことで町長がおっしゃったように、公の場所をつくる、そして話し合いをするということが非常に大切だと思います。

町長は、恐らく公に聞く場所というと、町政懇談会のことをまず、ご自分が主催者ですから、考えておられると思いますけれども、その参加状況については、どういうふうにお考えでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 町政懇談会、毎年行っておりますけれども、期待したほどの町民の方がいらっしゃることがなかったというふうに思っております。

いずれにしても、開催方法を、あるいは周知方法等に問題もあるかもしれません。そうい うものをよく検証して、多くの皆様に今後はご参加いただけるようなことにしてまいりたい と思います。

- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) 同じことを私たち議会も議会報告会という形でやっておりますが、町 政懇談会が57人の参加者だったそうです。議会報告会は49人だったということです。いろ いろ議会もやり方、広報の仕方を考えていかないと、このことは長続きしないのかなという のは私自身の反省ですけれども、総合計画と、それから今度、国から指示をされてきた、ま ち・ひと・しごと創生法にかかわる総合戦略本部を設置しなさいという、このことについて、 きのうも予算の中で話がありましたけれども、この総合戦略本部というのは、総合計画につ いて役場の中で話し合っていく機関なのか、それとも行政改革に特化してやっていく機関な のか、教えてください。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 国が示しております地方創生に基づいて計画を立てていくということでございます。特に、今までは地方から大都市に優秀な人材が輩出をされておりまして、一極集中、特に関東では東京一極集中というものが行われ、それによって地域は疲弊をしておるということでございます。今後は、そういうものを、人の流れを逆に、大都市から地方へ人を持ってくるような、そういう流れを変えていかなければならないと思います。そして、また地域では、若者を地域に定住していただき、そしてまた地域で子供たちを産み育てていく、そういうことにしっかりと取り組んでいかなければならないということでございます。そのようなところで、今回の地方創生に関しては、実施可能なアクションプランを立てていかなければならないというふうに思っております。そういうことでございますので、特に役場内各所の執行部の知恵も絞って、また議会の皆様の知恵もいただいて、また地域の皆様のいろいろなご意見もいただきまして、それを実施可能な、本当によい計画にしてまいりた

いと思います。ですから、総合計画なり行政改革プランなり、そういうものを重要な部分も ピックアップして、そしてアクションプランとしてこれを立てていきたいというふうに思っ ております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そうすると、いわゆる行財政改革の範疇を超えて、町の行政全体について総合戦略を立てて実行していくんだと、そういうことでよろしいですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** はい、そういうことでございます。
- O議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) そういうことであるならばということですけれども、どういうふうに この町をつくっていくのかというのがなかなか、この総合計画は網羅的なので、読み取りに くいというのが私の実感です。

例えば、福祉充実の町をつくっていくのですよという町づくりなのか、上信道開通を見据えて産業振興を図っていくのだという町づくりなのか、こういう町にしたらいいよねということを書き込むのかということで、まちづくり条例というものが必要になってくるのではないかと思うんですけれども、町長はこのまちづくり条例について、どういうお考えでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) まちづくり条例でございますけれども、これにつきましては、今までもこれについて検討を進めているところでございます。これからも、このまちづくり条例、さらに協議検討を進めまして、策定に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。
- ○議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- **〇4番(根津光儀君)** まちづくり条例をつくっていく考えが十分あるというふうに受け取ってよろしいんですね。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** はい、このまちづくり条例につきましては、将来の課題として今まで も取り組んでおるところでございますので、そのように考えております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) この東吾妻町第1次総合計画後期基本計画の計画の年度が25年度から 29年度、まさに町長の2期目の任期とぴったり重なるわけで、その中にまちづくり条例の制

定に向けて検討していきますということを町長はご自分でここへ書き入れているわけだと思 うんです。そうすると、この任期の間にこの条例を私たち議会のほうへ提出なさるというふ うに受け取ってよろしいんですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** それにつきましては、極力そのような方向でいます。先ほど申し上げましたように、将来に向けた課題でございますので、取り組んでまいります。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) しっかりした決意が伺えたというふうに私は思っています。期待したいと思います。

それで、そのまちづくり条例をつくるに当たって、そもそもこんなばっとした書き方で基本計画の中には書いてありますけれども、どういう町をつくるのかというハードのことを言うのも一つかもしれませんが、私は基本的に、このまちづくり条例というのは、住民と役場が一緒になっていい町をつくるための話し合いをする場をつくるのが、それが条例の基本になっていないといけないと思うんですが、その辺は町長はどんなふうにお考えですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今までのお話の中で、全て町民の皆様と、そのご意見等もお伺いしながら進めるのが基本でございますので、当然これにつきましても、そういうことでございます。まちづくり条例につきましても、そういう方向でいきたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- **〇4番(根津光儀君)** そうすると、まちづくり基本条例とは、住民と行政が話し合って、と もにこの総合計画を実行していく条例だというふうに受け取ってよろしいですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) いずれにいたしましても、町民の皆様が参加して、そして町民と町の 役場が協働してよい町をつくっていくというものでございますので、このまちづくり条例、 しっかりと取り組んで東吾妻町を、そして住みやすい、町民の皆様が参加できる、そういう 町づくりを進めてまいりたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) 条例をつくっていくのに当たって、その条例の中身は話し合いの場を つくることが条例の目的であるということですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。

- **〇町長(中澤恒喜君)** いろいろな方法がございます。いずれにしましても、町民の皆様のご 意見等も取り入れながら進めるのが根本であるというふうに思います。
- O議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) ぜひ条例の中に話し合いの場を持つのだということを盛り込んでいっていただきたいと思います。重要な政策の執行や公共施設の建設などについては、広聴の機会を設けておかないと、単発な意見、それから個人の要望が上がってきて、それをただ吸い上げていくと、後になって、その決定を覆そうとする動きというのが出てくる、それが私の4年間のこの議会活動の中で感じたことです。ぜひその辺を町長も酌んでいただきたいと思います。

それから、やはり一番私が期待するのは、そういった話し合いの場をつくるとき、それから総合戦略本部を運用するときに、一番大切なのは町長のリーダーシップだと思います。私たちは、この4月で選挙に臨まなくてはなりません。再びここに戻ってくることができるのかどうか非常に問題もあるわけですけれども、町長はまだ任期は十分ございます。ぜひこの話し合いの場をつくるのだということを実現していっていただきたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 根津議員からは、さまざまな面からご意見をいただきました。この4年間の活動を踏まえた上でのご意見かと思っておりますので、十分に受けとめていきたいと思います。

ともかく、またこの議会でお会いすることを期待しております。 以上でございます。

- O議長(橋爪英夫君) 4番、根津光儀議員。
- ○4番(根津光儀君) ぜひ帰ってきたいと思いますけれども。

私たち、少なくとも私も議員の任務を放棄するというつもりはありませんし、チェック機関の一員として広く深く調査して、そして十分な審議の上に、信念に従って採決に臨むということです。町の皆さんと話し合って、執行部が上げてきた条例、あるいは予算に対して、議会は時には破壊的な行動をとることもあるかもしれません。それは、そういう判断だというふうにお互いを認識して、今後ともやっていけたら嬉しいなと思います。

- ○議長(橋爪英夫君) コメントはいいですか。
- 〇4番(根津光儀君) はい。

以上です。

◇ 須 崎 幸 一 君

○議長(橋爪英夫君) 続いて、11番議員、須崎幸一議員。

(11番 須崎幸一君 登壇)

○11番(須崎幸一君) ただいま橋爪議長より許可をいただきましたので、一般質問通告書に基づき質問をいたします。

平成18年3月27日に旧東村と旧吾妻町が町村合併をして、東吾妻町が誕生をいたしました。早いもので10年目を迎えようとしております。この10年目の節目に改めて町政の検証を行い、両町村民にとって、この町村合併は本当によかったのかどうかを判断する目安になること、またこれからの町づくりの指針につながることを願うとともに、町政に対する町長の姿勢をただしたいと思っております。

そこで、次の点について質問をいたします。

過去9年間を振り返り、合併効果として特に行財政面からどのような健全化が図られたのでしょうか。合併による財政面での優遇処置について、具体的に事例を挙げて、その効果について示していただきたいと思います。

次に、合併によりどのような変化が地域であったと考えますでしょうか。

また、旧東村と旧吾妻町の一体感の醸成については、どのように町長は感じておられるで しょうか。

そして、地域審議会の懇談会等を含めて、その活動内容とどのような役割を果たしたと考えますでしょうか。また今後、それにかわる組織を立ち上げる考えはありますか。

過去の合併特例債事業で大きなものは何でしょうか。また、これから予定している事業に ついても何かを伺いたいと思います。

合併調整項目の中で、特に大きな課題として現在残っているものがあるとすれば、それは 何でしょうか。

行政運営面で支所・出張所の取り扱いについて、今後どのようにしていく考えでしょうか。 行政区の区割りの見直しを今後検討する考えはあるでしょうか。

合併10周年を記念した事業を平成28年度に実施する計画はありますか。

最後に、今後町政の大きな課題は何でしょうか。そして、その課題解決に向けての取り組 みについてお伺いをいたします。

以上のことについて質問をいたします。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、須崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の町村合併に伴う財政健全化の効果についてですが、町村合併に伴う財政健全化の 効果につきましては、2億1,000万円の合併補助金と限度額61億円の合併特例債を活用した 事業が挙げられます。

合併補助金については、平成18年度より戸籍の電子化から統合中学校校歌作成まで、数々の事業に充当いたしました。合併特例債事業では、起債により発生した元利償還金の70%相当額を後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入することにより、実質公債費比率の改善に寄与したものと思われます。また、それぞれの資金を利用する中で、一般財源からの財政調整基金積み立ても図られ、将来負担比率も改善しております。

2点目の合併によりどのような変化が地域であったと考えるかですが、東吾妻町の総人口は合併時には1万6,847人であったことから、この10年で約1,673人減少、ネガティブな現実として認めざるを得ません。高齢化の進展により地域のさまざまな活動に支障を来していることも深刻な変化であると考えております。

しかしながら、ポジティブな変化として、合併前の住民アンケート調査結果で「合併により期待すること」の第1番目であった「町村長、議員、職員等の削減により経費の節減、行財政運営の効率化が図られる」ことは、この間、集中的に取り組み、その効果が目に見えてきているところでございます。

3点目の旧東村と旧吾妻町の一体感の醸成についてですが、両町村の合併による効果の一つとして整理された、教育環境の整備と教育文化水準の向上も踏まえ、取り組みを進めてきた中学校統合がいよいよ実現することとなりました。このことによって、町の未来を担う子供たちが、さらに東吾妻町を一体的な町として捉え、その機運や雰囲気を高めていくことができ、この町の将来につながっていくものと強く感じているところでございます。

4点目の地域審議会等にかわる組織を立ち上げる考えはあるかでございますが、平成17年 3月に東村及び吾妻町で定めた市町村の合併の特例に関する法律の規定による廃置分合に伴 う地域審議会の設置等に関する協議書が、平成18年3月27日から平成28年3月31日までの 期間として、現在まで施行中となっております。

平成27年度予算において計画している内容として、新町建設計画の期間延長に伴う変更に関し、地域審議会に諮問するため、その再組織と審議をお願いしたいと予定しておりますので、その際の審議内容も十分に尊重し、他の合併市町村の動向も踏まえて検討したいと考えておりますが、新たに組織を立ち上げる場合、関係する例規の整備も必要になると認識をしております。その検討過程については、施設利用者や町民の皆さんはもとより、議会に対しても情報をお示しするよう必要な指示を行いたいと考えております。

5点目の主な合併特例債事業ですが、平成19年度から始まった原町小学校校舎、プール、 体育館の建設事業へ総額10億3,240万円を充当いたしました。

平成20年に行った坂上小学校プールには5,550万円。平成25年度、平成26年度と2カ年にわたって実施をいたしました給食センター建築事業、統合中学校施設整備事業には、それぞれ4億7,710万円、3億950万円が充当されました。

これから予定されている事業は何かとの質問でございますが、役場庁舎や保育所の建設が予定されております。

6点目の合併調整項目の中で特に重要な課題ですが、合併当時、両町村間の事務事業の調整事項は約1,300に及び、個々の事務ごとに当時の両町村の各部署担当者がすり合わせを行いながら、合併協議会に諮り、内容を決定してきたものでございますが、時間的ないとまや合意形成を含め、さらに検討が必要であった内容が、未調整事項として合併後に残ったことは、議員もご承知のことと思います。

これらの内容は、町村合併後の進行管理とあわせ、各担当課で引き続き検討を行いながら、 既に結論や方針決定をした内容は多数ございますが、積み残し部分について、非常に大きな 未調整事項は行政区に関することではないかと思っております。

この内容は、行政区単位、すなわち運営規模、役員組織等の調整として、東村の行政区を 吾妻町に合わせるよう、その当時再編し、以後も組織的に機能するような連絡調整を行政サイドで行ってきましたが、町村合併10年が経過するにおいても、いまだ調整完結に至っておらず、行政区単位について、事務的な再編の困難さと、それぞれの地区ごとに形成された歴史や経過があり、難しい問題であると感じておりますが、引き続き行政区長さん方のご意見などをお聞きしながら、検討していきたいと思っております。

7点目の支所・出張所についてですが、町民の一番身近な行政機関ですので、合併後10年 が経過する中、行政サービスの公平性も重要と認識しております。新年度には、機構改革と それに伴います人事異動も予定しており、同レベルの行政サービスが実施できるよう、所管 事務の整理や人的配置も考慮し、地域に密着した、よりきめの細かい行政サービスを行って いきたいと考えております。

特に、原町地区では、中央公民館が地区の公民館としての機能を持っていなかったため、 区長会の協議を行う機会がなく、区長会長代表も慣例により務めていただいているような現 状がありました。今後は、他地区と同様に、中央公民館にも原町地区における地域の拠点と なるような機能を持たせたいと考えております。

8点目の行政区の区割りの見直しを今後検討する考えがあるかですが、現在の区割りについては、各地区に今までの歴史がありますので、再編するのは大変難しいと考えております。 ただ、現在の人口減少や少子高齢化により、班等の機能が低下しているところもありますので、今後検討する必要があると考えております。

9点目の合併10周年を記念した事業を平成28年度に実施する計画はあるのかですが、現 在検討しておるところでございます。

10点目の今後大きな町政の課題、取り組みについてですが、短期的には、役場本庁舎の建設促進についてですが、非常に大きな課題でございます。長年懸案の老朽化した本庁舎のあり方検討とあわせて、早急に調査に入り、議会、町民の皆様におつなぎをしていくことになるかと思っております。

また、中長期的には、平成26年度補正予算でもお願いをしたところですが、国のまち・ひと・しごと創生法に関連し、本庁の人口動向を分析、中長期的な将来展望を示す人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生に関する町の目標や、施策の基本的な方向性を提示する地方版総合戦略を平成27年度中に策定し、新町建設計画や総合計画など既存の計画等もすり合わせを行いながら、本庁の定住促進のための施策を充実していくことかと思います。

なお、町村合併前の住民アンケート調査結果で、「合併により心配すること」の上位であった「中心部だけがよくなって、周辺部はさびれないか」や「行政サービスが低下したり、住民の負担が重くなるのではないか」など、住民が合併に対して感じていた不安を解消するための対策は講じられたかなども、あわせて検証していく必要があると感じているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- **〇11番(須崎幸一君)** 最初に質問をいたしました合併効果についてでございますけれども、

実質公債費比率や将来負担比率の改善に効果があったというふうな説明をいただきましたけれども、具体的な数字を上げていただかなかったので、ちょっと残念かなと思うんですが、私なりに調査をこの質問を対してさせていただいたんですが、まず実質公債費比率は、当初、平成18年度においては20.8%、これが平成25年度では13.3%というふうに大幅に改善をされています。

また、将来負担比率についても、平成19年度は181.5という中で、平成25年度においては 93.2%ということで、これも大幅な改善ということで、町長が言われた効果があったとい うふうな部分でいいますと、数字的にはそんな形かなというふうに思っています。

また、基金残高につきましても、平成18年には15億円だったものが、現在では、平成27年1月現在ですけれども、43億円ぐらいあるということでございます。非常に基金残高についても、多く残してきたというふうな形だというふうに思っております。

年度当初の予算規模については、平成18年度については95億円だったんですが、現在平成27年度、新年度予算85億円というふうな形で、10億円ほど圧縮をしているというふうな状況でありますけれども、最初の新町建設計画の資料の中を見ますと、平成25年度には76億円ぐらいが一つの、当初9年前ですか、たった中では数字が出ております。そういったことを考えますと、さらなる予算規模については今後見直しをすべきではないかなというふうに思っております。

地方債発行残高、平成18年度には168億円ほどございましたけれども、現在は平成26年度末148億円と20億円ほど圧縮をしております。こういったことを考えますと、町は合併特例債、また辺地債、それから過疎債、臨時財政対策債等、本当に町にとって有利な起債発行に努めていることは、大変私とすれば評価できるのではないかなというふうに思っております。そういったことから、私はこの合併によって、両町村の財政的な効果は十分にあったというふうに現在判断をするわけでございますけれども、1点だけ申し上げるとするならば、地方債発行についてでございます。これについては、今後慎重に検討する余地があるのではないかなというふうに思います。さらなる財政改革に取り組んでもらいたいというふうに思っておりますが、その辺について、町長いかがでしょうか。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 須崎議員には、実質公債費比率から始まって、地方債残高のお話まで 詳細に調査をいただき、出していただきましてありがとうございます。こういうことで努力 の結果が出ておるところでございますけれども、今後もさらにこの努力を続けて、財政健全 化に向けていきたいと、努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長(橋爪英夫君) 質問の途中ではありますが、ここで休憩をとります。 この時計で11時10分まで休憩いたします。

(午前11時01分)

〇議長(橋爪英夫君) 会議を再開いたします。

(午前11時10分)

〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。

- ○11番(須崎幸一君) 次に、合併によりどのような変化が地域であったと考えますかという回答に、人口減少と高齢化がありますけれども、特に私が感じておるのは、坂上地区の高齢化率はとても高いわけです。その定住促進に向けての施策が私は早急に必要かなというふうに思うんですが、町長としてのお考えをお聞きしたいです。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 非常に人口減少という状況、全国の中山間地域で進行しているところでございます。特に東吾妻町におきましても、今おっしゃいましたように坂上地区の高齢化率は高いということでございます。

今後は、地域の観光なり、それと観光と農業を結びつけた形で地域を活性化するなり、また今後、大柏木の八ッ場ダムに関する大柏木トンネル開通後の交通量の多さ、増加を見込んで、その対応する施設なりを創出して、活性化を図ってまいるなどのことが考えられるというふうに思っております。

また、地方創生の中で、大都会で暮らしにくい生活をしている皆様を豊かな自然の中でゆっくりと生活をしていただけるよう、空き家をお勧めして移住をしていただくというふうなことも今後は考えてまいりたいというふうに思っております。

いずれにしましても、各地域の特性等も十分考慮した上で、その地域の活性化、創生に向けて取り組んでまいりたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) 坂上地区には、地元でやはり非常に危惧を抱いている部分があって、 地域活性化委員会等も立ち上げて一生懸命住民の方も知恵を絞っておると聞いております。 どうか行政としてできることもあると思いますので、お手伝いをしていただいて、ぜひ活性 化に向けて、定住促進に向けて努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、旧町村の一体感の醸成についてでございますけれども、これは町全体のふるさと祭などでの行事で参加の交流が図られた反面、地域での行事が今までより少なくなって、その地域の中の社会交流が薄くなった部分も感じられるところでございます。

合併調整項目の中で特に大きな課題として残っているものがあるとすれば、それは何でしょうかというご回答に、行政区に関することということで、行政区の区割りの見直しを今後検討する考えはありますかの質問にも、それぞれの地区に歴史的な背景があり、難しいけれども、行政区長の意見を聞きながら検討していきたいとのことでございましたけれども、過去においても、恐らく行政区の運営規模、役員の組織等について検討をされたと思います。端的に申し上げれば、ほとんどの行政区の区長さんが毎年変わりますので、相談しづらい部分があるのではないかなというふうに私は思っておるんですけれども、役員等が変わることで問題が先送りされてしまう、いわゆる前例踏襲主義になってしまうのではないかなというふうに思っております。

あえて問題を提起しても、なかなか住民の皆さんが理解を示して改善されないのではないかなというふうに私は思っておるんですが、やはり見直しを促進できるような行政側のしっかりした考え方を住民の皆さんに提示をして、理解を得る努力を継続して続けていかない限り、問題解決には至らないのではないかなというふうに思っております。

かなり行政区において、人数的に多いところと小さいところは、面積は広いんだけれども 人数的には少ないというふうなところはあるわけでございます。ぜひ平準化を図って、行政 区の役員の皆さんの負担軽減が必要だと思います。どうか町長におかれましては、スピード 感を持って進めていっていただきたいと思いますけれども、この点についてはいかがでしょ うか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 行政区に関しまして、各地区でいろいろな工夫もしておる状況は見ております。例えば、行政区長さん1年限りということでなくて、副区長さんをやって、その後、監査役になるとか、同じ人が3年間継続していて、その

の時々で役員をお互いにアドバイスしながら、その行政区の仕事を進めるというふうなこと をやっているところもあるようでございます。そういうものも、ご検討を各地区でいただけ ればというふうに思っております。

町といたしましても、そういうことでございますので、極力その地域に合ったアドバイス、 それからご支援等も行いながら、行政区の皆さん、スムーズにこの地域のことが進んでいく ように支援をしてまいりたいと思っています。

- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) 単純な質問で大変恐縮なんですが、区長さんとか班長さんの任命権 というのは町長にあるように思うんですが、違いますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、町長が委嘱をするということでございまして、 それ以前に各地区で区長さんを互選していただくというふうな経過があって、委嘱するもの でございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) 任命権という言葉を使いましたけれども、委嘱をしてお願いするということで、報酬も払ってやっていただくということは、行政のお手伝いをしていただくと、町長が執行権をもっていろいろな行政を執行する上でのお手伝いをするのが区長さんであり、また班長さんかなというふうに私は認識しておるんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 区長さん、行政の一端を、一番地域に身近な立場として行政に関する お仕事をしていただいておるところでございます。今後も、よく地域の事情等も、役場職員 も把握しながら、そして区長さんをサポートしながら、円滑な行政の推進を図ってまいりた いと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) ぜひ、その区によってそれぞれの状況は違いますけれども、負担の割合が多いところと少ないところがあるのは非常に大変なんだなというふうに思ったものですから、申し上げたんですけれども、なるべく公平感を持った形で委嘱をしていただいて、行政のお手伝いをしてもらうような形で、理解を求めるような形でお願いをしたいというふうに思っております。

それから、合併10周年を記念した事業を平成28年度に実施する計画はありますかの質問

に、検討しますというふうなご回答をいただきました。具体的に今、町長が考えている記念 事業、例えば講師を招き記念講演などを開催するとか、そういった具体的な部分で構想的な 概要でございますけれども、持っていらっしゃるんでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ご質問の点につきましても、今後の検討内容ということでございます。 つい先日も、26年度の生涯学習大会で、レスリングの強化コーチの先生のお話もいただいた ところでございます。今後もそういう前例等も見ながら、10周年に合ったものがあれば実施 をしてまいりたいと思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) とりあえず具体的なものは今のところないというふうに判断いたしますけれども、これから検討をして実施の方向で進めるということであれば、ぜひ10周年記念事業実行委員会を立ち上げていただいて、委員を住民の皆さんから募って、住民参加のもと、この記念事業を実施することを提案いたしますけれども、町長いかがでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** ご意見の点につきましても、今後の検討課題ということで受けとめさせていただきます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) もう少し町長、自分の指導力を発揮していただいて、色を出していただければ非常にいいかなと思うんですけれども、私は無理なことを言っているわけではないので、やはり住民参加の記念事業という部分に対しては必要かなというふうに思いますので、ぜひ検討ではなくて、提案を受け入れますというふうなはっきりしたお答えをいただきたいなと思います。

記念事業についても、この町をアピールする非常によい機会であるというふうに捉えておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

そして、次に、今後の大きな町政の課題は何か、またその課題解決の取り組みについての質問に対して、短期的には老朽化した本庁舎のあり方を検討し、建設促進を図りたいと、また中長期的には、国が策定を求めている地方版総合戦略の策定を平成27年度中に行う必要があるとの回答でございましたけれども、国が求めている人口減少の対策、定住促進を図るための5カ年の計画の策定について、基本的な部分でどのように町長は進めていく考えでおるんでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 地方版総合戦略、前のご質問の中でも出てまいりましたけれども、昨年突然出ました増田レポートによりまして、非常に我が国は衝撃を受けたのでございます。そういうものを踏まえて、安倍政権、地方創生というものを打ち出したところでございます。先ほども申し上げましたように、今までは地方から大都市へ優秀な若者を輩出してきて、人口もだんだんと減少してきたということでございます。そういった人の流れを今後は大都市から地方へ流れてくるようにしなければならないと思っておるところでございます。そのためには、その地域での若者の雇用の場を創生して、そしてまた、その地域でパートナーを見つけて結婚をして、そして子供を産んで育てていく、そういう状況をしっかりとつくっていかなければならないということでございます。そういう方向でございます。

また、先ほども述べたように、大都市の方が東吾妻町に移住できるような、そういう状況 もつくっていくということが必要でございます。空き家も出ております。そういうものも有 効に活用しての方向だというふうに考えております。

また、若者が最近はなかなか頑張って結婚をしないという状況がふえておるということでございますので、お互いに、今流に言えば婚活だと思いますけれども、そういうものも取り混ぜて、この東吾妻町、これから創生に向けてさらに活性化するように、今後、この地方版総合戦略を大いにしっかりとつくって、またこれを活用して、東吾妻町のさらなる創生を図ってまいりたいと思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 11番、須崎幸一議員。
- ○11番(須崎幸一君) 人口減少問題、非常に重要課題であり、今、定住促進についても、 町長の考えをいただきましたけれども、この地方版総合戦略、産学官を合わせて、それぞれ の立場で町の存続をかけて、全力で検討していただき、すばらしい計画を27年度中に作成し ていただきたいと思っております。そうでなければ、地域の創生は図れないというふうに思 います。

最後になりますけれども、町長のリーダーとしての行政手腕に期待するところが大変大で ございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○議長(橋爪英夫君) 以上で、須崎幸一議員の質問を終わります。

◇ 一 場 明 夫 君

○議長(橋爪英夫君) 続いて、13番議員、一場明夫議員。

(13番 一場明夫君 登壇)

〇13番(一場明夫君) それでは、一般質問をさせていただきます。

現職の議員は5月に任期を迎えることになることから、今回が任期中最後の一般質問の機会となりますので、私なりに疑問を感じている最近の町行政のあり方について、単刀直入に町長のお考え方をお聞きしたいと思います。

町行政の責任者として、そのかじ取りをしていかなくてはならない町長の考え方やリーダーシップが、適正な行政執行や職員の職務に取り組む姿勢に非常に大きな影響を与えることになることは、私が言うまでもありません。

そこで今回は、通告書に要旨を具体的に記載しましたが、町長として、行政の執行責任や 行政の適性運営をするために職員の能力とやる気をどう引き出していこうと考えているのか について、それぞれお聞きしますので、ダイレクトにお答えいただきたいと思います。

最初に、町長の行政執行責任についてお聞きします。

現在、町は不適正な行政執行が問われ、2件について住民訴訟に発展するという異常な状態になっており、現在それぞれ高等裁判所に控訴されています。そこで、まずその件を含めた行政執行責任等2点についてお聞きしますので、町長としてのお考えを具体的に示してください。

1点目は、奨励金交付取り消し事件及び公金支出差し止め等住民訴訟事件について、それ ぞれ高等裁判所に控訴がなされ、近いうちに判決が下ることになると思いますが、常識的に 考えると、最終的に出された結果に対して責任を問われた場合、その全責任は被告であり、 決裁をした町長が当然負うことになり、それにかかわった職員が責任を問われるようなこと はないと思いますが、それで間違いないでしょうか。

2点目は、吾妻高等学校の統合に関して町に陳情があり、町長が示していた考えはもとより、陳情者の趣旨や議会で趣旨採択された趣旨と相違した内容の要望書を、担当課長が専決により町長名で県教育委員会に提出したことになっていることが、情報公開で求めた資料で確認されました。

そこで、一般質問を効率的にするために、事前に公開質問状を提出し、細部にわたる事実 関係の確認を求めましたが、町長は期限内に回答せず、期限後に再度回答を求めましたが、 無視が続けられています。

一方、情報公開制度により公開された資料を見る限り、町の意思を示す要望書を町長の決裁を受けずに課長専決で出したことは、明らかに越権行為になるものと思われ、それが事実なら当然懲戒の対象になるものと思われますが、町長としてみずからの管理責任も含めて、この件についてどう対処するお考えでしょうか。

次に、女性や若手職員の能力活用についてお聞きします。

人件費が予算額の4分の1近くを占める現状の中では、私は町行政において、その人的資源が果たして有効に活用されているのかどうかについて、常に不安を感じてきました。近年、町職員は大学を卒業した職員が多く採用され、情熱と意欲を持って職務に専念しているものと思いますが、合併当時3名程度いた女性の課長は現在おらず、若手中堅職員の能力が型にはまった行政システムの中で有効に生かされていないように感じられます。また本人の希望も把握する中で、大学等で専門知識を習得した職員の適材適所の人事配置により、能力主義の登用が本当になされ、活躍の場が与えられているのでしょうか。現在のように行政の対応が多種多様化する中で、女性としての視点や若手中堅職員の感性等が、これから新しい町づくりをしていく上で大きな力になることは明らかです。

そこで、次の項目について町長のお考えをお聞かせください。

1点目は、間もなく合併後10年を迎え、いよいよ地域創生元年となり、新たに機構改革がなされるこの機会に、女性や若手職員の積極的な登用を図ることはもとより、町長の特命により町の将来を託すリバイバルプラン、いわゆる再生計画等を策定させるなど、その能力が有効に活用できるような画期的な体制をつくる考えはありませんか。

2点目は、職員の再任用に関する条例に基づき、今後数年間は10名前後の職員が再任用されるものと思われます。そんな中、職員が適材適所で活躍できるような無駄がなく効果が期待できる勤務体制をつくらないと、制度が生かされないばかりか、職員定数や新採用計画への影響、さらには女性や若手職員の職務に対する情熱がそがれることになってしまうことも危惧されます。今後、町長として、女性や若手中堅職員の能力を活用することはもとより、再任用制度をいかにミックスさせて有効に運用していこうとしているのか、その考えをお聞かせください。

以上、申し上げた点につきまして、具体的かつ適切にお答えくださるようお願いします。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、一場議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の行政の執行責任についてですが、議員ご指摘のとおり、現在2件の住民訴訟を行っておりますが、これにつきましては、判決が確定した場合には、地方自治法の規定により手続を進めてまいりたいと考えております。

次に、吾妻高等学校統合についてですが、吾妻高等学校、それと中之条高等学校の統合についてですが、文書が適正に処理されていないというご指摘をいただき、職員には誤解を生まないように適切な処理を行う指示並びに注意をいたした次第でございます。

ご質問いただいている要望書につきましては、昨年12月25日に私と総務課長の両名で群 馬県教育委員会に伺い、公印を押したものを私が提出いたしました。

要望書の本来の決裁区分は、ご指摘のとおり町長でございますが、副町長が作成し、私が 内容を確認した上で起案をさせたものでございます。その過程があっての課長専決であり、 この件につきましては越権行為であるということは考えておりませんし、懲戒対象とも思っ ておりません。ご指摘のとおり、私が何も知らない状況下で行われていたというのであれば、 越権行為ということになろうかと思いますが、年末でもあり急いでつくらせたために起きた 事務的な事故でございます。要望書を軽んじているわけではございませんし、冒頭申し上げ ましたとおり、職員には適正な処理を行うよう指示と注意をいたしましたので、ご理解をお 願いいたします。

また、提出をいたしました要望書に趣旨の相違があるというふうなことでございますけれども、統合においてキャンパス方式を採用することで、現在の吾妻高校施設を生かすことが趣旨の根幹であると捉えております。陳情書は陳情書として受理をし、趣旨を踏まえて要望書を提出させていただいております。趣旨に相違があるというふうには思っておりません。

2点目の女性や若手職員の能力活用についてですが、町では、人材育成基本方針を平成24年8月に制定いたしました。その中で、人材の育成、能力開発を目的に、客観的で公平、公正、そして透明性の高い人事制度の構築に取り組んでいきますとしておるところでございます。

人事評価制度の平成27年度計画につきましては、本格導入に向けて試行を予定しており、 平成28年4月から人事評価制度の本格実施をする予定でございます。人事評価は、組織の業績を上げるための手段であり、人材育成を目的としており、人事評価制度導入後は、人事評価制度の活用等による適材適所の人事配置など、人材の育成活用を図ることにより、職員の能力開発の支援と職員の意欲を引き出していきたいと考えております。なお、地域振興施策 の中で、興味のある、やりがいある職員を募集し、アイデア等を考えていく全庁的なワーキンググループも既に立ち上げております。

次に、再任用制度につきましてですが、現在、再任用制度は定年退職者の年金が支給されるまでの間、雇用と年金の接続として行っております。再任用職員の任用においては、本人の申し出により職務経験等を考慮し、任用の決定を行い、職務に従事していきます。このようなことから、定年退職者による再任用制度を制度として確立しつつ、人事評価制度の活用等による人事配置など、人材の育成活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 先に、最後に質問した、これからの若手職員とかの活用のほうを確認しておきますが、大分積極的にやっていただけるという話で今進めているんだと思いますので、要は、ここにたまたま再任用される方がいるのかよくわかりませんけれども、かなりの人数になってくるということになりますので、そういうふうに考えてくると、先ほど言ったいろいろな人事、また職員の採用計画にも影響が出るような話になります。

多分、現在もまだ臨時職員というのが多くいらっしゃるんだと思いますけれども、当然長く臨時職員の方というのは、そういうものによって整理されているような形になるんだと思いますが、そういうことを踏まえてやっていくということの考え方で、町長いらっしゃいますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 再任用につきましては、退職に当たって希望なされる方が、年金支給までの間、今まで経験をしてきた行政経験を生かして、引き続きお仕事をしていただくということでございまして、そのような点から、再任用をしていただくことによって若手職員を指導し、またその経験を生かして、いろいろお教えをいただくということでございます。当然、そうなりますと、各役場関係の部署に再配置をされるということでございます。臨時職員につきましては、町内の学校等の施設に多くいらっしゃるわけでございますけれども、そのような点で、重複して人員的に過大になるということになれば、その点で人員調整を行っていくことは必要だというふうに思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** そうですね。最低それぐらい考えておかないと、やはり、かなり人

員が過大になってくることが当然算定されますので、ぜひそれは考えていただくと同時に、 やはり適正な人事、これをしていただくことが前提条件になると思いますので、それだけは ぜひ私も意見として申し上げておきたいと思います。

最初にちょっと戻りますが、行政の執行責任についてですけれども、地方自治法の規定によりやるんですよという町長答弁だったと思いますが、裁判に仮に負けた場合に、責任者が部下に応分の負担を負わせることを認めた判例というのがあるというふうに聞いているんです。そうなると、今回、そういうことがあり得るのかなという不安があります。少なくとも町長は自分で最終決裁をしたわけですから、そんなことはありませんよという答弁がいただけるんだと思ったんですが、そのことについて町長はどういうふうに考えていますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 話題の先取りといいますか、まだ判決が確定しているわけではございませんので、その点につきましては、私は詳細に精査をしているわけではございません。今後、判決が出た段階で、十分に考えてまいりたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 詳細な検証はしていないということなんですけれども、そんなことは多分あり得ないんだと思いますけれども、それはいいです。私が言葉尻をとらえて言うつもりはありませんので。

ただ、要するに私が聞きたいのは、行政のシステムの中で、それぞれ職員は、先ほどもちょっと言いましたけれども、責任を持っていろいろやってきて、それは町長の指示に基づいてやってきたわけですよ。それがやはり責任が問われることになったときには、決裁した俺が責任を持つということを言っていただかないと、職員って信頼関係を保てないですし、業務に対して不安がどうしても残るわけです。町長が少なくともこの場で、そういう姿勢を示すべきだと思いますけれども、いかがですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) ご指摘の点でございますけれども、この場でそういうことを改めて表明するという以前に、私どもは職員との信頼関係、既に構築をされております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** 責任を問われた場合に、町長が責任を全てとるということは、ここでは言えないということでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。

- ○町長(中澤恒喜君) そのようなことを言ったわけではございませんけれども、その辺につきましては、今後の判決等も待ちまして、当然町長としての責任というものは、私は感じて、その点につきましては、よく理解をしておるところでございますので、その段階で判断をしてまいりたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) きのうの質問のときに、最終的に寄付の受け入れと譲渡、貸し付け、 最後は私が責任をとると町長は言ったと思いますけれども、きょうもそういう発言があるの かなと思って期待していたんですけれども、これから先、やはり行政をやっていく中で、さ っき言いましたけれども、町長がリーダーシップを持ってやっていく前提条件の中には、や はりその気構えがないといけないんだと思うんです。当然、町長は責任を持ってその内容を 精査してやってきたわけですから、最終的にその言葉をやはりはっきりこういう場で示すべ きだと思いますけれども、もう一度聞きますけれども、それを示すことはできませんか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 先ほども申し上げましたように、これにつきましては、職員との信頼 関係は既に構築済みでございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) こればかりやっているわけにいきませんので、次にいきますけれども、町長が幾らそういうふうに思っていても、周りがついていかなかったら何にもなりませんので、その辺のところはやはり自分が常にそういうものを職員に意識させておかないと大変だと思いますので、ぜひそれは努力をいただきたいと思いますが、いずれにしても、その責任は町長のところに行くことははっきりしているんですよ。それはよく自覚しておいていただきたいと思いますけれども。

それで、では次に吾妻高の関係についてお聞きしたいと思いますが、これはもらった資料を見る限り専決処分になっていますけれども、適正に処理するよう対処を指示したというような話だったと思いますけれども、こんなことが専決処分でなされるなんてことが許されるんですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** その辺につきましては、ご答弁したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。

- ○13番(一場明夫君) 許されるということですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 答弁したように、当時の急いだために起きたことでございますので、 それにつきましては、職員に適正な処理を行うよう指示をしているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) そんなことはあり得ないですよ。行政システムの中で、課長の専決 規程がここにありますけれども、課長の専決規程のどこにこれが該当するんですか。教えて ください。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、先ほども申し上げましたように、一種の越権行為ということではございませんので、単純な事務的なミスということでございます。そういうことでひとつご容赦をお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 単純なミスなんていうことはあり得ないんですよ。行政システムの中で。まして町長が一緒に行って出していると言っているんでしょう。承知しているんですよね。

そうなれば、この決裁区分を、決裁のここのところに副町長と町長の判が押していなければおかしいでしょう。何でこんなことが認められるんですか。だから、行政がいいかげんになってくるんですよ。もう一度言ってください。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、いいかげんな行為ということではありません。 当然、要望書内容というものは、副町長が作成し、私も目を通して、その内容で出そうとい うことで合意をしたところでございますので、そういうものにつきましては、非常に越権行 為ということではございませんので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 言い直します。専決規程に違反していませんか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、私が要望書の指示を行って、そして提出するということになったものでございますので、違反とか、そういうものに当たるとは私は考えていません。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 町の規程って何なんですか。守らなくてはならない最低基準が書いてあるんですよ。それに違反しておいて、違反に当たりませんなんて言う町長がいるなんていうことはあり得ないと思います。本当にその考え方ですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、故意にそのような処理をしたという事案ではないわけでございまして、申し上げましたように事務的なミスであったということでございますので、そういうことでございます。今後こういうことがないように指示をしていくところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 町長の答弁は間違っています。故意にしているんですよ、これは。 課長専決と書いてあって、斜線が引いてあるじゃないですか。ちゃんと適正な答弁してくだ さい。もう一度お願いします。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 職員は故意にやっているわけではないんですよ。何回も言っているように。そういうことでございまして、要望書につきましては、私はつくらせて目を通しているものでございますので、そういう面で間違いがあるわけではございません。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 故意にしていないというのはあり得ないんですよ。課長が課長専決を承知していないなんていうこともあり得ないですし、これが許されると、これから先、全部専決規程はいいかげんなものになってしまうんですよ。だから言っているんですよ。

こればかりやっているわけにいかないので、この辺にしますけれども、本当にこのケースで町の意思を示すのに、課長専決でこれを出すような事務処理がされていたのか、ただのミスだということで済まされるのでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 大変まことに申しわけないミスでございますので、そういう疑惑を抱いたということは非常に重大でございますので、今後適正に処理し、間違いのないようにしたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** さっきの質問に答えてください。町長の管理責任はどうなるんです

か。本人に対して処分はしないと言いましたけれども、町長の管理責任を私は聞いたんですけれども。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、要望書等はしっかりと届いておりますし、今後、 こういうミスのないようにお互いにしっかりやっていきたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) これはもう、それ以上言っても無駄だと思いますけれども、お互いにミスのないようになんて話の次元ではないと思いますので、それは肝に銘じておくべきだと思います。

私があえてもう一つ聞きたいのは、陳情が出されて、それに求められた内容と、町長が出した内容に大きな違いがあるんです。町長は以前から、その人たちに対して、皆さんと同じ考えですよ、そういう考え方を示して、検討会議でも昨年の3月、同じような考え方でお願いしますという意見を述べているはずです。それが何で変わったんですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 今、変わったというふうなお話でございますけれども、以前から、同窓会の皆さん、商工会の役員の皆さん等と、この統合についてお話をしているところでございます。皆さん、基本的には統合には反対でないということでございまして、吾妻高校の跡地を生かしたキャンパス方式というもので要望していこうということで合意をして、お互いに県の教育長にお会いをしたり、また今般の要望書も提出をしておるところでございます。そのような点から、相違というものはないと考えております。
- ○議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) こちらに、両方の陳情書と、町長が出した要望書の控えがありますけれども、明らかに相違していますよね。どこが相違していますか、町長。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 基本的には、以前から県教育長等に陳情なり要望をしてきた内容と相違はしておりません。大切なのは、東吾妻町に高校生が通学する施設を残せるかどうかという点でございますので、そういう点で一致して、お互いに一致して、要望書、陳情なりを行っていくということでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私が見る限り明らかに違いますよ。町長が出した要望書は、端的に

言えば、福祉科だけを置いてくれればいいよという内容に聞こえます。こちらの人たちの要望書は、普通科と福祉科を置いてほしいという要望書ですよ。全く内容が違ってくると思いますけれども、違っていないなんていう言い方はやはりおかしいと思いますけれども。もう一度確認します。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) それにつきましては、私どもの合意した点では、福祉科とかそういうことでなくて、吾妻高校の跡地を利用してキャンパス方式をなし遂げたいという点でございます。その点について、一致をしているところでございまして、その後の細部の話になって、何か普通科とか福祉科とかという話も出ているのではないかなというふうに思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 町長、嘘をついてはいけないと思います。私は少なくとも、皆さん、要するに町長のところに要望に行った人たちからダイレクトに物事を聞いています。ちゃんと調査しています。その中で、町長がその人たちと同じ考えであるということの確認をとったから、それをサポートするために私たちは署名活動をしましょうと、それで1万5,000人の署名を集めたわけですよ。その内容は町長、一緒に9月に県に行っていますから、当然、承知していますよね。それを案内していってくれたわけでしょう。だとしたら、その内容と変わっているのはおかしくないですか。少なくともそうだと思いますよ。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) その点につきましては、署名をお願いする段階で、そういう文面が出 たのだというふうに思っております。

あくまでも、キャンパス方式、吾妻高校跡地を利用してのキャンパス方式、全国でも非常 に有効なキャンパス方式ということで考えてくれということで、私どもいつも発言している ところでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 区長会長さんたちが集めたんですよ。町長から委嘱を受けて、いろいろ行政事務を、さっき言った、やっているんだと思いますけれども、その人たちに対して要望書を出しましたよということで、その人たちは安心して、各区長さんを通じてこういうので町長が出してくれましたと、喜んで出したわけですよ。そのとき、町長のところに、ではどんな内容で出してくれたんですかと控えを求めたら、町長のほうでいただけなかったというんですけれども、本当ですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 出してもらえなかったとかという話はちょっと定かではないんですけれども。区長会長さんも、その点につきましては十分に理解をしているところでございます。 非常に町にとって、吾妻高校跡地をキャンパス方式として、キャンパスとして利用していただければ、より町にとってよいものでございますので、そういう点で一致をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 本当に陳情者たちが納得した形でいるというふうに考えていらっしゃるんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) そのご質問の点につきましては、区長さんなり、商工会役員さんの皆 さんにも、それはご理解をいただいておるというふうに思っております。

同窓会につきましても、合同庁舎で行われた検討会で、私の発言した内容というものは理解してくれていると思います。その点はやはり、先ほど申し上げたように、吾妻高校跡地を キャンパスとして利用してくれということで、私は発言をしているところでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 少なくとも私が聞いている範囲、実際にそれを確認してきた範囲で、 町長は、彼らに要するに、簡単に言えば欺いた要望書を出しているわけですよ。本当にこれ が許されることだと思いますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) その点につきましては、同窓会にしても商工会役員、区長さんにつきましても、理解をしていただいているということでございますので、欺いているというふうなことではございません。

やはり、統合には反対ではなくて、キャンパス方式として吾妻高校跡地を使ってもらいた いということで、行動をしているところでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** 陳情した内容と違っているということは、欺いていないんですか。 少なくとも、それはそういうふうに理解されますよ。

これは多分、公になったときに、1万5,000の署名をした皆さんは、町長がこういうふう

なものを求めたけれども、違う内容で出してしまったというふうに理解しますよ。誰が考えてもそうだと思います。それでもいいんですね。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましても、先ほどから申し上げましているように、公の場所でキャンパスとして吾妻高校跡地を使っていただきたいという要望は、教育長さんなり、統合問題の検討会なりで発言をしているところでございまして、その点につきましては、皆さんご理解をしていると思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** 大事なことを言っておきます。陳情者はもちろんですけれども、議会でも趣旨採択されているんですよ、それについて。意見書が去年出ているんです。そういうものに対して、違う内容のものを出したことだけはもう明らかなんですよ。これが町長として許されるんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 違う内容ということではないと思いますね。それは、県の施設としての高等学校のあり方という問題についてのお話でございまして、町として基本的な面は、そういったキャンパス方式というものを要望しているところでございまして、同窓会が、それに普通科と福祉課というふうな文言を加えて、要望しているということだと思います。
- ○議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 彼らが要望した内容に沿っていないんですから、それを要するに安心させておいて、違う内容を出したということは、行政の長として禁じ手を使ったんですよ。これをやってはだめですよ、やはり。そんなことはあり得ないと思います。

これは出し直す気は全くないですか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 大分悪者になってしまいましたけれども、これにつきましては、当初から、同窓会の皆様と協力し合いながら活動、行動している点でございまして、そのような点から、余りその仲を裂くような、そういう発言はいただきたくないなというふうに思っています。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- **〇13番(一場明夫君)** 失礼な言い方をされますけれども、私は彼らに確認して言っているんですよ。仲なんて裂くわけないでしょう。冗談でしょう、それは。そんな言い方をするか

ら問題が起きているんじゃないですか。出し直す気はないんですね。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) この点につきましては、先ほどから申し上げているようでございまして、ご理解をいただいておるところでございまして、出し直すとか、仲を裂いて裏切るとか、そういう言葉でいただくような問題ではございません。

いずれにしましても、同窓会の皆様ともお話し合いも続けているところでございまして、 お互いに一致した目標に向かって、これからもいきたいというふうに思っております。最低 の部分がキャンパス方式だというふうに思っております。

- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私は、彼らと常に情報交換していますよ。共通意識を持って聞いています。それで、彼らが求めた最低条件がそこだったんです。それを町長が、1つ段階を下げてしまったんですよ。間違いないです、これは。

では、町長聞きますけれども、統合がそういう状態になったときに、この町に吾妻高校が 将来的にどんな影響があるというふうに考えていますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) そういう影響のないようにしっかりとキャンパス方式を貫いてまいりたいと思います。
- ○13番(一場明夫君) どんな影響が生じると聞いているんです。そんなこと聞いていないですけれども。時間は過ぎていますけれども、そのぐらい答えてください。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) それにつきましては、長き伝統ある吾妻高校、それがキャンパスとなるということでございます。今おっしゃるのは、中之条高校に全部統合になったということですか。お話しの点は。ですから、そのためにキャンパス方式というものを要望しているわけで、そういう影響が生じないように要望しているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 吾妻高が統合にどういう形でなろうとも、統合になることに対して検証していないんですよ、あなたは。今のお話を聞いていると。では、1日のここの原町駅の利用客が今どのくらいで、どのくらいに吾妻高がそういう状態になったときになろうかと検証していますか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。

- **〇町長(中澤恒喜君)** キャンパス方式がどのような形でキャンパスとなるかということで、変わってくるのだというふうに思っております。そういうことのないように要望をしているところでございます。
- **〇13番(一場明夫君)** ちゃんと検証をしているかどうか聞きたいんだけれども。
- 〇議長(橋爪英夫君)答弁願います。町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 先ほども申し上げたとおりでございまして、悪い影響のないように要望を続けているところでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 私の質問に対しては、ずっと議論がかみ合わない、町長が議論を避けているのだと思いますけれども、それでずっと推移してきて、最後、残念なんですけれども、少なくとも原町駅の一日の平均利用人数って540人ぐらいなんです。乗降客が。そのうちに吾妻高生が330人いて、250人が電車で通学しているんです。これを逆算していくと、少なくとも6割以上の子がそこを利用しなくなる可能性があるんですよ。それだけ見ても、どのくらい町に影響があるかというのは、町長わかるでしょう。そういうふうに感じませんか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 大変に難しい問題でございますけれども、よい高校教育をするということも、県の教育委員会の中にあるわけでございまして、私どもとすれば地域振興、地域の活性化というものも根底にあるわけでございます。そのような立場から、お互いにまた今、要望書等も出して、そして、その先を検討しているところでございますので、今後ともキャンパス方式という点を崩さずにいきたいと思います。
- ○議長(橋爪英夫君) 13番、一場明夫議員。
- ○13番(一場明夫君) 彼らはもっと真剣に考えていますよ。それもみんな分析した上で言っているんですよ。だから、町長がもう少し真剣に考えるべきだと思います。それだけは申し上げておきます。私は彼らの意思を代弁して、きょうはある意味、ちゃんと確認した上で質問をしていますので、町長の言っていることが明らかに間違いだということだけは申し上げておきます。

以上で質問を終わります。

○議長(橋爪英夫君) 以上で、一場明夫議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

午後1時まで休憩いたします。

(午後 零時11分)

○議長(橋爪英夫君) 会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 青 柳 はるみ 君

○議長(橋爪英夫君) 続いて、10番議員、青柳はるみ議員。

(10番 青柳はるみ君 登壇)

〇10番(青柳はるみ君) それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問は2つありまして、第1に、森林整備による地域再生、第2に、若者の住宅と高齢者 の住宅です。

第1に森林ですが、人口を保つためには仕事があって生活ができること、我が町は何をもって将来にわたった創生ができるか、今、考え、決定していくときだと思います。

町の80%を有する山林があり、杉、ヒノキ、松などは成熟して伐採期に入っていると思います。これを放置していると、材木としての価値がだんだん下がり、保水力や CO_2 削減への力も弱まってきます。地域の宝と言える山林が放置されていれば、自然災害を引き起こす原因にもなりかねません。

山林の整備には若者の力、切った木を活用するには企業が必要です。国・県の支援を活用して、成長産業である林業で創生事業ができないでしょうか。町長のお考えになる創生事業の一つとなれると思いますが、人口減少の歯どめとなる仕事をつくること、また都市から我が町へと流れをつくることになると思います。町長のお考えをお聞きします。

第2に、町営住宅が老朽化が目立ちますが、今、使用している住宅で一番古いのは、築何年でしょうか。また、新しいのは何年でしょうか。

若者が住みたくなる町営住宅が欲しいと思います。また高齢者が車の免許を返納した後、

かなりの高齢でも夫婦協力して暮らしていますが、一人になったときに、途端に弱くなる傾向があります。特に冬の寒さの中、石油ストーブの灯油も入れられないということで、おこたに一日当たっているようです。町の空き家施設で、冬の間、グループホームのように住めれば、認知症も遠のくのではないでしょうか。

行政が間に入って、空き家を紹介する事業がまたできれば、もっと貸しやすくなりますが、 町長のお考えをお伺いします。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、青柳議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の森林整備による地域再生ですが、当町における森林面積は1万9,627へクタールで、町の総面積の77.4%を占めております。民有林面積は1万2,121へクタールで、そのうち杉を主体とした人工林面積は7,231へクタールで、45年生を超える伐採期となる部分が大半を占めております。

一方、保育や間伐などの適正な森林整備を必要とするものが混在し、伐採までの森林整備、保全は、非常に長い期間が必要であり、多くの労力と長い年月の適正な管理において、今日 の森林資源としての価値が形成されているわけでございます。

建築物における木材の利用の実態を見ますと、木が持つぬくもり感を求めて、建築材としての需要が復活をしており、特に学校校舎の内装材への使用など、公共施設の建築物において、その利用が飛躍的に進んできております。

また、建築構造物としての新製品であるCLT(直交集成板)の開発は、従来からの木材の利用に大きな転換をもたらしております。CLTは、板材を直交に交互に張り合わせ、繊維方向を直交することにより、木材の強度を得るものであります。中高層の建築が可能となる画期的な構造材料として、今後国内でもその使用が進むものと考えられます。

広大な森林面積を擁する当町において、山林の保育・管理から、伐採・搬出までの林業と しての成り立ちとともに、木材の生産地である好条件を立地基盤と捉え、製品加工を行う企 業の進出を促す方策も考えなくてはならないと思います。

森林整備から木材製品加工、そして流通という、いわゆる川上から川下までの木材利用の 一連のサイクルの中で、生産工程の多くの範囲を当町で占めることができれば、まさに成長 産業として成り立つものと考えるところでございます。

町の成り立ちの根幹を形づくるものは、人と産業が大きな構成要素を占めております。地

域の活性化、地域の再生には、地域の産業を強くしなければならず、新たな立地企業を誘致 し、雇用の促進を図ることが何より必要であります。このことにより、経済基盤の強化によ る町勢の底辺の強化、底上げにつながるものと考えているところでございます。

2点目の若者の住宅と高齢者の住宅についてですが、現在使用している住宅で一番古いのは昭和33年度建設の新井団地6軒で、一番新しいものは平成17年度建設の箱島団地4軒でございます。

町営住宅には、国から補助金を受けて建設をした公営住宅法による公営住宅と、町単独費で建設した単独住宅があります。

公営住宅法では、その目的を「国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮す低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と福祉の増進に寄与する」とあります。したがいまして、家賃や入居者の収入と同居状況について、一定の基準があり、若者の単身者や共働き夫婦などは、ほとんどの場合、入居することができません。

一方、単独住宅は、町の単独費で建設し、町の考えで入居基準が決められます。現在は、 定住促進住宅の箱島団地4軒と新井団地3軒がありますが、新井団地は警察官舎の払い下げ で、運用は公営住宅と同様でございます。

今後は老朽化した住宅の中高層への建てかえや、借地している住宅の返還などを考慮しながら、若者の定住促進と高齢者福祉も念頭に検討していきたいと考えています。

また、行政が間に入って空き家を紹介する事業については、12月議会の佐藤議員の一般質問でお答えしたことと答弁が重複してしまいますが、現在、当町においては、平成25年度に緊急雇用創出基金事業東吾妻町空き家・空き店舗等実態調査事業を実施し、地区ごとの空き家数、所有者、物件の種類などの情報の把握はしております。しかしながら、現在のところ、空き家の活用まではできておりません。今後は、ホームページを利用し、空き家を貸す意思のある所有者を募集し、物件案内を掲載して、借り手と貸し手の情報交換の場を提供したいと考えております。

なお、空き家の活用に当たっては、物件の改修費等の問題もございまして、多額の改修費が見込まれると、所有者の負担が大きくなり、貸すことを断念する場合が多いのが現状となっています。この問題を解決するには、町が改修費の一部を助成するような制度を創設することも考えなければならないと思います。

このように、空き家・空き店舗利活用については、所有者の協力がなければできませんの

で、所有者を補助する制度を策定して、眠っている財産を活用できるよう取り組みたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(橋爪英夫君) 10番、青柳はるみ議員。
- **〇10番(青柳はるみ君)** ご答弁ありがとうございました。12月に続いて、空き家対策、空き家を持っている人は積極的にはできないものですから、やはり声がけしたり、周知して、今のご答弁のとおりにしていただければと思います。

やはり町営住宅に入ろうと思っても、ちょっと古いものでは夢が見れないということで、 若い人が遠のいて、負担のあるアパート等に住んで、なかなかそれが、自分の住宅を持てる ほうに回らないという声を聞きます。ぜひ若者が定住しやすい環境、また質のよい住宅の提 供、若者同士の交流の場、子育て、教育福祉の充実が求められて、それを町にありますよと いう土地の活用をしていく、また上信道に合わせて形が変わってきてきますので、そのご答 弁のとおりお願いいたします。

また、森の木のことですが、町の77%を占める森林、林業はすぐにはお金にならない、目に見える成果が出にくいとのマイナスのイメージがあって積極的になれない、戦後、自分の親とかが植林している姿を見ておりますが、50年、60年たって立派に成長しているけれども、木材の低下などで全く生かされていない状況だと思います。

しかし、このままでよいはずがありません。手入れされた山を見ると心が和みます。しか し、私が町内を見た中で一番山が荒れているのかなと思ったのは、あづま森林公園までの道 です。何十本も木が倒れそうになり、また渓流も荒れておりました。

今、山林と真剣に向き合わないと、未来の子供たちに対して責任を果たせないと思います。 そして、時代に合った地域をつくって、暮らしを守りたいと思います。自然エネルギーや、 深いところに住む動物との共存、災害を防ぐ里山、今、町長がおっしゃったように長期にか かわりますが、今、アレルギーの3分の2はスギ花粉だという医療・国民の悩みでもありま す。

新聞報道によりますと、2015年の予算に農山漁村地域整備交付金1,066億円の予算を組んだ、花粉の少ない杉に転換する事業に対して70%の補助を行うというものが載っていました。 民間林の活性化や整備につながるものと期待されています。植林のコストを下げるために専用の容器に入れた苗を使い、20年程度で従来の30年以上の杉になるという確認がされています。自分の生きているうちに使えるということだと思いますが、1964年の木材輸入自由 化以降、安価な輸入材の供給が急増して、その中で円安に伴う輸入材の価格上昇によって、 国産材のニーズが少しずつ高まっていると報道がありました。

今、町長のおっしゃったCLT材が、日本では昨年、26年1月19日にJAS規格として制定されて、国土交通省は来年にも建築資材と認める方針ということです。今、国会で審議中の来年度予算には、CLTの生産企業に設備導入費を助成する交付金が盛り込まれたということです。積極的に活用してほしいという話を聞きました。

CLTは今、秩父のほうで計画が始まっているそうです。そういう先にやっているところを注視して、そこで動向を見据えて、またそれを取り入れるということも大切だと思いますが、町長、先行しているところを見て、うちの町もという思いはありますか。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 地方創生におきましても、林業の再生ということが一項ございます。 そのようなことから、林業、これからの産業としての位置をかなりこれから真剣に考えてい かなければならないと思っております。

特に林業におきましては、かつては重労働ということで敬遠されがちだったのでございますけれども、近年は高性能機械というものが導入されまして、いわゆるバックホーの先のアタッチメントを変えて、それでチェーンソーがついていたり、材の採寸までそれでできて、持ち運びが楽だというふうな機械も出ておりまして、最近は森林組合のそういう現場の作業も、若い人が多くを占めるようになってまいりました。

また最近は、そういうふうな状況の中で、20代の女性が森林の作業を希望して面接をしたいなんていう話も来ておりますので、これから産業としての林業の再生に向けて取り組んでいくことが必要かと思っております。

また、先ほどお話に出ましたCLTでございますけれども、先進地は既に始まっておるところでございますけれども、直交による集成板ということで、非常に強度的には改善をされて進んで、3階、4階建てというふうなビルを、このCLTで木造のビルができるというふうなことでございます。今後、注目されるものでございますので、群馬県内に幾つもできるという状況にはならないかと思いますけれども、こういうものを、先進地等を見ながら、検討をしてまいるのも一つの非常に重要な点だと思っておるところでございます。

○議長(橋爪英夫君) 10番、青柳はるみ議員。

〇10番(青柳はるみ君) ご答弁ありがとうございます。

CLT、日本では何カ所かやっておるそうですけれども、群馬県では我が町が先にできれ

ばいいなと思っております。

そして、また今、林業男子、林業女子のお話をされましたが、35歳未満の従事者が上昇傾向にあるということで、自治体も待遇や安全面に十分配慮して、若者の雇用の受け皿として取り組むチャンスだと思います。

また、今、森林組合のお話をされましたが、30町歩まとまると国から支援が入る事業があると聞いたんですが、個人ではなかなか隣の持ち主がわからなかったりして、支援体制がほしいという、自分たちではなかなかできない、私もできないし、またそういう声もたくさん聞きます。行政の指導とか支援が欲しいところなんですが、そこはどうなんでしょうか。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

○町長(中澤恒喜君) 林業に対する行政の支援、国の支援というものはかなり進んでいるというふうに思います。特に、民有林の所有者、自分の土地に木を植えて育てて、それを伐採して売るという一つの行為でございますけれども、木を植えて育てるということで、国土を保全しているという機能も果たしている、あるいは水源を涵養するという機能も果たしているわけでございまして、また二酸化炭素を木の中に固定して地球の温暖化を防ぐということも行っておりますので、公益的な機能を果たしていくということで、非常に林業の補助金というものは手厚いものがございます。

これからも、群馬県は森林環境税、これが緑の県民税ということで創設をされましたけれども、これからも、国の森林環境税というのが必要でないかというふうに思っております。 これからも国に、この国税の森林環境税というものの創設をお願いしてまいりたいと思っております。

町といたしましても、森林環境税創設の協議会に入っておりますので、こういう機会に、 より林業に対する補助事業等の充実を図っていただきたいということで訴えてまいりたいと 思います。

- ○議長(橋爪英夫君) 10番、青柳はるみ議員。
- **〇10番(青柳はるみ君)** ありがとうございます。

自分自身、自分ちの山に行くのも余り行かないし、木のことも本当に詳しくないんですが、 町長のように専門の仕事をされている方に対して本当に恐縮なんですけれども、自分なりの ネットワークで、川上から川下へ木を切り出すのに、非常に、山に道をつくったり、本当に 資金がかかるということで、一番それが持ち出しにくいものになっているんだと思いまして、 和歌山県の上道機械というところに、ちょっと自分の友人を介して電話しましたら、メール できちんと答えてくださいまして、こういうふうに木を運べば道をつくらなくていいよという、これはメールできのう送ってくださったんですけれども。

これは、小さいヘリコプターです。これは初めに、糸みたいな軽いもので、ここから出発してずっと山に行きまして、そしてまた、次にもう少し太いひもをつけて、だんだん木ができるような太いひももつきまして、飛ばすんだそうです。小さい、このくらいのヘリコプターです。そして、ここから木を空中で持ち出す、そうすれば下に道をつくらなくて済むという方法を言ってくれました。木材を運ぶ手段、ラジコン飛行機を使う、ファントムというので無人飛行機のことですが、シャクトリムシのように山の上に下から受けて飛ぶ。料金は15万円プラス、1万円というのは山を登るための1万円で、あと和歌山から持ってくる経費だそうです。

飛ばし方ですが、これは1つなんですけれども、2つの方法があって、1つはロープ発射のひもを使って、今のように飛ばしまして。ロープ発射機というのがあるんですか、それは銃刀法の免許も必要なので、ちょっと大変だから、無人のヘリコプターで持っていくなら免許も要らなくて、最初のひもを通しさえすれば、現地の地元の人もできますよというお話を奈良県の五條市という、林業をしている社長さんが、教えてくれました。800メートルの距離のある高地から木をおろすのに、それまで索道をつくってやっていたのを、無人リモコンヘリでやることで、森も荒らさないしコストも大分安くできたそうです。リモコンヘリは8万円ぐらいでできるのだとそうです。最初は細いビニールひもを引っ張っていき、それに次のもう少し丈夫なひもを結んで引き上げ、だんだん太くして、最後に木をおろさせる道をつくるのだそうです。大変なのは操縦技術で、山なので気流が激しくてヘリが落ちたり、ビニールひもが引っかかったり、また着陸させるときも受け取る人との連携が必要なことです。もしかしたら、コンピュータ制御のドローンというのは、無人飛行機ということだと思うんですが、自動制御なので、接続は簡単かもしれないという上道機械の上道社長のお話で教えてもらいました。

また、高知県もCLTの、県を挙げてやっているということで、このように何か突破口があるかもしれない。

また、今、町長にお願いしましたが、先進事例が秩父という、そんなに遠くないところであるということで、この間も建設課でガッタンゴーというのを体験させていただきました。 やはり現場を見て、いいと思うのは取り入れて、参考にしていければななんて思っています。 このような、いろいろな策を講じて、町長も力強い、山の木に対して非常に国からの支援 もありますというお返事をいただきましたので、ぜひこの町の特徴である木を利用した、6 次産業までつなげた産業で、若者の仕事ができればと思いますが、最後にまたご答弁をいた だきたいと思います。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 町の面積の77%が森林でございますので、この資源を生かしていくことが将来の町にとっても非常に重要なことであるというふうに思っております。

今までは、何かと木を育てる、重労働で、そして木材もそれほど高くは売れないということで、なかなか林業に対する興味が薄れてきたという状況があると思います。お話しいたしましたように、機械化された林業というものも進んでまいりました。また、若者が就業しやすい状況にもなってきたというふうに思っております。県内にも、渋川市に県産材センターができましたり、木材利用をする、加工する、利用できる施設も多くなってきているところでございますので、今後も林業に対しまして、しっかりと取り組んで、東吾妻町の活性化にもまたつながっていければというふうに思いますので、取り組んでまいりたいと思います。

- ○議長(橋爪英夫君) 10番、青柳はるみ議員。
- **〇10番(青柳はるみ君)** ありがとうございます。

渋川のその施設もあるし、非常に環境的にはやりやすいところにあると思いますので、ぜ ひ力を入れていただきたいと思います。

地方創生の全ての作業が、武田信玄ではないですけれども、人は石垣、人は城、全てが人 を育てるものになるように願って、質問を終わります。

- 〇議長(橋爪英夫君) 答弁いいですか。
- ○10番(青柳はるみ君) はい。
- ○議長(橋爪英夫君) 以上で、青柳はるみ議員の質問を終わります。

◇ 金澤 敏君

○議長(橋爪英夫君) 続いて、9番議員、金澤敏議員。

(9番 金澤 敏君 登壇)

○9番(金澤 敏君) では、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画が先ほど示されました。計画は、27年から31年までの計画

でありますが、幾つかの点について質問を行いたいと思います。

この計画は、計画の位置づけにおいて、東吾妻町次世代育成支援後期計画の考え方を継承し、さらに上位計画である東吾妻町総合計画等の整合性を図るとなっております。では、今まで幾度となく問題になった、総合計画や集中改革プランに盛り込まれていたこども園構想はどのようにつながっていくのか、伺いたいと思います。

なお、課長の説明では、平成30年ごろの整備とのことでありますけれども、さらに三、四年かかるということでありますけれども、この子ども・子育て支援新制度でのこども園構想はどのような位置づけになっているのか、伺いたいと思います。

既に利用申し込みも始まったとのことでありますけれども、一部の自治体において申し込み時、大分混乱もあったと聞き及んでおります。当町においても、27年度からの位置づけでしたから、新制度に沿っての入所申し込みが行われていると思っております。制度は、標準時間や短時間等ありますので、保護者の方には、より一層の丁寧な説明が求められると思いますが、この点についてもいかがでしょうか。

この時間のことにつきまして、先日の説明では、保育標準時間と短時間とのことが出てき ておりますが、この差はわずかであります。短時間者が8時間以外の利用は延長保育として 取り扱い、追加料金が生じる危険性があるとのことでありますけれども、そのことは周知徹 底されているのか。なお、利用者の就業形態の把握をした上での区分設定なのか、区分設定 を利用制限することは混乱のもとになるのではないかと疑問があるところであります。一人 一人の子供の必要な保育が保障される保育利用の時間設定が必要だと考えておりますけれど も、町長の子育て支援の取り組みに対して、どのような判断をするのか伺いたいと思います。 さて、保育所整備にかかわってでありますけれども、今までは、自治体運営の施設は補助 金や交付金がないとの説明でありましたけれども、子ども・子育て関連3法制定時に、保育 所整備にかかわる国庫補助の規定が削除されました。その対策として、児童福祉法第56条4 の2で、市町村は、保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画(市町村整備計 画)を作成することができると規定されております。同法第56条4の3の2では、国はこの 市町村整備計画に係る事業の実施について、予算の範囲内で交付することができると規定さ れているところから、当町でも、保育所整備や幼保連携型認定こども園の整備に活用できる のか、できないのか、この点についても伺いたいと思います。もし活用できるのであれば、 整備計画はつくってあるのか、もしないのなら早急につくるべきだと思いますが、いかがで しょうか。

今、子供の貧困、子育て困難がますます深刻になっております。子供の発達と保護者の就 労を同時に保障する福祉としての保育と、保育所の果たす役割はこれまで以上に重くなって きているのではないかと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

これからは、自席にて質問をさせていただきます。

〇議長(橋爪英夫君) 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは、金澤議員のご質問にお答えをいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、先月26日開催の第6回子ども・子育て会議においてご承認をいただきました。概要は、先日の議員全員協議会でご報告をしたとおりでございます。

幼保の連携につきましては、平成23年度から関係者による協議を始めましたが、その後、 政権交代や子ども・子育て支援新制度の創設などがあり、紆余曲折を経て、子ども・子育て 会議に引き継がれました。

当初は、こども園構想もありましたが、老朽化した保育所の整備を優先する必要性が高い と判断し、現行体制を維持、拡充していく方向となりました。仮に、早期にこども園とする 場合には、現在の幼稚園に保育所機能を付加する幼稚園型認定こども園になります。新設の 場合では、今ある幼稚園が無駄になりますし、いずれにしても多額な経費が見込まれます。

このような現状を踏まえ、3歳未満児対象の保育所を整備し、同時に既存施設を活用して、保育園児も利用できる学童保育所を整備することで、こども園と同様のサービス提供が可能になると判断したものであります。希望する全ての3歳以上児は、幼稚園教育を受けていただき、降園後、必要ある園児については、学童保育を利用していただく。そうすることで、希望する全ての幼児が平等に幼稚園教育が受けられることとなります。

子ども・子育て会議では、このような町の考え方を示し、ご了承をいただきました。その 結果が、老朽化した3つの保育所を整理統合し、原町地区に新設の保育所を平成30年度に開 所するというものでございます。

ご指摘の点についてお答えをいたします。

入所申し込みは例年どおりの10月に行い、対象者全員に入所承諾をしております。今月末には認定区分や保育時間を記した認定証及び保育料決定通知書を出す予定であります。保育時間につきましては、原則月の就労時間が父母ともに48時間以上、120時間未満の場合は、保育短時間の認定となります。また、当然に就労時間の変更等があった場合には、区分の変

更は可能であり、利用を制限するものではございません。

追加料金の件ですが、追加料金は11時間を超える延長保育の際に発生するものでありまして、町では現在、この延長保育を実施しておらず、該当しておりません。

最後の施設整備に対する交付金でございますが、この交付金の対象となる施設は、公立以外の施設ということで、民間施設、いわゆる私立が対象となります。

新制度は間もなくスタートいたしますが、全体的に見ても大きな混乱もなく例年どおりで 推移をしております。むしろ保育料の算定基礎が所得税から町民税になったことにより、確 定申告の終了を待たずに保育料の決定ができるなどメリットもあります。

長年の懸案事項だった保育所整備に方向性が決まりました。未来ある子供たちのために、 一日も早い完成を目指す所存でございます。皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し 上げます。

以上でございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) まず第一にお聞きしたいのは、東吾妻町次世代育成支援後期行動計画 と今度の東吾妻町子ども・子育て支援事業計画、この計画が新たにつくられたということは、 何か違いがあると思うんですけれども、その違いはどこでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) とりたてて斬新な制度、あるいは取り組みというものが変わって起用 されているということではございません。さらに子育てをしっかりと支援してまいりたいと いうものでございます。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) これだけ厚い子ども・子育て支援事業計画というものが、ついこの間、 全協で出されたわけなんですけれども、やはりこれだけの計画があるんですから、前の計画 より、ここがよくなったんですよとか、ここに力を入れるようになっていますというような ところはあるんでしょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) とりたてて基本的なものは変わりないというふうに申し上げましたけれども、子供たちを育てる環境というものは、非常に今、厳しい状況もあるわけでございます。特に家庭の貧困、あるいは子供たちの貧困ということがよく言われておるところでございますので、今後もこういうところをよく注視いたしまして、今後、これまでの取り組みの

成果等を引き継いで、新たに子ども・子育て支援事業計画というものでしっかりとこれに取り組んでまいるというものでございます。

- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) 私、そういう答えではなくて、ここにちゃんと書いてあるから、この辺を言ってくれるのかなと思ったんですけれども、計画策定の趣旨のところで、前にあった次世代育成支援後期行動計画においても、なかなか少子化はとまっていかない、そういうことであるから、子ども・子育て関連3法ができたんだと。それで、この制度で質の高い幼児期の教育が行われるんですよという答えが出るのかなと思ったんですけれども、そうではなかったということで、この計画も、そういうことを考えると、なかなか、この少子化対策やら子供たちに質の高い幼児教育が行われるのか、ちょっと疑問でありますけれども、それは、これからの計画が27年度から始まりますから、様子を見ていくしかないなとは思っております。

そして、あと保育時間の問題に関しましても、当町においては追加料金が生じるようなことはないということでありましたので、その辺はほっとしているところなんでありますけれども、ただ、この新制度に向けて、国からのQ&Aの中で、短時間者は8時間として規定されていて、例えば8時半から4時半、9時から5時というような感じで8時間として一定の時間帯を設定していただきたいというような内容だそうです。その回答を受けると、この時間帯以外の利用の扱いは延長保育になるんだというようなQ&Aがあったものですから、当町でもそのような考えであるのかなと質問したわけですけれども、ないということでありますけれども、それはしっかりと確認してよろしいんでしょうか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 先ほど申し上げましたように、追加料金は11時間を超える延長保育の際に発生するものでございまして、町では現在この延長保育を実施しておらず、該当はいたしません。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- **〇9番(金澤 敏君)** 本当に、追加料金が発生しないということでありますので、そのように認識しておきます。

そして、質問の最後のほうにも言いました児童福祉法第56条4の2の件なんですけれども、 公立ではこれは適用できないんだということは、この法律の中のどの文面に入っているんで しょうか。私は、どうもそれを読み取れないので、お聞きしたいんですけれども。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) これにつきましては、もう従前からの公立以外の施設というものはみんな全て認識をしているところでございますので、さらに突っ込んだ形でお調べの場合は、また保健福祉課長等と調査を調べていただければというふうに思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- **〇9番(金澤 敏君)** この辺はすごく重要なことだと思うんです。従前からというような説明ではなく、ちゃんと法律のどこの根拠をもってこうなっているんですよということを示していただきたいんですけれども。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、事務的な面でございますので、ここでお答えして誤りが出るとまずいことにもなりますので、後日、担当課長よりご確認いただきたいというふうに思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) 通告要旨にもしっかり書いてありますよね。で、課長が、従前から公立はだめなんだという答えをきっと町長の答弁書に書いて渡したんだと思うんですけれども、だから、どの法律のどの部分で公立はだめなんだというのをお聞きすれば、私もそこで納得して、ああそうですか、では、私が調べたことは間違っていたんですねと素直に答えられるんですけれども、私が調べた中では、公立はだめなんだということはどこにも書いていなかったものですから、お聞きしているだけなので、通告要旨に従ってしていますので、その辺をお答えください。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 通告によって答弁要旨をつくる中でお答えをしたところでございますので、今後、担当課長へ確認をいただくことを要望いたします。こちらとしても、その点をよく調べてみたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) この法律、平成24年8月22日に出ている法律ですよね。この子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律という、ちょっと物すごい長い文面の法律でありますけれども、この24年8月22日に出ているこれについては、承知していらっしゃいますか。

- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** 申し上げましたように、この点につきましては、担当課長にご確認いただければありがたいというふうに思っております。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) ですから、これは一般質問なんですよ。だから町長にお聞きしたい、 町政に関する全般的な問題を質問するというのが一般質問ではないんでしょうか。違うんで しょうか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- ○町長(中澤恒喜君) 質問の通告書に従って答えておりますので、その点につきましては、 今後、お調べをいただいて、ご確認をいただきたいと思います。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) 今、答えがもらえなくて、今度は誰が答えてくれるんですか。
- 〇議長(橋爪英夫君) 町長。
- **〇町長(中澤恒喜君)** これにつきましては、保健福祉課長から、よく説明をさせます。後刻ですね。
- 〇議長(橋爪英夫君) 9番、金澤敏議員。
- ○9番(金澤 敏君) 私、きょう、これは明確に答えてもらえると思ったんです。私が間違っているんだったらそれでいいんです。私が調べた資料が間違っていましたと言って、それで済ませようと思った。ただ、それが言い切ってくれないから、ちょっと困ったなというところでありますので、これ以上、この件に関して質問をしても仕方がないので、私はこれで質問を終わらせていただきます。
- ○議長(橋爪英夫君) 答弁はいいですか。
- ○9番(金澤 敏君) 結構です。
- ○議長(橋爪英夫君) 以上で、金澤敏議員の質問を終わります。 これをもって町政一般質問を終わります。

○議長(橋爪英夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、

P議長(橋爪英夫君) お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、 その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任された いと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(橋爪英夫君) お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。 したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。 これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(橋爪英夫君) 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。 町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 平成27年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会をされました本定例会におきましては、人権擁護委員候補者の推薦1件、 条例関係といたしまして、東吾妻町行政手続条例の一部を改正する条例についてなど24件、 予算関係では、平成27年度一般会計予算など15件、その他7件、あわせて47件を提案させ ていただき、全てを原案どおりご議決いただき、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議結果や一般質問などで、多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの 状況を真摯に受けとめ、今後町政を執行する中で生かしてまいりたいと存じております。

また、本会議で成立をいたしました平成27年度一般会計当初予算等の執行につきましては、

引き続き経費の節減や効率的な運用に努めていきたいと考えております。

さて、いよいよ年度変わりの時期になりますが、中学校では5校での最後の卒業式が13日に挙行されました。卒業式には議員各位にもご臨席を賜り、祝福の言葉をいただきました。卒業生は、在校生や関係者に見守られ、新しい世界へ羽ばたいていきました。また、4月にはいよいよ新生東吾妻中学校も開校いたします。議員各位におかれましても、新しい中学校が子供たちにとってよりよい中学校となりますよう、ご協力をお願いいたします。

定例会終了後も統一地方選挙を控え、公私ともにご多忙の日々を迎えることと存じますが、 議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため、今後ともご指導、ご 鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長(橋爪英夫君) 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年第1回定例会は、3月4日から本日まで14日間にわたり開催され、人事案件1件、平成27年度当初予算8件、平成26年度補正予算7件、条例関係24件、その他7件の執行部提案に加え、委員会発議による意見書、条例改正等が3件、請願書・陳情書等、終始熱心にご審議をいただきました。また、町政一般質問には5人が立ち、ここに終了することができました。

14日間にわたり、会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に心からお礼を申し上げます。

会議の中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあったかと思います。新 しい年度の事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待をいたします。

さて、顧みれば4年前、東日本大震災が発生した年でもありました。震災発生から間もない5月、町民の期待を背に、この議場に会しました。この4年間、町民の付託にこたえるべく、東吾妻町の発展と町民福祉の向上のため、議員各位は懸命の努力を重ねてまいりました。 議会基本条例制定からも5年が経過し、まことに感無量であり、感慨深いものであります。

また来月には、東吾妻中学校が開校します。生徒にとって環境が全く変わるわけでありますが、地域の皆さんが一丸となって協力し、事故なく順調に運営されることを祈るばかりで

あります。

さて、議員の中には、今任期をもって勇退される方もいらっしゃるやに伺っております。 長年にわたり町政に対するご尽力に敬意をあらわすとともに、今後は健康に十分留意をいた だき、勇退後もそれぞれの立場で町政にご指導をいただきたいと存じます。

また、引き続き挑戦をされる議員諸君におかれましては、お体をご自愛の上、存分にご活躍をいただき、来る5月にはこの議場で再会ができますことを深くご祈念を申し上げます。

最後に、町長を初め執行部各位に対し、4年間に寄せられましたご協力にお礼を申し上げるとともに、今後のご健康、ご活躍を祈念申し上げ、言葉は整いませんが、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長(橋爪英夫君) 以上をもって、平成27年第1回定例会を閉会いたします。

ご協力大変ありがとうございました。

(午後 2時00分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

署名議員樹下啓示

署 名 議 員 山 田 信 行

署名議員水出英治